

令和8年6月改訂



西郷村 こども計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

西郷村

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の概要.....	2
3. 計画の策定・推進体制.....	3
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況.....	4
1. 人口等の動向.....	4
2. 子育て家庭を取り巻く状況.....	13
第3章 計画の基本的な考え方.....	39
1. 基本理念・基本視点.....	39
2. 基本目標.....	41
3. 施策の体系.....	42
第4章 総合的な施策の展開.....	43
基本目標1：こどもがまんなかのむらづくり.....	44
基本目標2：子育て家庭への支援の推進及び充実.....	51
基本目標3：こどもと子育てにやさしいむらづくり.....	62
基本目標4：支援や関わりが必要なこどもへのきめ細かな取組の推進.....	69
第5章 子ども・子育て支援事業計画（第3期）.....	77
1. 基本方針.....	77
2. 教育・保育給付.....	79
3. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制.....	81
4. 教育・保育の一体的提供等の推進.....	92
第6章 こどもの貧困解消対策計画.....	93
1. 基本方針.....	93
2. こどもの貧困解消対策施策の推進.....	96
第7章 こども・若者計画.....	101
1. 基本方針.....	101
2. こども・若者の育成支援施策の推進.....	101
第8章 計画の推進方策.....	105
1. 計画の推進状況の点検・公表.....	105
第9章 資料編.....	106
1. 西郷村子ども・子育て会議条例.....	106
2. 子ども・子育て会議 委員名簿.....	108
3. 策定経過.....	111
4. 用語集.....	112

文章中に「※」が付いている用語は、第9章 資料編 4. 用語集に解説を掲載しています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会全体でこども・子育てを支援する取組が進められています。しかし、こどもと子育て家庭の抱える課題は増大し、複雑化しております。近年はさらに少子化が進み、こども人口は減少しております。こども・若者を取り巻く環境は急激な社会変化とともに変化していることに加え、コロナ禍の影響もあり、様々な困難や新たな課題に対応できず生きづらさを抱えたこども・若者が増えてきている状況にあります。このような問題が生じたことにより、ニート、ひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題や、児童虐待※、いじめ、不登校などの諸問題がさらに深刻化・長期化しています。

また、若い世代の結婚や子育てに対する不安や、子育て家庭の不安・孤立感が増大していることが、少子化の進行や人口減少に影響していることが指摘されています。このようなことから、令和5年4月1日に、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

「こども基本法」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会として「こどもまんなか社会」を目指し、その実現に向けて、市町村に対しこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」を定めることの必要性が示されました。

西郷村では、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく「西郷村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、質の高い幼児期の保育の総合的な提供、地域子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善の一層の推進を図ってきました。第2期計画（令和2年度～令和6年度）では「西郷村子どもの貧困対策計画」を盛り込み推進しています。このような背景に、西郷村ではこども基本法の示す理念及びこども大綱の示す基本的な方針を踏まえ、西郷村のこども・若者施策を総合的に推進するため、新たに「市町村子ども・若者計画」を一体とした「西郷村こども計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

そして、住民・企業・関係団体等と協力・連携して、全てのこどもが健やかに成長する子育て環境づくりを推進していきます。

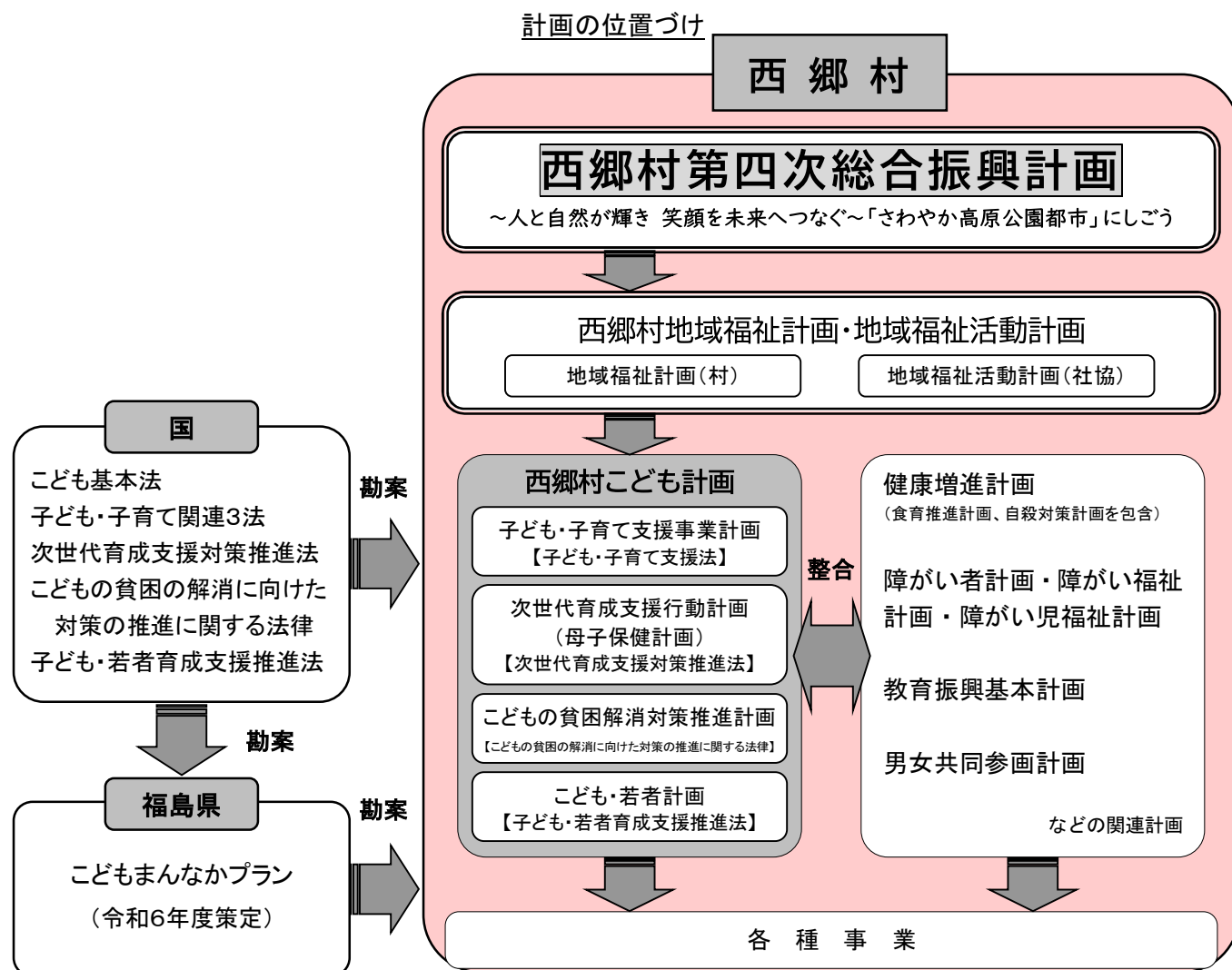
2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本村のこども・若者施策に関する事項を定める計画です。「村総合振興計画」における子ども・子育て分野の「希望に満ち、子どもたちが健やかに育つむらづくり」の実現に向け、「西郷村地域福祉計画（令和6年度策定）」等の関連計画と整合を図りながら策定・推進します。

また、本計画は以下のこども・若者施策に関連する計画等を包括するものとして策定します。

- ・「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・「次世代育成支援対策推進法※」第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ・「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく「市町村計画」



(2)計画期間

本計画は令和7年度から令和11年度までの5年計画とします。また、制度改正等の国の動向により、計画途中年度においても必要に応じて見直しを行うこととします。

計画期間

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第1期計画期間					
	評価・点検		評価・点検	次期計画策定	次期計画(令和12～16年度)

(3)計画の対象

こども基本法では、「こども」を年齢で区切ることなく、“心身の発達の過程にある者”と定義されています。これを踏まえ、本計画の対象はこども（18歳未満）及び若者（概ね30歳まで、取組によっては39歳までを含む）とその家族とします。なお、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業のサービス対象者は、主に小学生以下の児童・幼児（取組によっては18歳未満）とその家族となります。

3. 計画の策定・推進体制

(1)策定体制

本計画の策定にあたっては、本村の子育て家庭の生活実態等をはじめ、教育・保育や子育て支援サービスの利用状況と利用意向ともに、こども達の生活実態を把握するため、村内の18歳未満のこどものいる世帯とこども本人にアンケート調査を実施しました。また、本村に居住する19～39歳の住民に若者の生活に関する調査を実施し、計画の基礎資料としました。

また、福祉・保健・教育等の関係者及び子育て当事者等から構成される「西郷村子ども・子育て会議」において計画の内容を協議しました。

そして、本計画素案の立案に際して、広く住民にパブリック・コメント※を実施して意見の募集を行いました。（掲載期間 令和7年1月29日から令和7年2月11日）

(2)計画の推進

本計画の対象分野は広範に関わるものであり、計画の推進にあたっては村だけでなく、住民、企業、関係団体が互いに連携して進めていくことが重要です。

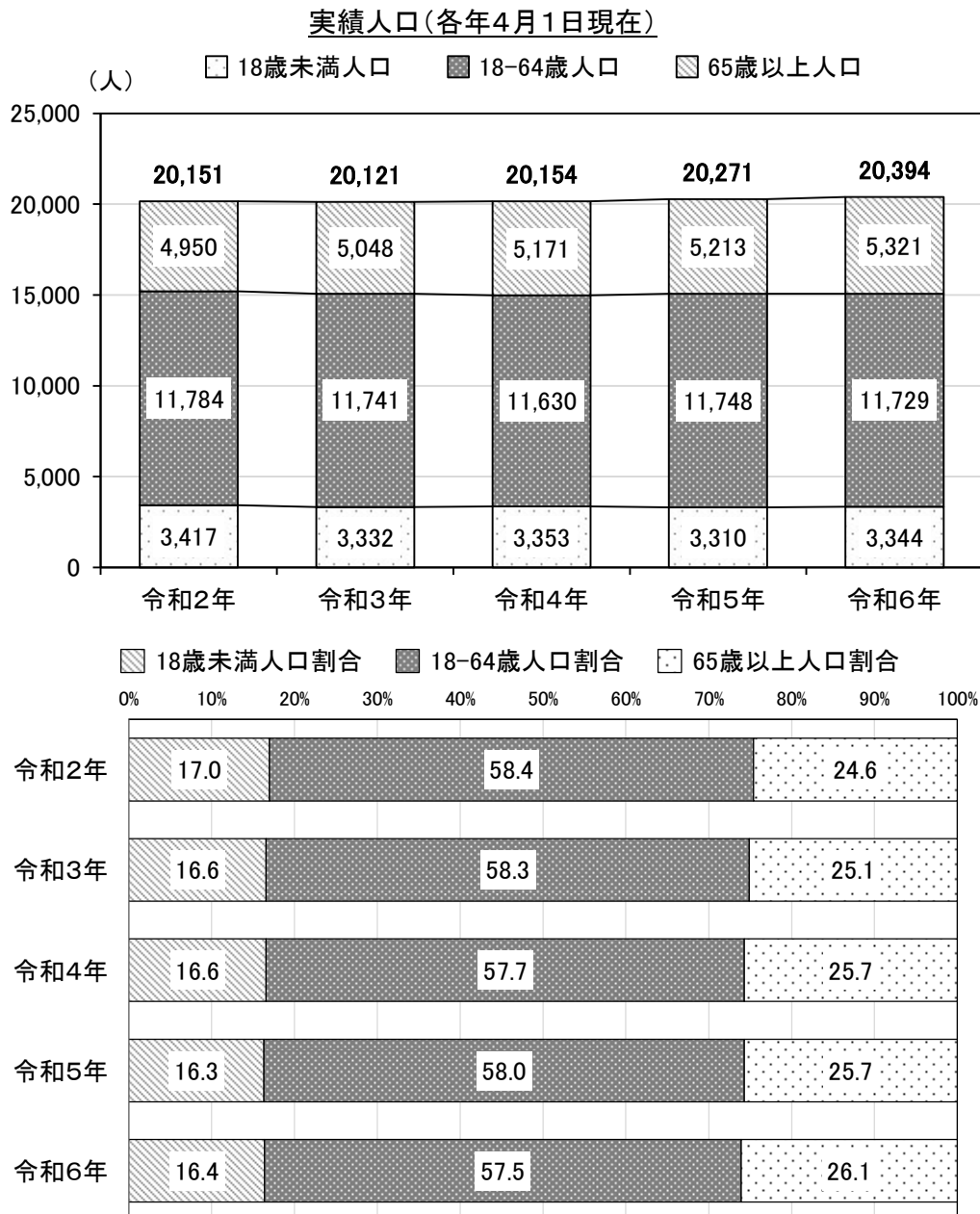
具体的には、福祉、保健・医療、教育等の関係課・関係機関と連携し、定期的に点検を行い、子ども・子育て会議にて協議し、各施策を推進します。

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

1. 人口等の動向

(1) 人口推移

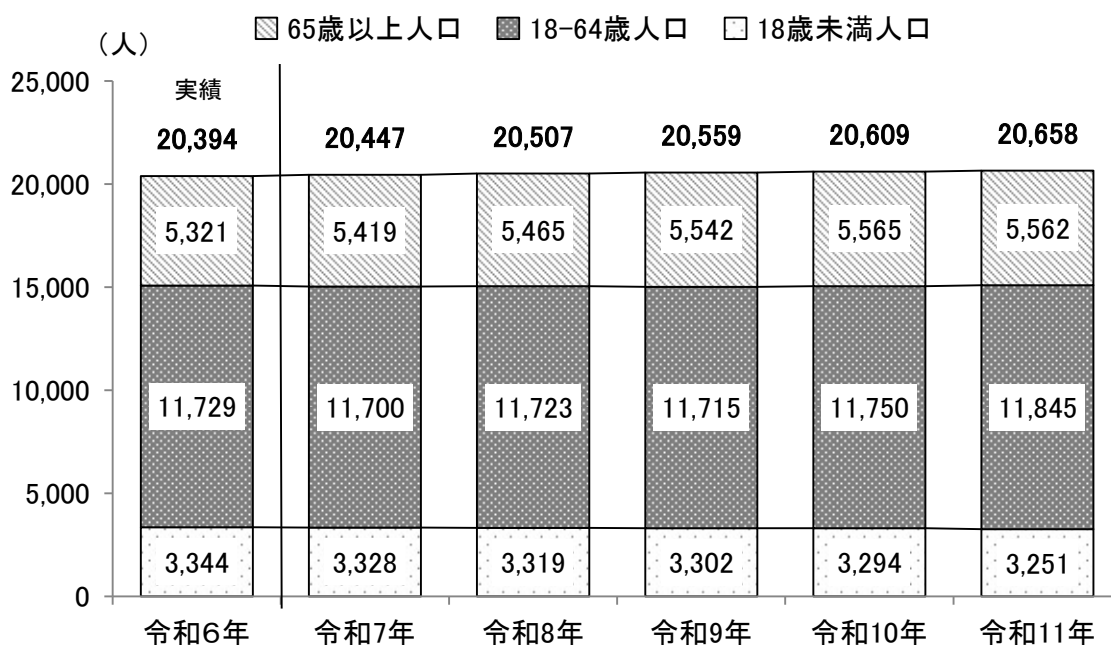
近年の総人口は、令和2年は20,151人、令和3年は20,121人でしたが、令和4年以降は微増して令和6年は20,394人となっています。18歳未満人口は3,300人程度で推移しており、令和6年は3,344人となっています。人口構成は緩やかな動きとなっており、65歳以上人口割合は令和6年に26%台となり、18-64歳人口割合は令和2年の58.4%から令和6年は57.5%に、18歳未満人口割合は令和2年の17.0%から令和6年は16.4%と微減しています。



(住民基本台帳)

近年の住民基本台帳人口の動向から計画期間の人口を推計すると、令和7年以降も総人口は微増で推移すると見込まれ、令和11年は総人口が20,658人、18歳未満人口は微減して3,251人と見込まれます。

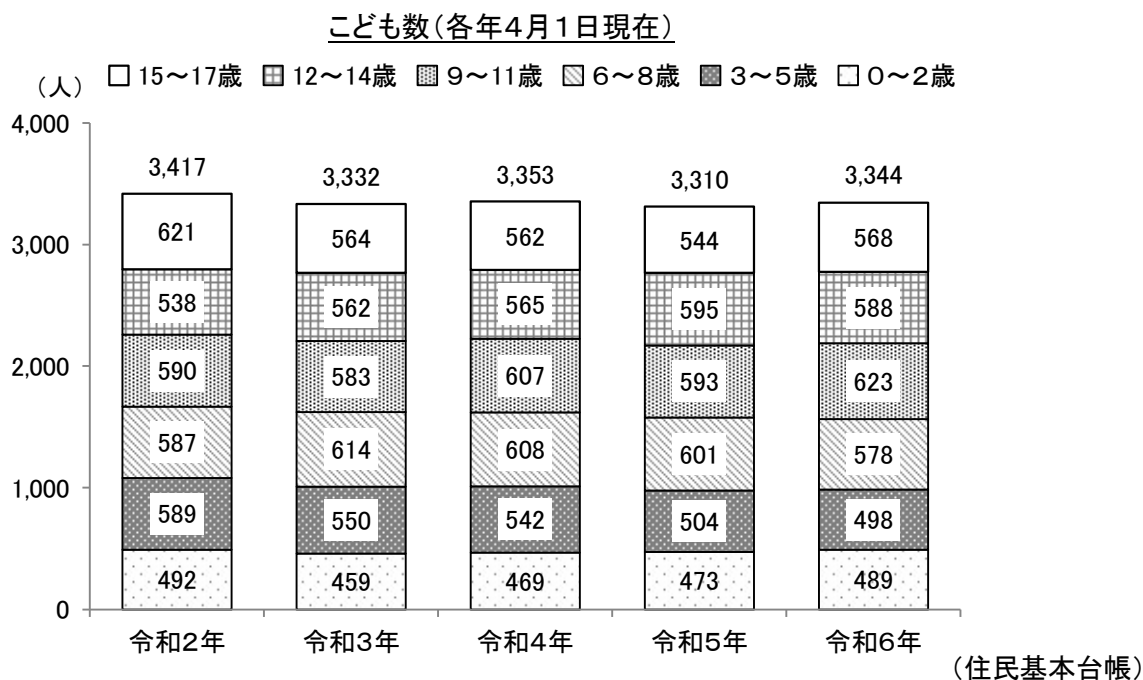
推計人口(令和2～6年の平均変化率をコーホート変化率法※で推計・各年4月1日現在)



(2)こども数・出生数

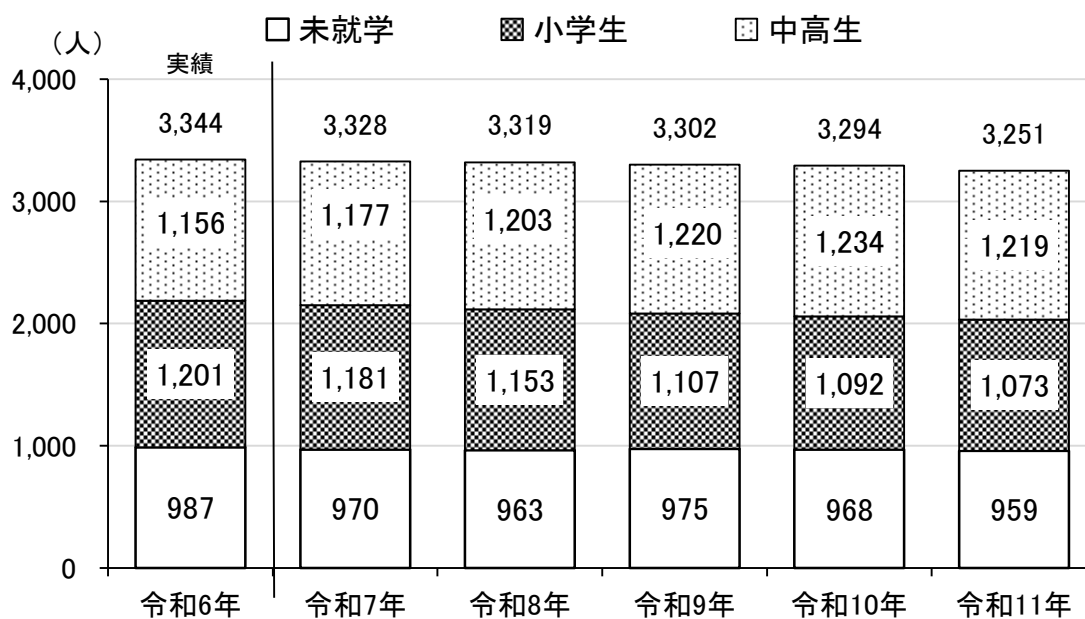
①18歳未満人口の推移

18歳未満のこども数は令和2年が3,417人で、令和6年は3,344人と微減しています。年齢別では年により変動していますが、小学校低学年以下は令和2年より微減しています。



計画期間の18歳未満のこども数は3,300人前後で、毎年若干数の減少が見込まれます。

推計こども数(令和2～6年の平均変化率をコーホート変化率※により算出・各年4月1日現在)

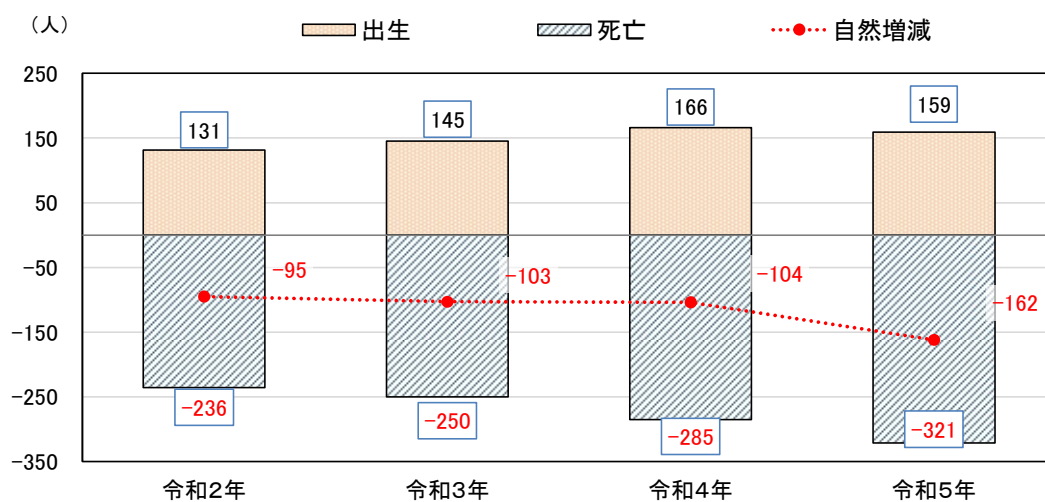


②出生数・合計特殊出生率

近年の自然増減は毎年 100 人前後の自然減となっており、出生数は年により変動しますが、令和 3 年は 145 人、令和 4 年は 166 人となっています。

合計特殊出生率※は、令和 3 年は 1.3 を下回っていましたが、令和 4 年度以降は 1.4 台となり、令和 5 年は 1.43 で、全国平均（1.20）より高くなっています。

自然増減(各年1月1日～12月31日の計)



(住民基本台帳)

合計特殊出生率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計特殊出生率	1.20	1.28	1.48	1.43

(住民基本台帳から作成)

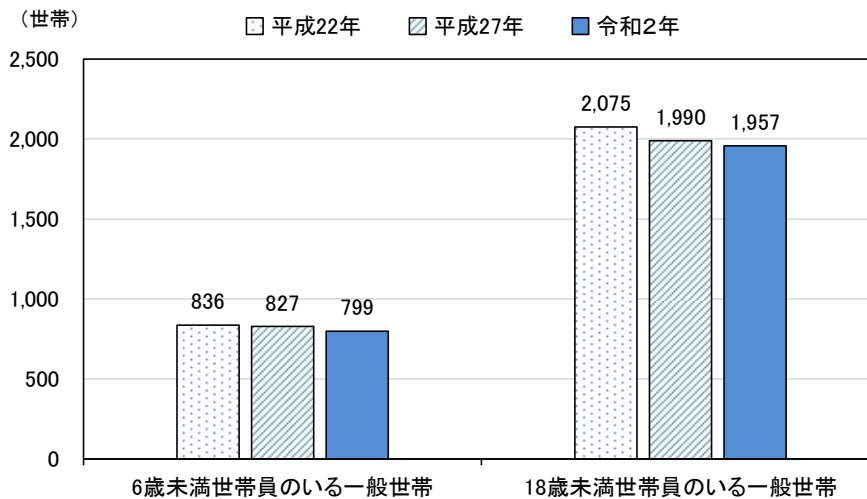


(3)世帯数・世帯構成

18歳未満のこどものいる世帯数は緩やかに減少しており、平成22年は2,075世帯でしたが、平成27年は1,990世帯、令和2年は1,957世帯となっています。

18歳未満のこどものいる世帯の世帯構成は、両親とこどもの世帯が60%前後で、祖父母や他の親族との同居世帯が25%前後となっています。令和2年は平成27年よりも両親とこどもの世帯が59.3%から63.9%に増加しており、同居世帯は27.6%から21.9%に減少しています。また、ひとり親とこどもの世帯は10%前後みられます。

こどものいる世帯数(各年10月1日現在)



(国勢調査)

こどものいる世帯の世帯構成(各年10月1日現在)



※()は該当世帯の総数(世帯)

- 両親と子ども
- ひとり親と子ども
- 両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯
- 兄弟のみ・他に分類されない世帯
- 非親族世帯・単独世帯
- その他

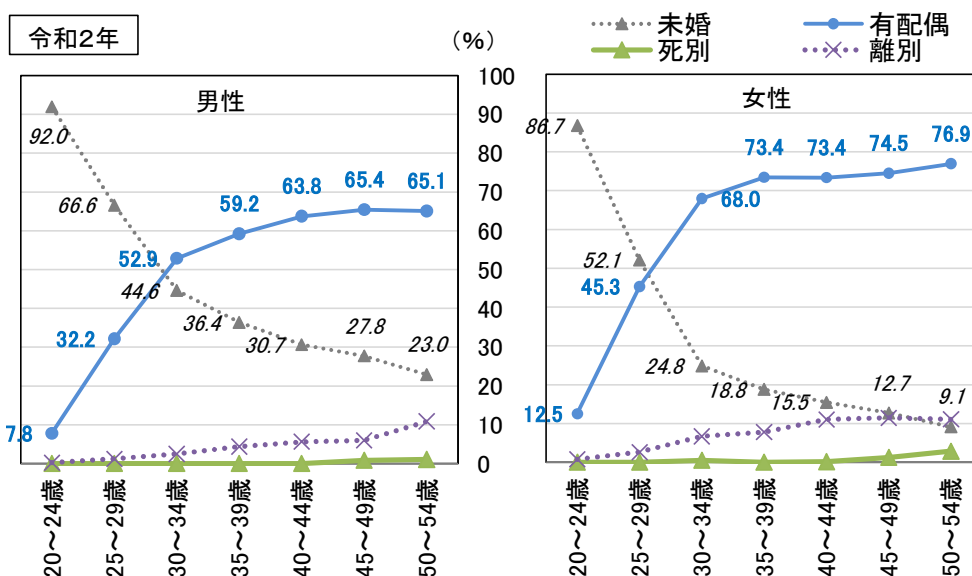
(国勢調査)

(4)有配偶状況

配偶関係は男性・女性ともに30代前半を境に未婚と有配偶の割合が逆転しており、有配偶率が男性は60%前後、女性は75%前後で推移しています。

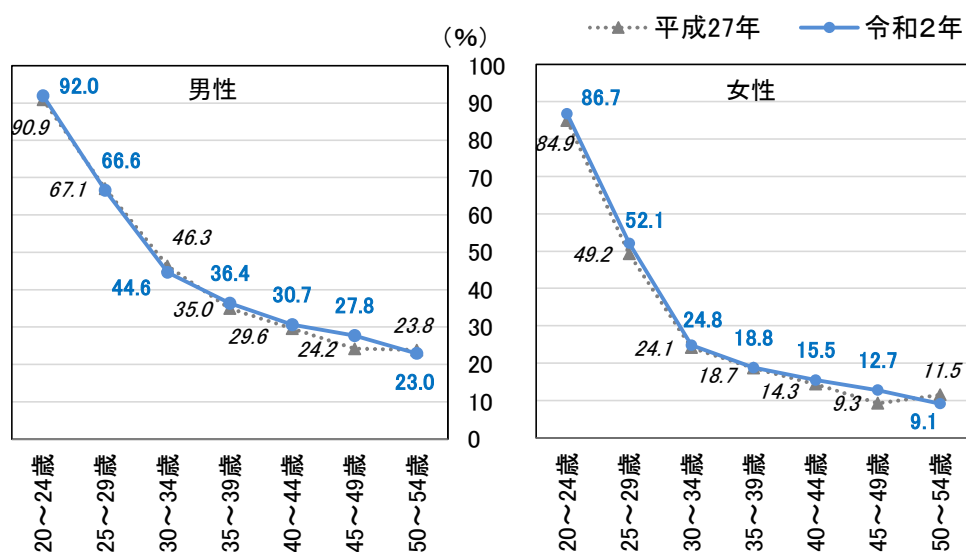
平成27年から令和2年の未婚率は、男性は25～29歳で67.1%が66.6%に、30～34歳で46.3%が44.6%に、50～54歳で23.8%が23.0%に微減しましたが、その他の年代は微増しています。女性は50～54歳で11.5%から9.1%に微減しましたが、その他の年代は微増しています。

配偶関係



(国勢調査)

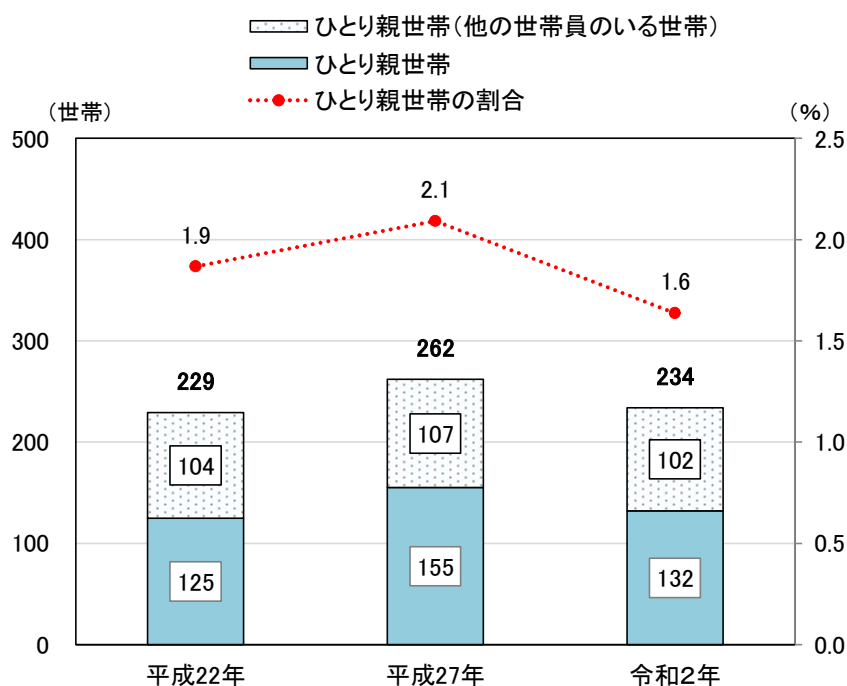
未婚率



(国勢調査)

ひとり親家庭数は、平成22年は229世帯、平成27年は262世帯に微増しましたが、令和2年は234世帯となっており、ひとり親家庭の割合は1.6%となっています。

ひとり親家庭の推移



※割合は一般世帯総数に占める割合(家族類型「不詳」は除く)

(国勢調査)

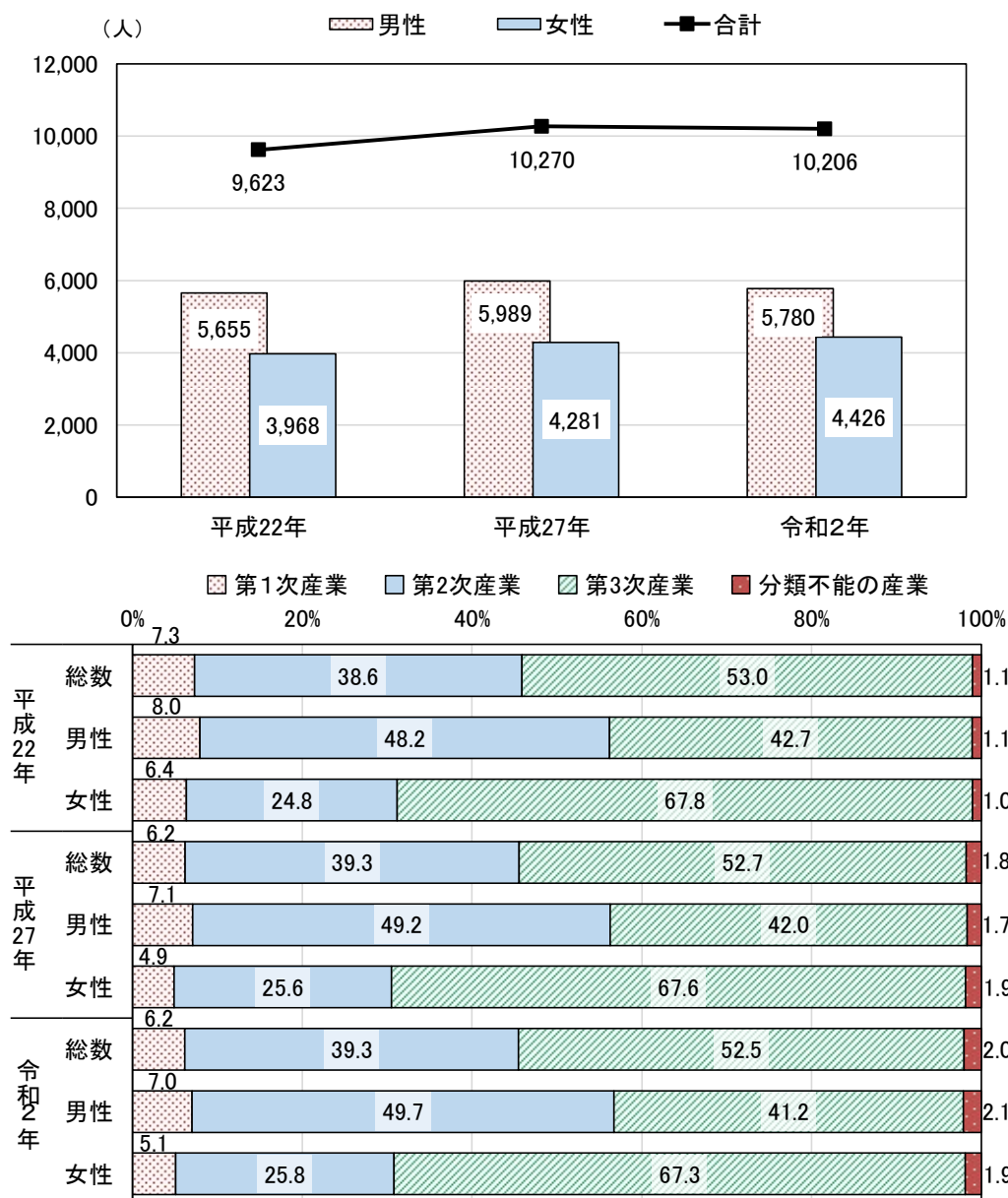
※「ひとり親家庭」は国勢調査では「母子・父子世帯」と表す。

(5) 就業者数・就業率

就業者数は、平成22年は9,623人で、平成27年に1万人を超え、令和2年は10,206人と増加傾向を示しています。男性就業者は、令和2年は5,780人と平成27年より減少していますが、女性就業者は平成22年から増加しており、令和2年は4,426人となっています。

産業別では、男性就業者は第2次産業従事者が半数近くで、第3次産業従事者が40%強を占めています。女性は第3次産業従事者が3分の2を占めており、第2次産業従事者が4分の1前後となっています。

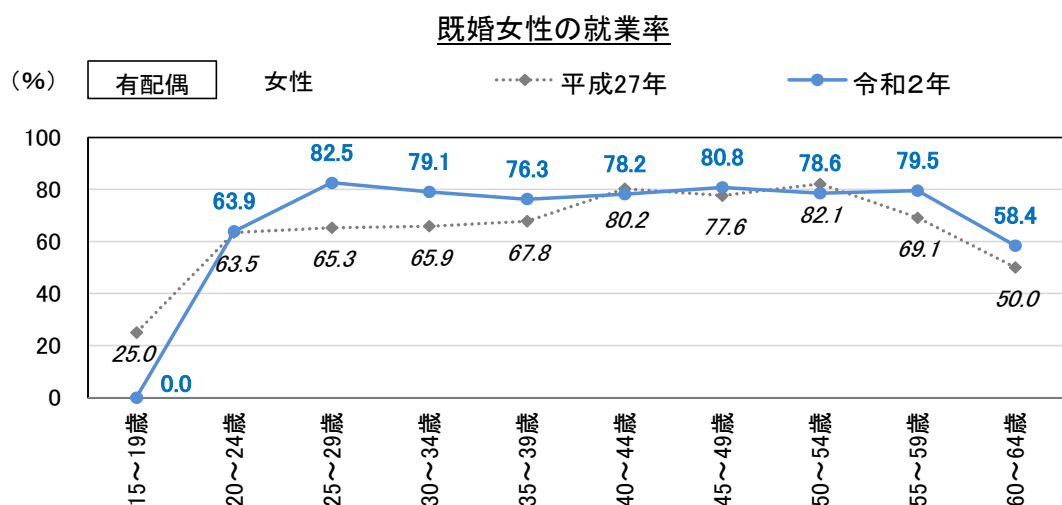
就業者数・産業別従事者割合



※第1次産業：農林業、畜産業等、第2次産業：製造業、建築業、第3次産業：サービス業等

(国勢調査)

既婚女性の就業率は20・30歳代の就業率が平成27年より令和2年が増加しており、40歳代以上と同程度となり、就業が継続する傾向が伺えます。なかでも、25～29歳の既婚女性の就業率は令和2年82.5%と他の年代より高くなっています。



(国勢調査)

2. 子育て家庭を取り巻く状況

(1) 教育・保育施設の状況

① 幼稚園・保育所等

村内の幼稚園は公立・私立が各1園ずつ、保育所は認可保育所が公立1園、私立3園、地域型保育事業所は私立が3園あります。

村内の幼稚園は2園で定員270人を確保しており、3歳以上の児童の通園児童数（村外を含む）は、令和6年4月1日現在194人で、3歳以上の幼稚園利用児童は40%程度となっています。

幼稚園利用児童数の推移（各年4月1日現在）

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
村立幼稚園	27	27	31	30	41
（学）西郷幼稚園	164	151	146	138	125
村外の幼稚園	50	51	48	46	28
合計	241	229	225	214	194

年齢別幼稚園利用率の推移（各年4月1日現在）

（%）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	39.6	43.4	44.9	48.8	41.3
4歳児	40.2	39.4	39.4	39.4	35.3
5歳児	42.9	42.5	40.3	39.5	40.4
合計	40.9	41.6	41.5	42.5	39.0



保育所は令和6年4月1日現在定員602人を確保しており、0～2歳の3号認定と3歳以上の2号認定が広域入所者を含め565人が通所しており、保育士はあわせて102人が配置されています。その他に、認可外保育施設利用者が11人となっています。

※認可保育所の公立園1園は令和7年4月から民営化されました。

※地域型保育事業所1園は現在休止中となっています。

保育所利用児童数の推移(各年4月1日現在)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
まきば保育園	149	146	147	148	148
みずほ保育園	148	146	145	139	141
くまっこ保育園	116	127	122	120	125
川谷保育園	104	111	104	102	96
すこやか保育園	12	20	17	19	19
はのん保育園			19	20	22
広域入所※	6	16	9	11	14
合計	535	566	563	559	565

※広域入所とは、居住地以外の市区町村の保育所等施設を利用することです。利用に際して自治体間での協議が必要です。

村外からの広域入所利用児童数の推移(各年4月1日現在)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
まきば保育園	0	0	0	0	0
みずほ保育園	2	2	0	2	2
くまっこ保育園	0	0	0	0	0
川谷保育園	1	1	0	1	1
すこやか保育園	0	0	0	0	0
はのん保育園			0	0	0
合計	3	3	0	3	3

認可外保育所利用児童数の推移(各年4月1日現在)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
あったかはあーと	2	1	4	2	4
オリンパスキッズ ガーデン	3	4	0	1	7
合計	5	5	4	3	11

保育所利用率は微増しており、令和6年度全体で57.2%となっています。3歳以上は55%前後から60%弱で推移し、0～2歳は年々増加しており、令和6年度は1歳が62.7%、2歳が71.4%となっています。また、令和6年4月1日現在の入所待機状況は国の算定基準で算出した場合は12人、実数は28人となっています。

年齢別保育所利用児童数(利用率)の推移(各年4月1日現在)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号 認定	0歳児	53 人(32.5%)	62 人(46.3%)	67 人(40.9%)	60 人(37.7%)	58 人(38.2%)
	1歳児	82 人(50.9%)	102 人(64.6%)	96 人(66.2%)	116 人(69.0%)	106 人(62.7%)
	2歳児	90 人(53.6%)	91 人(54.5%)	99 人(61.9%)	93 人(63.7%)	120 人(71.4%)
2号 認定	3歳児	110 人(54.5%)	92 人(55.4%)	94 人(53.4%)	97 人(59.9%)	85 人(56.7%)
	4歳児	102 人(54.0%)	113 人(57.1%)	95 人(57.6%)	95 人(54.3%)	100 人(58.8%)
	5歳児	98 人(49.5%)	106 人(57.0%)	112 人(55.7%)	98 人(58.7%)	96 人(53.9%)
合計		535 人(49.5%)	566 人(56.1%)	563 人(55.7%)	559 人(57.2%)	565 人(57.2%)

待機児童数の推移(各年4月1日現在)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国の算定基準	17	12	4	4	12
実数	17	15	7	8	28



(2)小中学校の状況

①小学校

小学校は村内5校で、児童数は1,100人台となっており、令和2年度は1,132人、令和6年度は1,119人となっています。特別支援学級の児童数は増加しており、令和6年度は50人となっています。

小学校児童数の推移(各年5月1日現在)

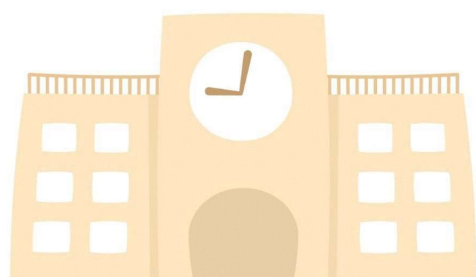
(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
熊倉小	382	394	400	394	411
小田倉小	435	439	439	424	418
米小	221	216	223	219	215
羽太小	62	57	54	51	48
川谷小	32	32	29	26	27
合計	1,132	1,138	1,145	1,114	1,119

特別支援学級児童数の推移(各年5月1日現在)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
熊倉小	8	13	14	17	22
小田倉小	14	17	20	19	24
米小	6	9	10	9	4
羽太小	0	0	0	0	0
川谷小	1	1	0	0	0
合計	29	40	44	45	50



②児童クラブ

放課後の小学生の居場所として、村内には児童クラブを公立4か所、私立1か所を確保しており、1～6年生が利用しています。児童クラブの利用率は低学年が50％程度、高学年は30％弱となっています。令和6年は473人が利用しており、年度により利用児童数については、増減はあるものの全児童クラブが増加傾向にあります。

各児童クラブ利用者数の推移(各年4月1日現在)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
熊倉	133	153	153	163	179
小田倉	161	173	192	168	179
米	54	73	75	71	74
羽太	25	24	28	24	28
川谷(私立)	24	26	22	17	13
合計	397	449	470	443	473

学年別児童クラブ利用者数(利用率)の推移(各年4月1日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	93 人(45.6%)	86 人(42.8%)	97 人(50.0%)	106 人(52.5%)	88 人(49.7%)
2年生	104 人(51.5%)	95 人(45.5%)	85 人(41.7%)	102 人(52.0%)	103 人(50.5%)
3年生	68 人(37.6%)	103 人(50.5%)	95 人(45.2%)	72 人(35.5%)	98 人(49.7%)
4年生	76 人(35.2%)	62 人(34.1%)	95 人(46.1%)	77 人(36.8%)	64 人(30.9%)
5年生	38 人(20.5%)	71 人(32.7%)	44 人(24.0%)	74 人(36.5%)	62 人(29.7%)
6年生	18 人(9.5%)	32 人(17.4%)	54 人(24.8%)	12 人(6.6%)	58 人(28.0%)
合計	397 人(33.7%)	449 人(37.5%)	470 人(38.7%)	443 人(37.1%)	473 人(39.4%)



③中学校

中学校は村内3校で、生徒数は年度によって増減はあるものの、緩やかに増加傾向にあり、令和6年度は559人となっています。特別支援学級の生徒数は10人前後で推移してきましたが、令和5年度16人、令和6年度26人と増加しています。

中学校生徒数の推移(各年5月1日現在)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西郷第一中	287	319	319	335	318
西郷第二中	223	210	216	214	213
川谷中	13	15	23	31	28
合計	523	544	558	580	559

特別支援学級生徒数の推移(各年5月1日現在)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西郷第一中	4	2	7	8	15
西郷第二中	7	7	6	8	11
川谷中	0	0	0	0	0
合計	11	9	13	16	26



(3)相談・支援等の状況

①こども家庭センター相談対応件数

こども家庭センター*相談対応件数は、令和6年度は1,370件となっています。

また、ヤングケアラー*と思われるこどもに関する状況把握並びに当該こどもの早期発見と支援につなげる仕組みづくりの検討を行うため、令和5年度に村立小学校5・6年生、村立中学校全生徒、高校生相当の年齢の方を対象に実態調査を実施しました。

こども家庭センター相談対応件数の推移(各年度末現在)

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対応件数	1,365	1,164	1,544	1,364	1,370

②要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会*において対象となっている要保護児童数は毎年度20人前後で、令和6年度4月現在は19人となっています。ネグレクトのケースが多くみられます。

対象児数等の推移(各年度末現在)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月現在)
対象児数	23	16	14	23	19
身体的	10	5	3	1	1
心理的	0	0	0	0	0
ネグレクト	4	7	8	12	10
その他	11	6	3	10	8

※その他は「身体的」「心理的」「ネグレクト」に当てはまらないもので、「保護者の障がい等の理由による養育力不足」等があります。

※種別は複数の場合があります、対象児数を超える場合があります。

③就学援助費支給事業

要保護及び準要保護児童生徒*就学援助費の支給状況は毎年度170人前後となっていますが、令和3年度は187人とやや多く、令和4年度以降は微減し、令和6年度1学期末時点は164人となっています。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助の推移(各年度末現在)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (1学期末時点)
要保護児童生徒	6	12	10	11	9
準要保護児童生徒	164	175	169	160	155

④こども加算給付金

住民税非課税世帯のこども加算給付金を、令和5年度は非課税世帯で118世帯202人、均等割のみ課税世帯は15世帯35人に支給しています。

こども加算給付金支給事業(各年度末現在)

(人)

	非課税世帯		均等割のみ課税世帯	
	人数	世帯数	人数	世帯数
令和5年度	202	118	35	15



(4) アンケート結果からみられる状況

① 子ども・子育て支援施策に関するアンケート調査

調査目的

本調査は「西郷村こども計画」の策定を進めるにあたり、西郷村のこどもの状況や子育て家庭の実態・要望などを把握し、子ども・子育て支援策を検討するための基礎調査として実施しました。

実施要領

基準日： 令和6年2月1日

対象者： こども本人（小学4・5・6年生、中学1・2年生、高校1・2年生）
児童・生徒の保護者（上記で対象となったこども本人の保護者）

調査方法： 小・中学生は授業中に回答を依頼/WEB 回答

高校生と保護者に郵送にて回答を依頼。郵送配布/郵送回答

調査期間： 令和6年2月28日～3月15日

回答状況	対象数	回答数	回答率
小学生本人	562 件	510 件	90.7%
中学生本人	259 件	221 件	85.3%
高校生本人	250 件	73 件	29.2%
就学前児童保護者	600 件	258 件	43.0%
小学生保護者	559 件	250 件	44.7%
中学生保護者	232 件	108 件	46.6%
高校生保護者	250 件	76 件	30.4%

※小・中学生のこども本人と保護者数が異なるのは、村外から村内学校に通学している場合と、こどもが複数いる場合に重複を除いたためです。

② 若者の生活に関するアンケート調査

調査目的

本調査は「西郷村こども計画」の策定を進めるにあたり、西郷村の19～39歳の住民に普段の生活のことや思っていること等実態・要望などを把握し、こども・若者育成支援施策を検討するための基礎調査として実施しました。

実施要領

基準日： 令和6年7月1日

対象者： 19～39歳の住民

調査方法： 400人を無作為抽出し、回答を依頼。郵送配布/WEB 回答

防災Infoにしごう（情報配信サービス）により回答を依頼/WEB 回答

調査期間： 令和6年7月31日～8月16日

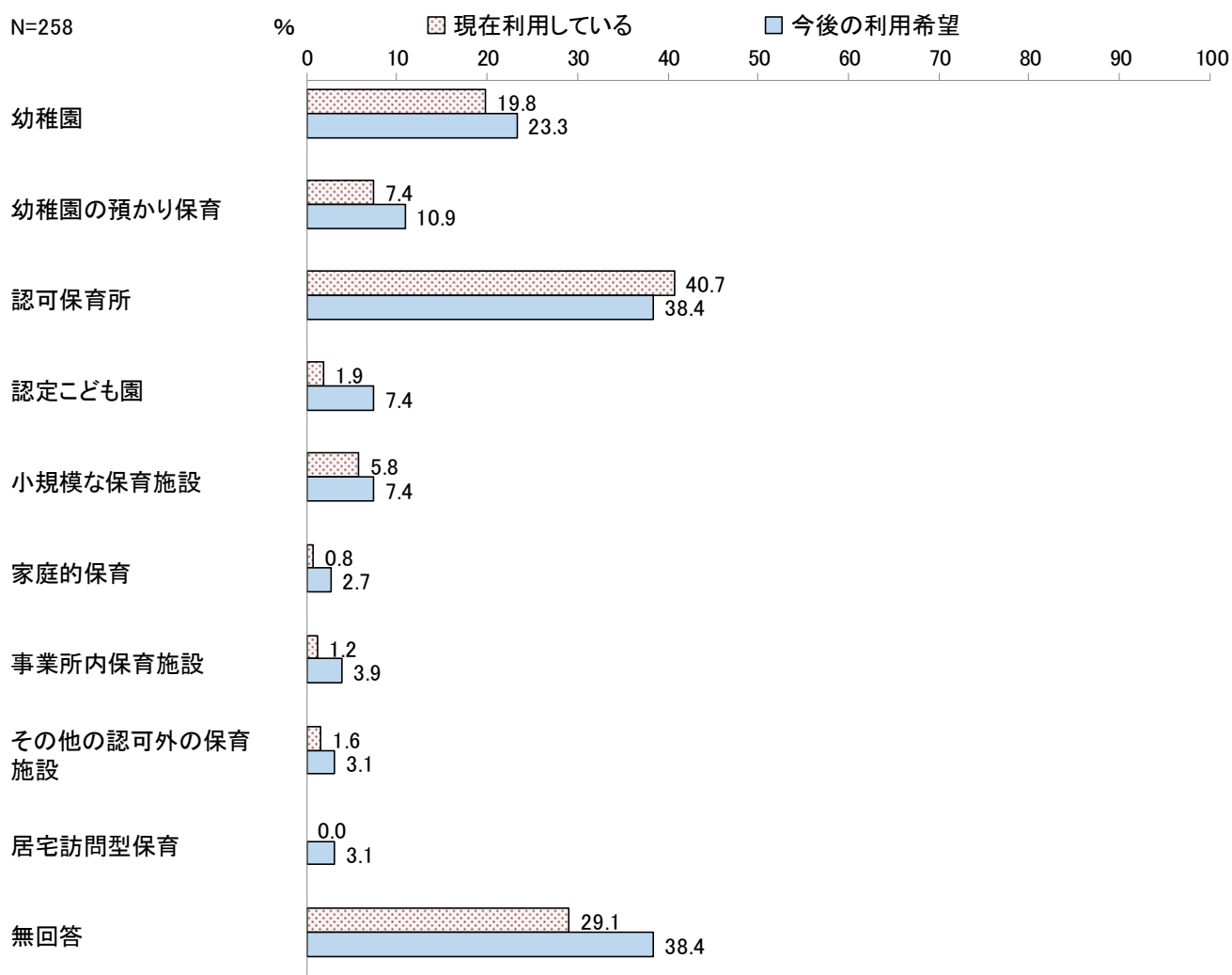
回答状況	対象数	回答数	回答率
若者本人	400 件	204 件	51.0%

③保護者調査

教育・保育事業の利用

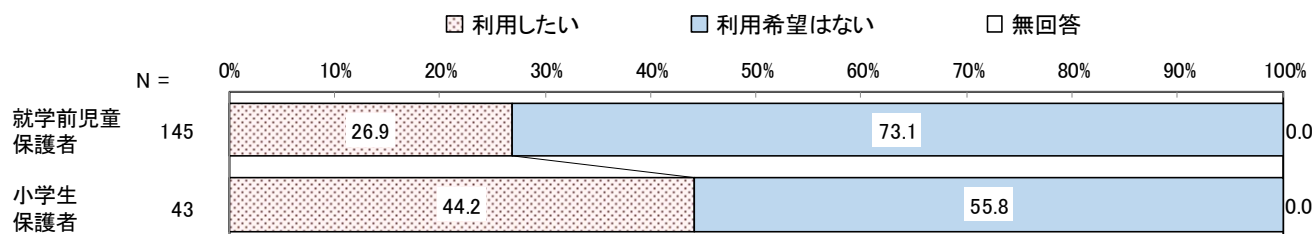
平日に定期利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が40.7%、「幼稚園」が19.8%となっています。今後の利用したい事業は、「認可保育所」が38.4%、「幼稚園」が23.3%と現在利用している事業と同程度となっています。

問28. 現在利用している・今後利用したい施設



こどもが病気などで幼稚園・保育所などを利用できない場合の病児・病後児保育の利用希望は、「利用希望はない」が多いものの、「利用したい」は就学前児童保護者で26.9%、小学生保護者で44.2%となっています。

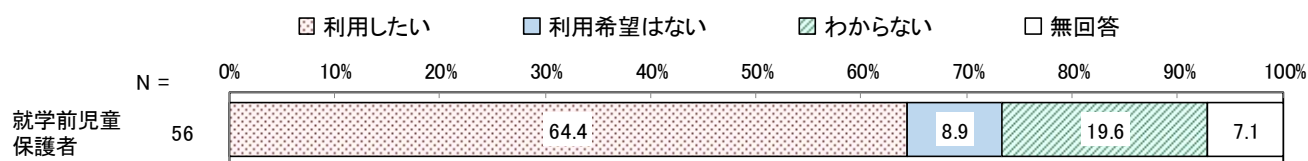
問30-1. 病児・病後児預かり施設の利用意向[%]



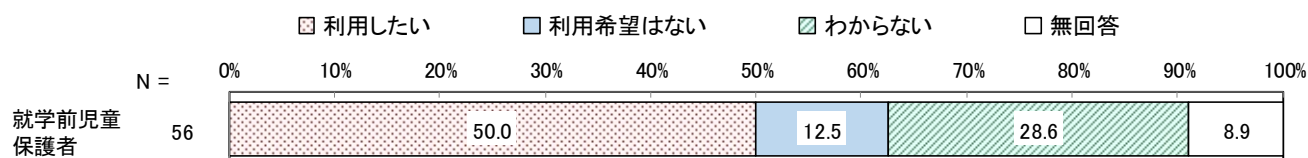
就学後の放課後の過ごし方

就学前児童保護者では、就学後の平日の放課後児童クラブの利用希望は、小学校1～3年生になったときが64.4%、4～6年生になったときが50.0%と高くなっています。

問33. 放課後児童クラブの利用意向「①小学1～3年生」[%]



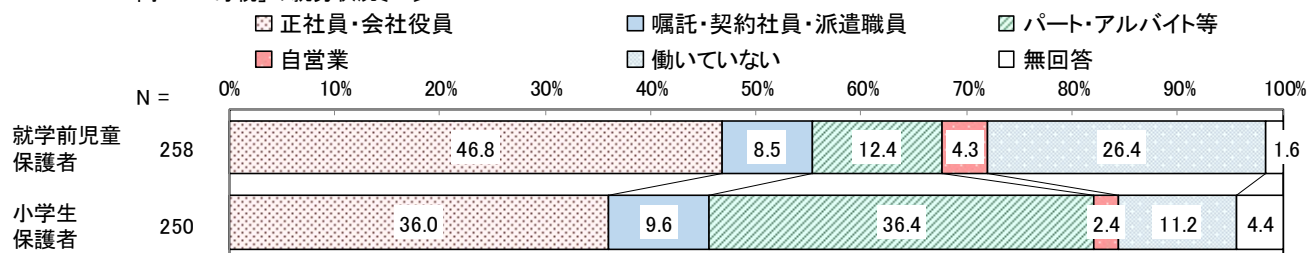
問33. 放課後児童クラブの利用意向「②小学4～6年生」[%]



保護者の就労環境

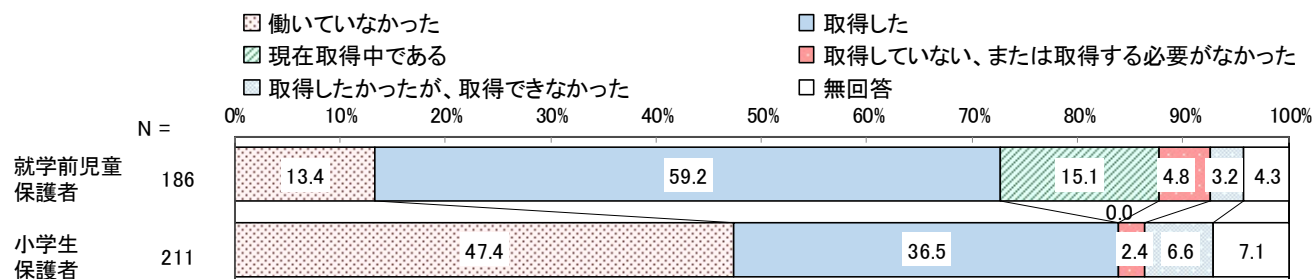
母親の就労状況について、就学前児童保護者では「正社員・会社役員」が46.8%、小学生保護者では「パート・アルバイト等」が36.4%となっています。

問10. 「母親」の就労状況[%]

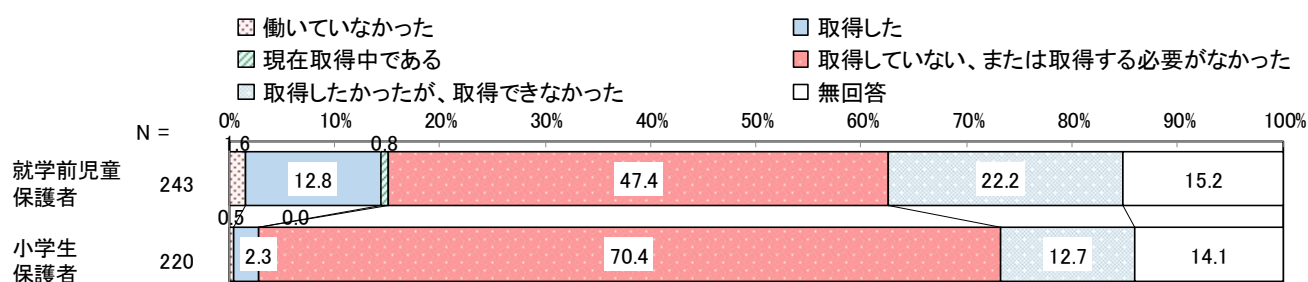


育児休業の取得状況は、就学前児童の母親では「取得した」が 59.2%、小学生保護者では「働いていなかった」が 47.4%となっています。父親では「取得した」は就学前児童保護者で 12.8%、小学生保護者で 2.3%となっています。

問10-4. 育児休業取得の有無「母親」[%]



問10-4. 育児休業取得の有無「父親」[%]



育児休業を未取得の理由として多いものは、就学前児童の母親では「職場に育児休業の制度がなかったから」と「職場に育休を取りにくい雰囲気があったから」がともに 13.3%、小学生の母親では「職場に育児休業の制度がなかったから」が 31.6%となっています。就学前児童の父親では「配偶者が育児休業制度を利用したから」が 18.9%、「収入減となり、経済的に苦しくなるから」が 17.2%みられます。

育児休業を取得しなかった・できなかった理由(上位3位)

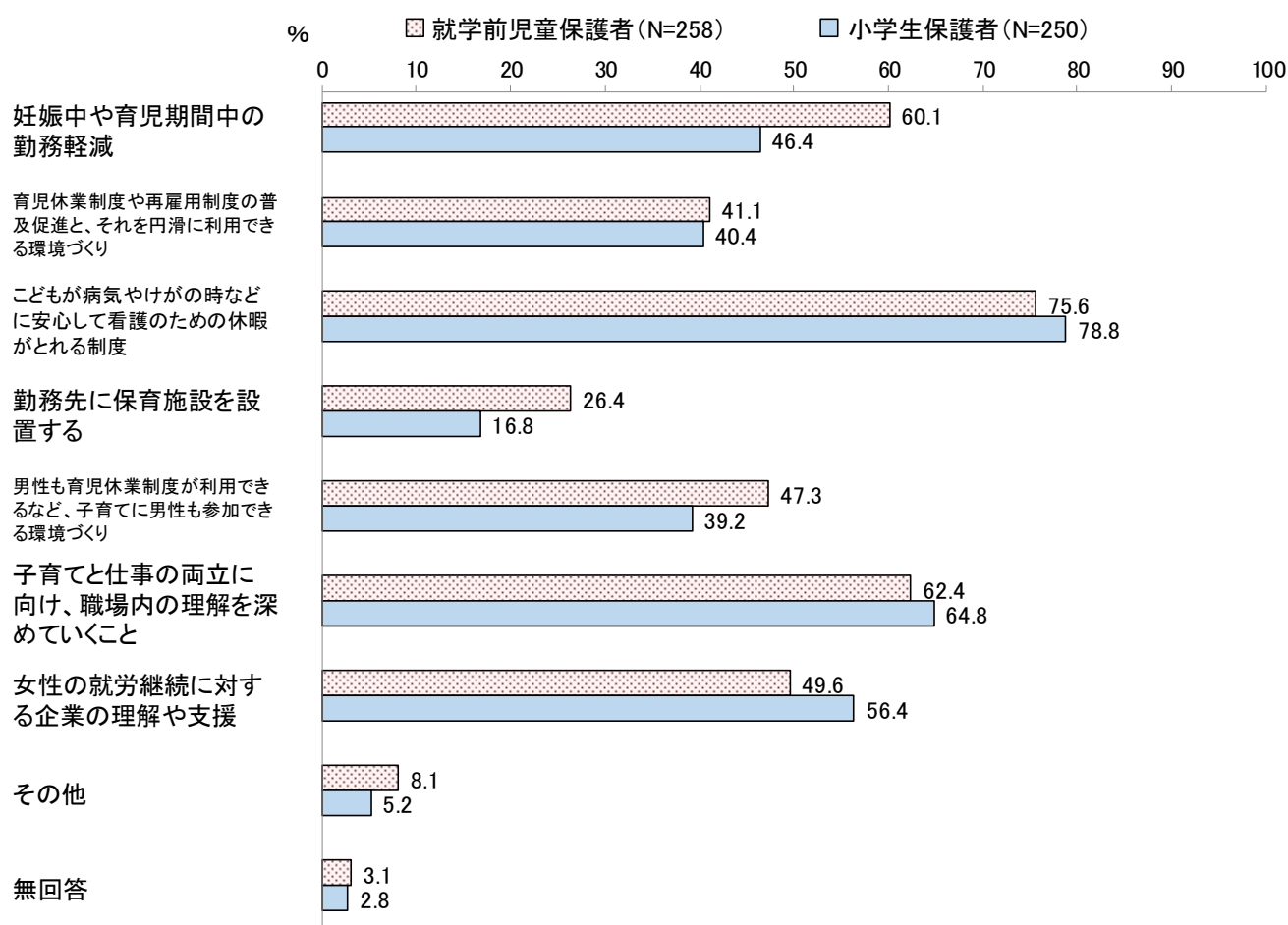
母親	職場に育児休業の制度がなかったから	職場に育休を取りにくい雰囲気があったから	仕事が忙しかったから
全体 (N=34)	23.5%	8.8%	8.8%
就学前児童保護者 (N=15)	13.3%	13.3%	6.7%
小学生保護者 (N=19)	31.6%	5.3%	10.5%

父親	配偶者が育児休業制度を利用したから	仕事が忙しかったから	収入減となり、経済的に苦しくなるから
全体 (N=352)	18.2%	15.6%	15.1%
就学前児童保護者 (N=169)	18.9%	15.4%	17.2%
小学生保護者 (N=183)	17.5%	15.8%	13.1%

※育児休業を「取得していない、または取得する必要がなかった」と「取得したかったが、できなかった」と答えた保護者を母数としています。

仕事と子育ての両立のために必要な支援について、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「こどもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇がとれる制度」が75%程度、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めていくこと」が65%程度となっており、就学前児童保護者で「妊娠中や育児期間中の勤務軽減」が60.1%、小学生保護者で「女性の就労継続に対する企業の理解や支援」が56.4%となっています。

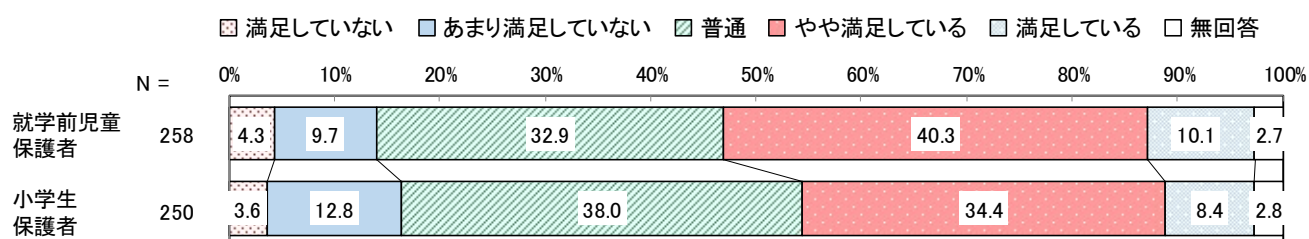
問11. 仕事と子育て両立支援のために取り組んでほしいこと〔%・複数回答〕



村の子育て環境や支援施策

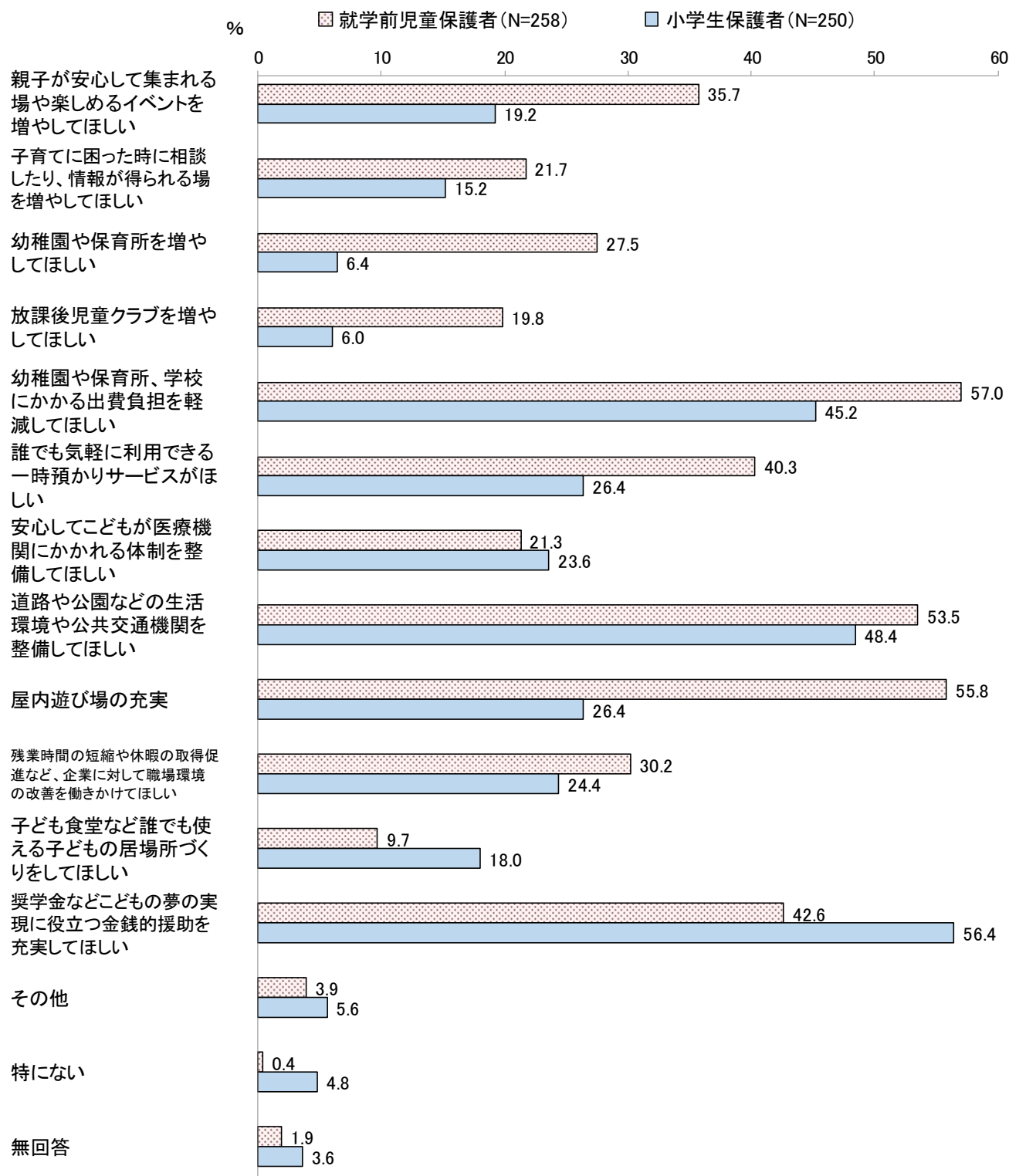
子育ての環境や支援への満足度は、就学前児童保護者では「やや満足している」が40.3%、「普通」が32.9%、「満足している」が10.1%となっています。小学生保護者では「普通」が38.0%、「やや満足している」が34.4%、「あまり満足していない」が12.8%となっています。

問52. 地域の子育て環境・支援への満足度〔%〕



村に充実を図ってほしい子育て支援施策は、就学前児童保護者では「保育所や幼稚園、学校にかかる出費負担を軽減してほしい」と「屋内遊び場の充実」と「道路や公園などの生活環境や公共交通機関を整備してほしい」がともに 55%程度となっています。小学生保護者では「奨学金などこどもの夢の実現に役立つ金銭的援助を充実してほしい」が 56.4%、「道路や公園などの生活環境や公共交通機関を整備してほしい」と「保育所や幼稚園、学校にかかる出費負担を軽減してほしい」がともに 45%程度となっています。

問55. 西郷村で子育て支援の充実を図ってほしいもの〔%・複数回答〕

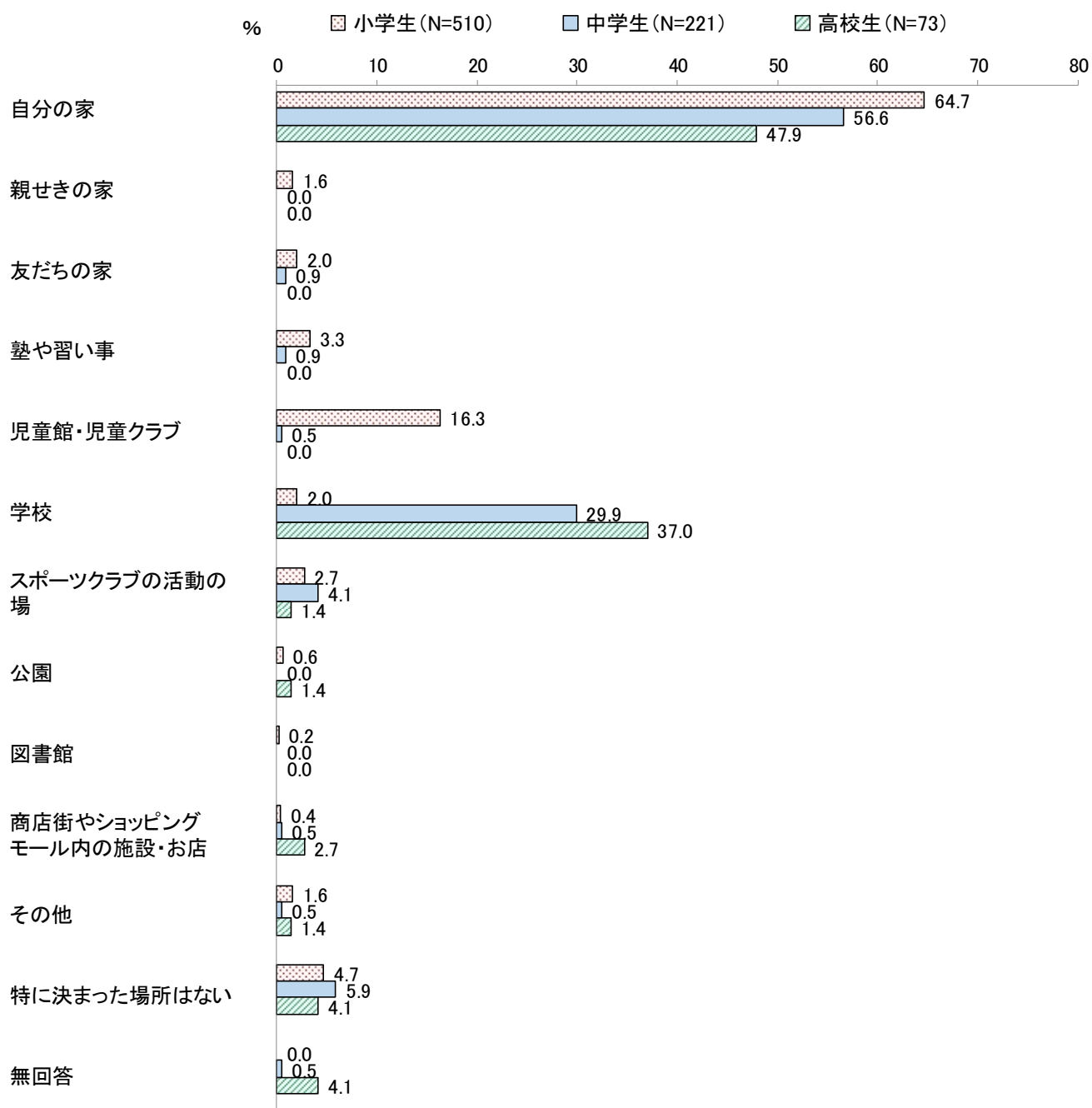


④こども本人調査

放課後過ごす場所・生活習慣

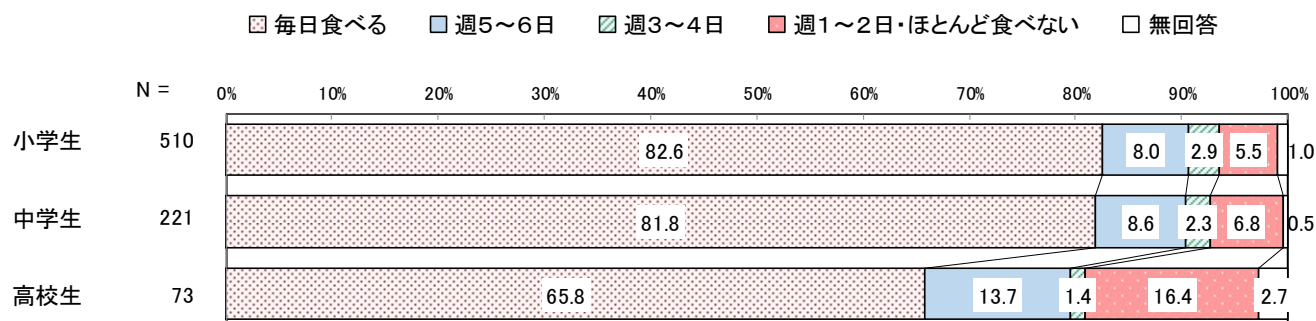
平日の放課後は「自分の家」で過ごすこどもが多く、進学する毎に 10%程度低くなり、小学生は「児童館・児童クラブ」が 16.3%、中学生、高校生で「学校」がそれぞれ 29.9%、37.0%と学校で過ごす回答が増えています。

問10. 平日放課後に過ごす場所〔%・複数回答〕



小学生、中学生ともに朝食を「毎日食べる」が 80%程度、「週 5～6 日」をあわせると 90%程度となりますが、高校 1・2 年生では「毎日食べる」が 65.8%で、「週 1～2 日・ほとんど食べない」が 16.4%となっています。

問18. ①朝食の摂取頻度[%]



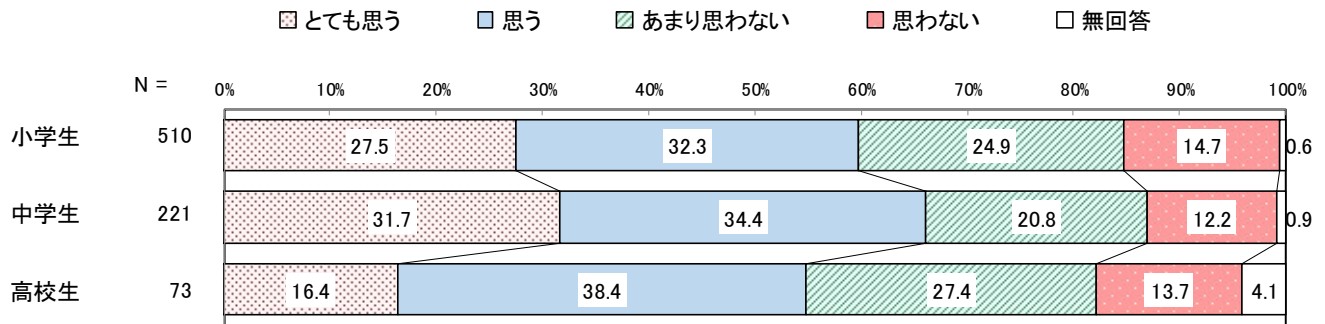
自分のこと・意見表明に関すること

小学生、中学生ともに自分のことが好きだと「思う」が 35%程度、「とても思う」が 30%程度、「あまり思わない」が 20%程度となっています。高校生は「思う」が 38.4%で、「あまり思わない」が 27.4%でやや多くなっています。高校生になると、自分のことが好きだという気持ちが低下しており、自己肯定感が下がってしまうことが考えられます。

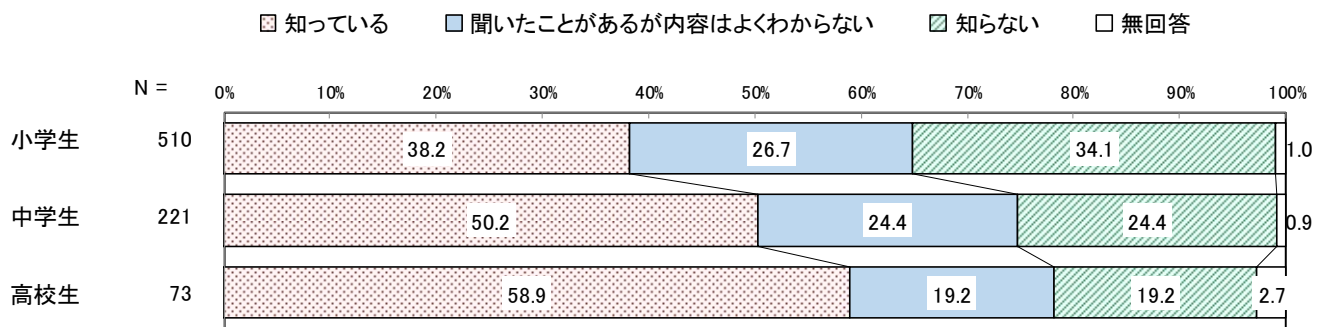
「意見を表明する権利」の認知度は、小学生で 38.2%、中学生で 50.2%、高校生で 58.9%と学年が上がると高まっています。

自分の意見が伝えやすくなる方法について、小学生、中学生は「特にない・わからない」が 45%程度で、「公園や図書館など、ふだん自分がよく利用する場所に意見箱をおき、手紙を入れる」が 25%程度となっています。他に小学生は「自分の学校の先生に伝えてもらう」が 17.8%、中学生は「SNSやメール、村のホームページを活用して伝える」が 29.4%回答されています。高校生では「SNSやメール、村のホームページを活用して伝える」が 47.9%と多く、「公園や図書館など、ふだん自分がよく利用する場所に意見箱をおき、手紙を入れる」と「特にない・わからない」がともに 28.8%となっています。進学する毎に、「特にない・わからない」の割合が減っていき、代わりに具体的な方法の割合が増えています。特に、「SNSやメール、村のホームページを活用して伝える」が大きく伸びています。一方で、高校生になっても意見を伝える方法について「特にない・わからない」と 30%程度回答しています。

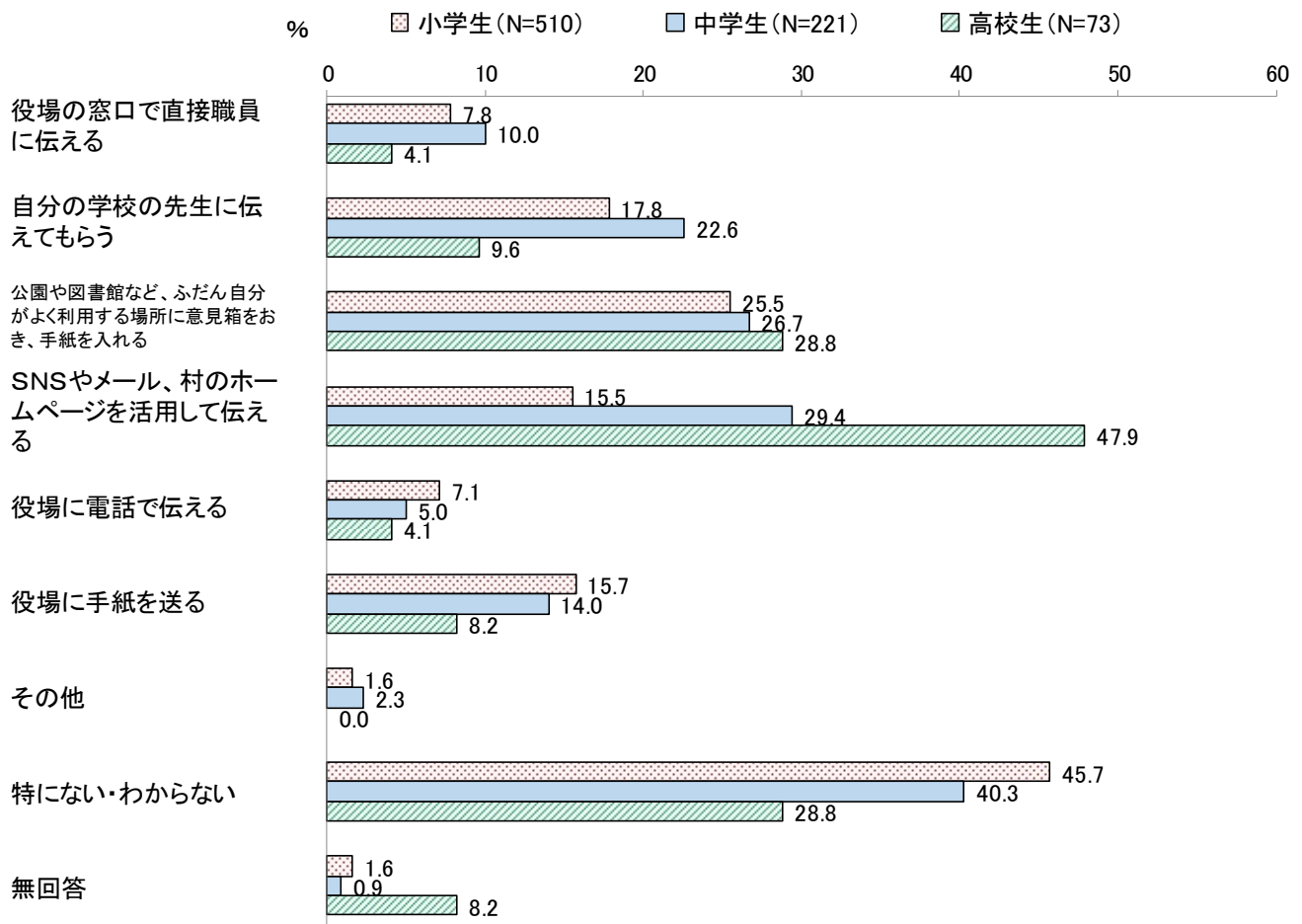
問34. ⑥自分のことが好き〔%〕



問35. 「意見を表明する権利」の認知度〔%〕



問42. 自分の意見を伝えるために必要な方法や場所〔%・複数回答〕



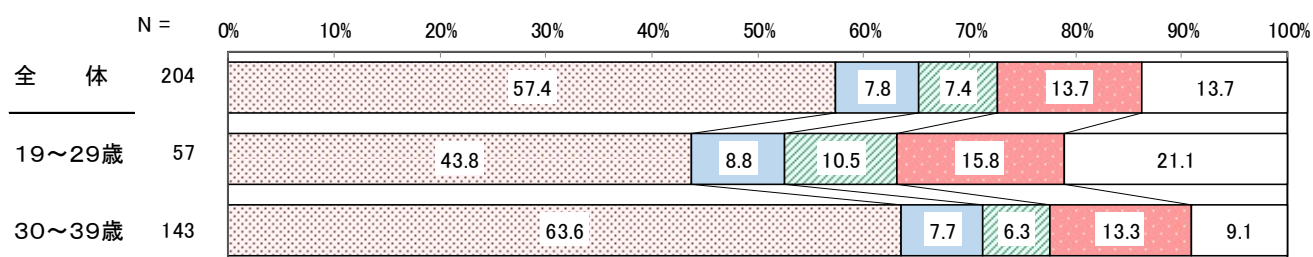
⑤若者調査

生活習慣

朝食は「毎日食べる（週7日）」が 57.4%でしたが、「週1～2日、ほとんど食べない」が 13.7%となっています。

問18食事の状況1. 朝食[%]

■ 毎日食べる(週7日) ■ 週5～6日 ■ 週3～4日 ■ 週1～2日、ほとんど食べない □ 無回答



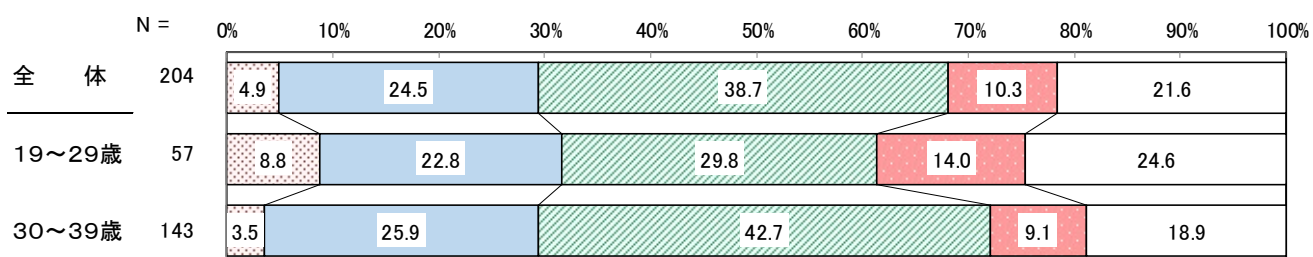
自分の気持ちについて

自分のことが好きだと「あまり思わない」が 38.7%、「思う」が 24.5%で、「思わない」と「あまり思わない」を合わせた『思わない』が 49.0%と半数近くみられます。

意見表明がうまくできることについては、「2（苦手）」が 21.5%で、「1（大変苦手）」と「2（苦手）」を合わせた『苦手』が 30.3%であり、「4（得意）」と「5（大変得意）」を合わせた『得意』が 20.5%となっています。自分の意見が伝えやすくなる方法として、「SNSやメール、村ホームページを活用して伝える」が 54.4%、「良く利用する場所に意見箱を置き手紙を入れる」が 20.1%、「特にない、わからない」が 11.3%となっています。

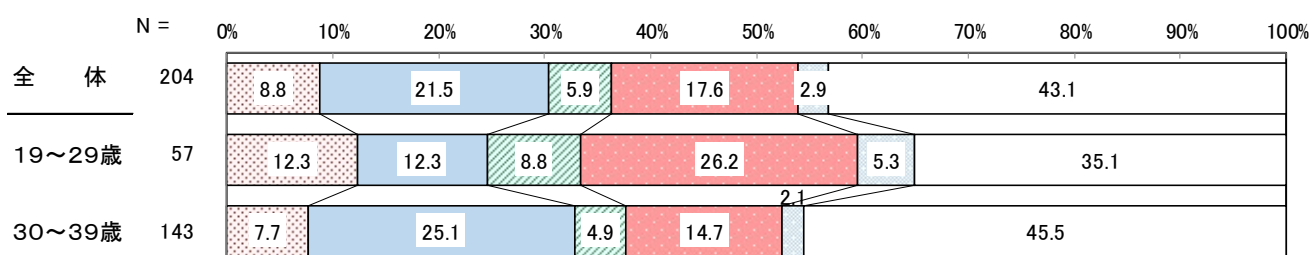
問30思いや気持ち⑥自分のことが好きだ[%]

■ とても思う ■ 思う ■ あまり思わない ■ 思わない □ 無回答

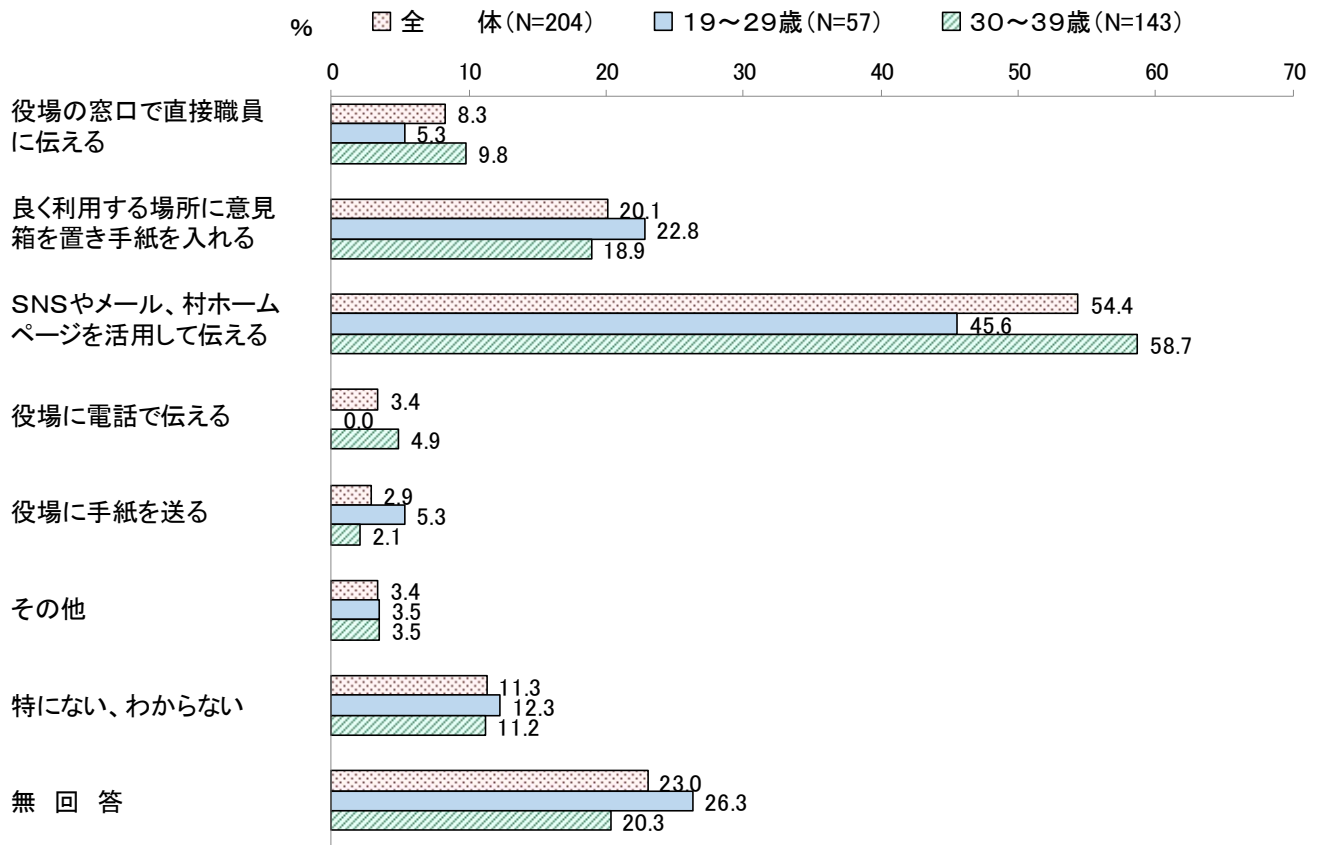


問31自分の考えを相手に伝えることができる[%]

■ 1(大変苦手) ■ 2(苦手) ■ 3(普通) ■ 4(得意) ■ 5(大変得意) □ 無回答



問39意見を伝えやすい方法・場所〔複数回答・%〕



(5)西郷村を取り巻く課題

①子育て家庭の状況を踏まえた施策の推進

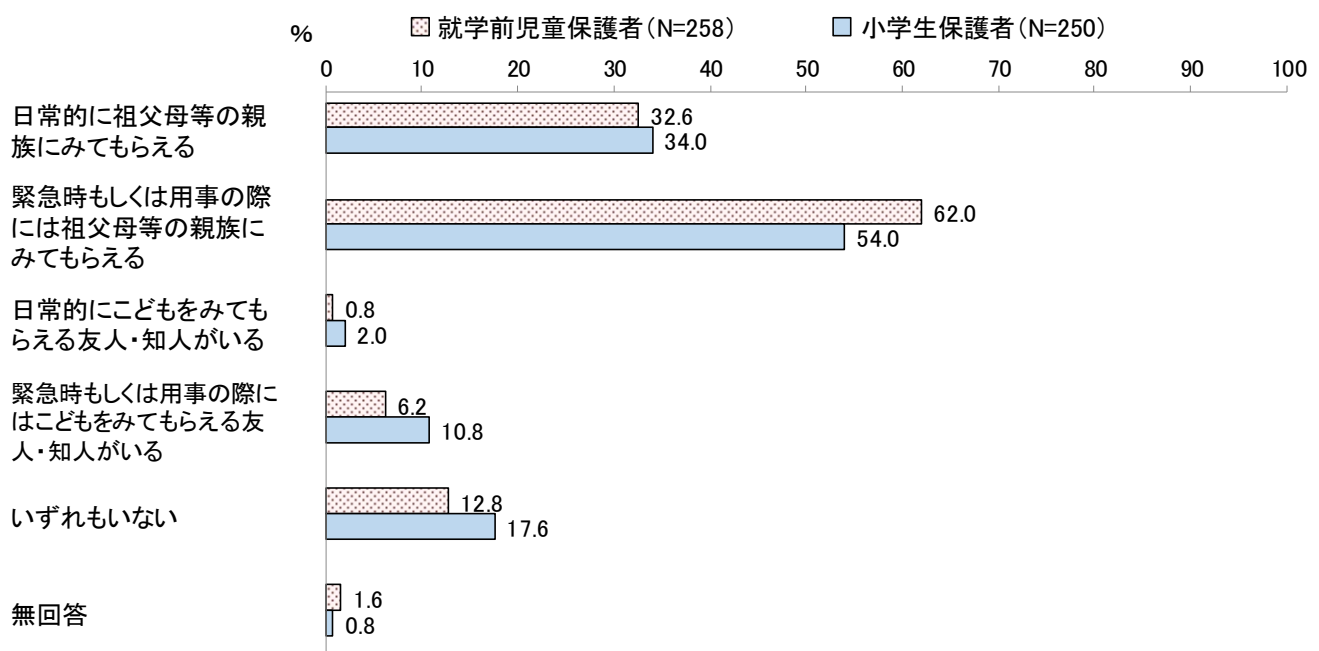
こどものいる世帯の核家族化

こどものいる世帯は、親子だけの世帯の割合が高く、世帯人数は4人が多くみられます。こどもと子育て家庭を取り巻く環境は変化し、様々な影響が懸念されます。ひとり親家庭は少数ですが、こどもの年齢が上がると割合は微増しています。家族の状況、保護者の働き方などを踏まえた施策が必要となっています。

こどもをみてもらえる親族・知人等について、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は就学前児童・小学生保護者で32～34%で、「緊急時や用事の時にみてもらえる」は就学前で62.0%、小学生で54.0%、「いずれもない」は15%前後となっています。

子育て家庭の状況については、貧困解消対策の視点を踏まえて、食費、教育費などについても保護者の状況の把握を行っています。

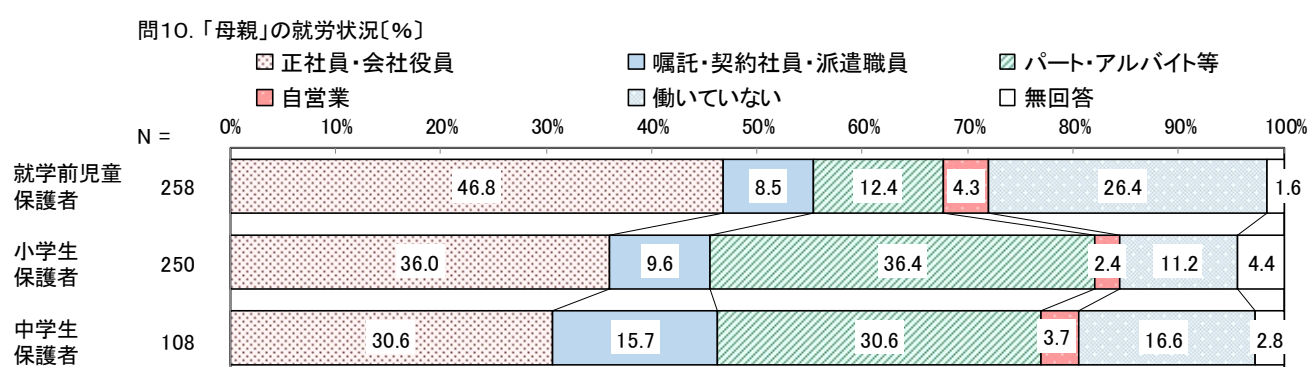
問41. こどもをケアできる親族・知人の有無〔%・複数回答〕



②子育て家庭の仕事や家庭生活の変化への対応

共働きの子育て家庭の増加

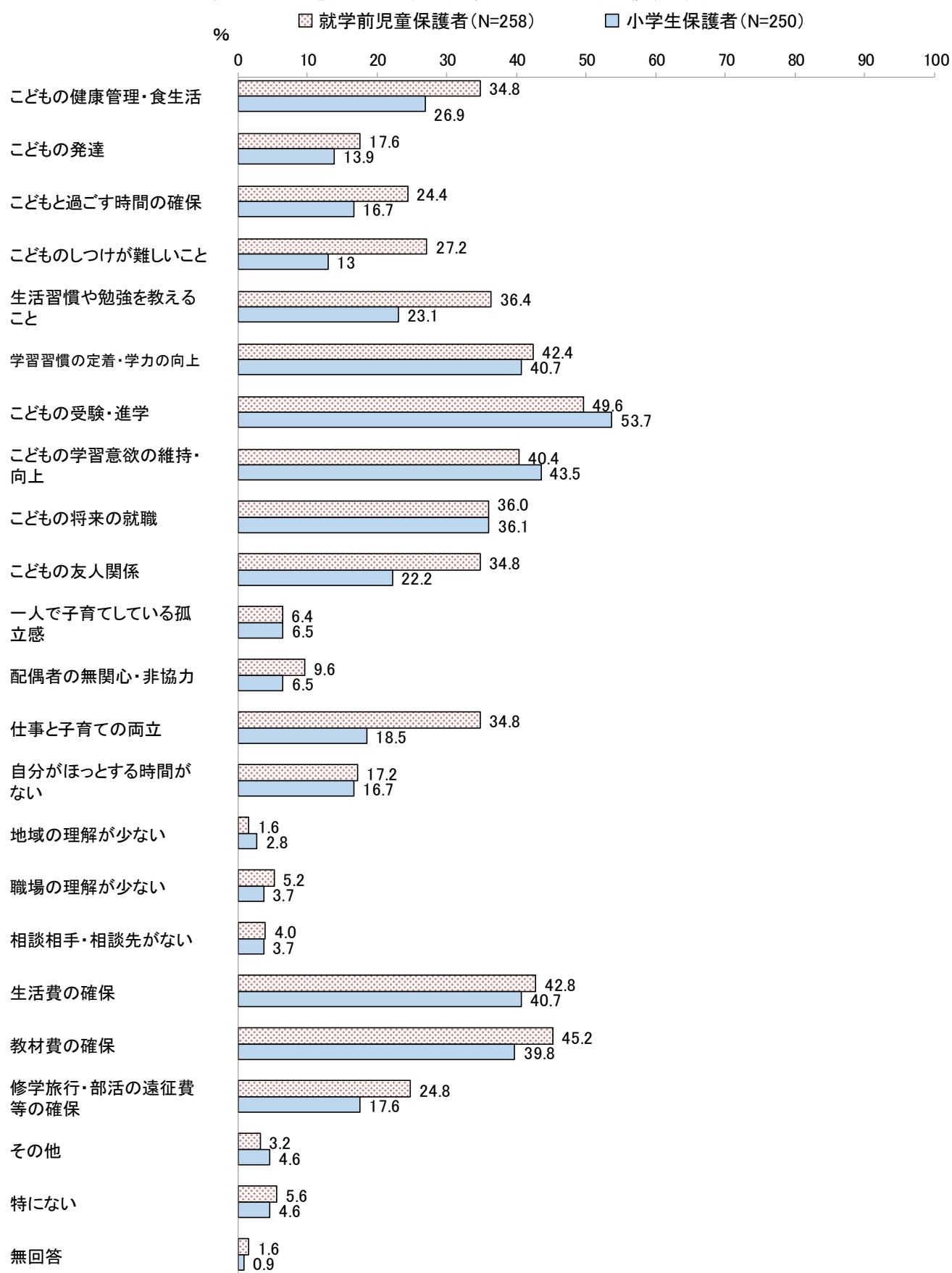
雇用情勢の変化等により子育て家庭の就労状況も変化し、母親の就労状況は「正社員・会社役員」が増えています。小学生と中学生の母親では「正社員・会社役員」と「パート・アルバイト等」が同程度ですが、就学前児童の母親では「正社員・会社役員」が46.9%と半数近くとなっており、「働いていない」は26.4%と、今後もさらに「正社員・会社役員」の割合が高まることが考えられ、家庭での育児の関わりや保育ニーズなどを検討していくことが重要です。このため、保育・児童クラブ利用率が高まる傾向が予想され、こどもが低年齢児の頃から共働きの世帯が主流となりつつあります。



育児休業等の取得は、小学生保護者より就学前児童保護者で高くなっています。就学前児童の母親では取得率が59.2%、取得中が15.1%であり、正社員等の割合が高いことから取得率は高くなっています。就学前児童の父親の取得率が12.8%で、小学生の父親の2.3%より高くなっています。育児休業が取得しやすくなっていることが伺えるとともに、低年齢児からの保育ニーズ、病児保育等の一時的な保育ニーズが見込まれ、保護者の働く場所や通勤等も保育ニーズに関連しています。このような点を踏まえ、教育・保育施設の機能の配置と提供体制づくりについては保育サービスの質の確保を図りながら取り組んでいくことが必要です。

子育てをする上での悩み、大変と感じることでは、仕事と子育ての両立は就学前児童保護者で多く、こどもの年齢が上がると教育費や進学の大変さが増えており、こどもの成長段階を捉えて施策を推進することが重要となっています。あわせて、保護者のこころの状況を踏まえた支援や生活の満足度を高めるための施策を検討していくことが必要です。

問60. 子育てをする上での悩み、大変だと感じること[%・複数回答]

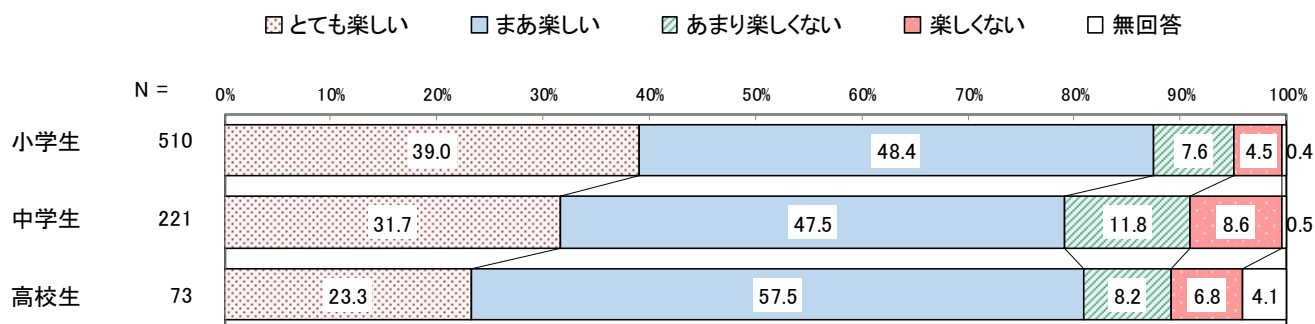


③こどもの状況を踏まえた支援の必要性

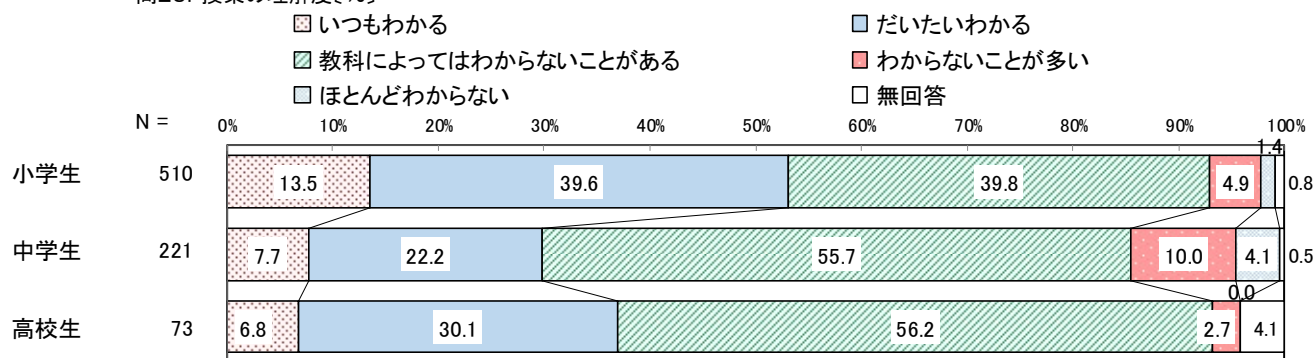
こどもの日常での課題

学校生活について、「あまり楽しくない」と「楽しくない」を合わせた『楽しくない』は、小学校高学年で12.1%、中学生で20.4%、高校生で15.0%みられます。また、授業は「教科によってはわからないことがある」が小学校高学年で39.8%、中学生で55.7%、高校生で56.2%と中学生以上で増えており、学校が楽しいかと授業の理解度や学校生活と家庭での状況などを捉え、支援施策を検討していく必要があります。

問22. 学校生活の楽しさ[%]

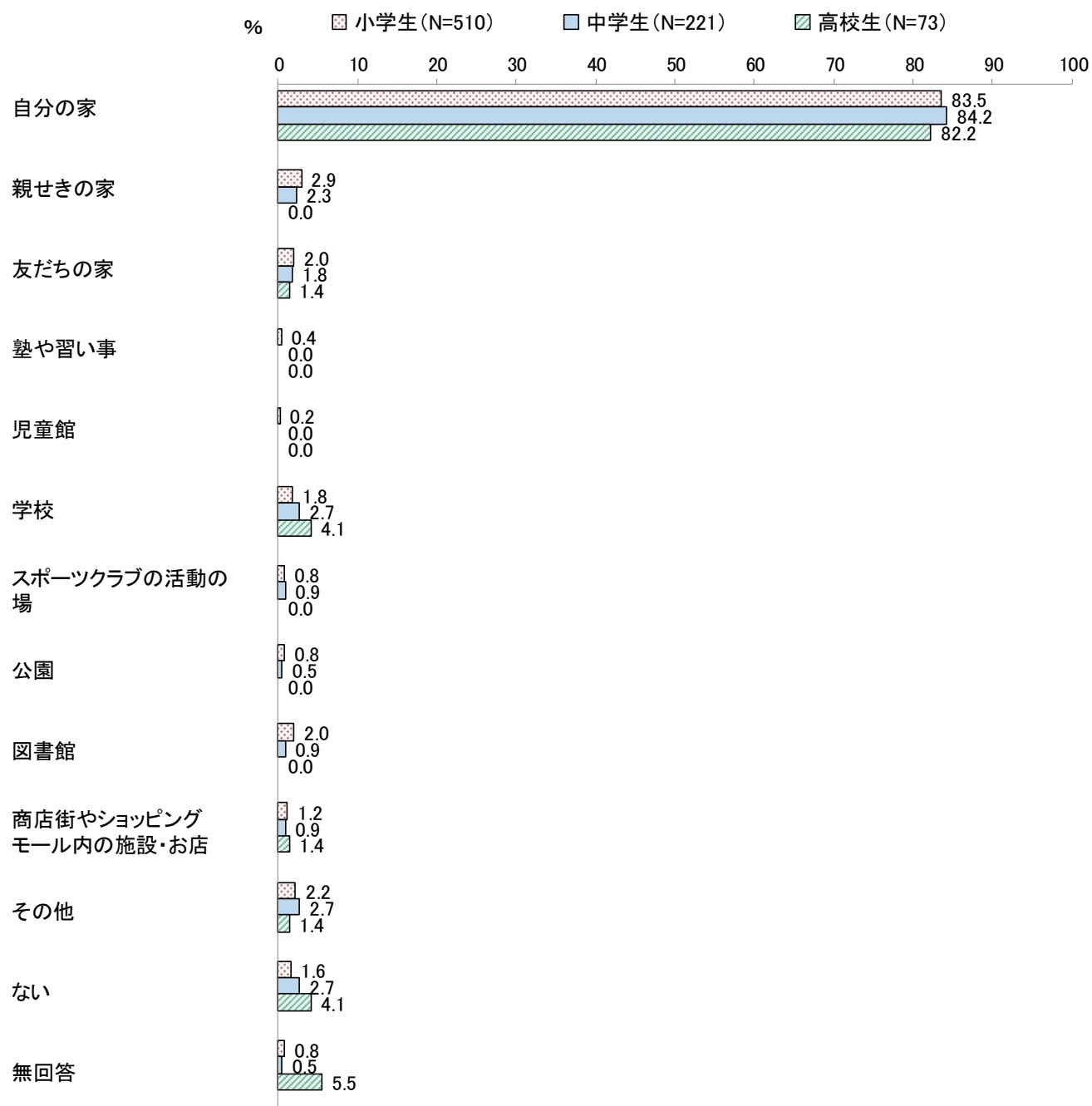


問23. 授業の理解度[%]



一番ほっとできる居場所は学年が上がると「ない」が増えています。

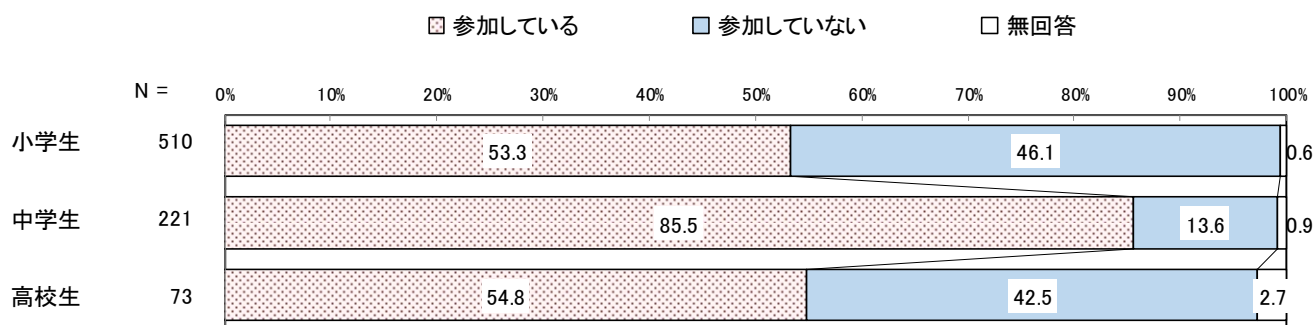
問14. 一番ほっとできる場所〔%・複数回答〕



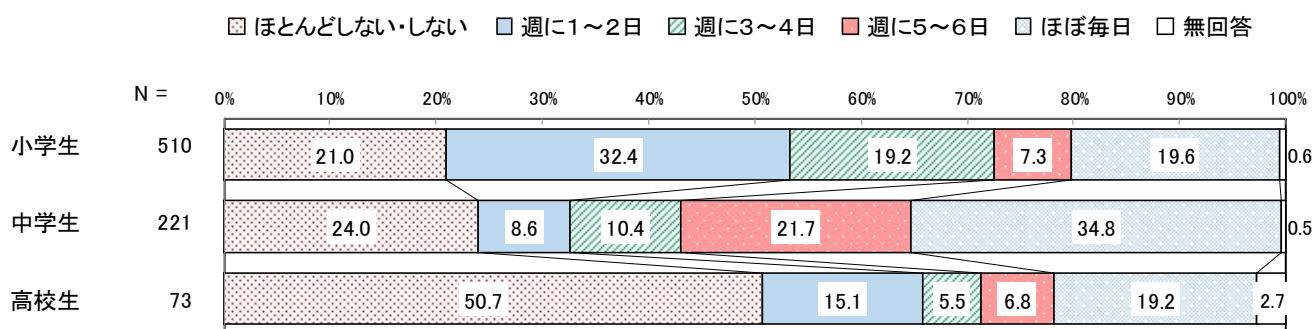
地域のクラブや部活動への参加については、中学生は参加率が 85.5%と高く、高校生は 54.8%となっています。あわせて、30 分以上運動する日も高校生は「ほとんどしない・しない」が 50.7%となっています。

スマートフォンの所持率は、小学校高学年で 50.2%、中学生で 85.1%、高校生は 97.3%となっています。インターネット利用でのトラブルがない割合は、小学校高学年で 96.1%、中学生は 94.6%、高校生は 89.0%と緩やかに低下しており、トラブルのケースがこどもの年齢によって微増していることが伺えます。

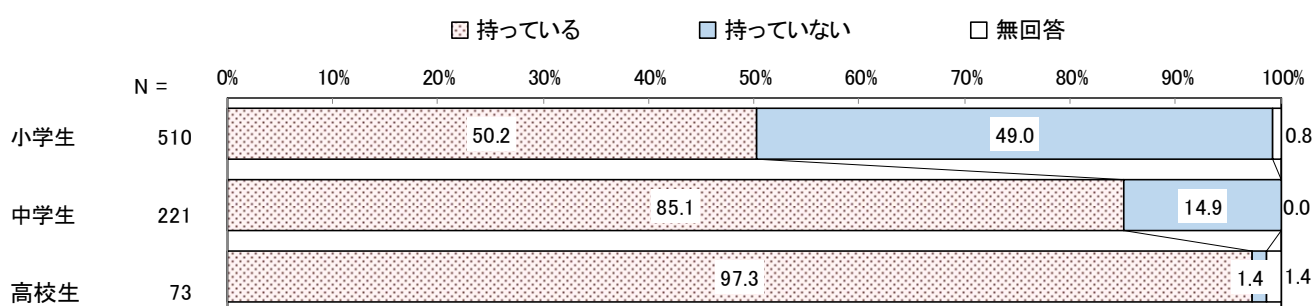
問11. スポーツクラブ・部活動などの参加有無[%]



問17. 運動の有無[%]



問9 スマートフォンの所持[%]

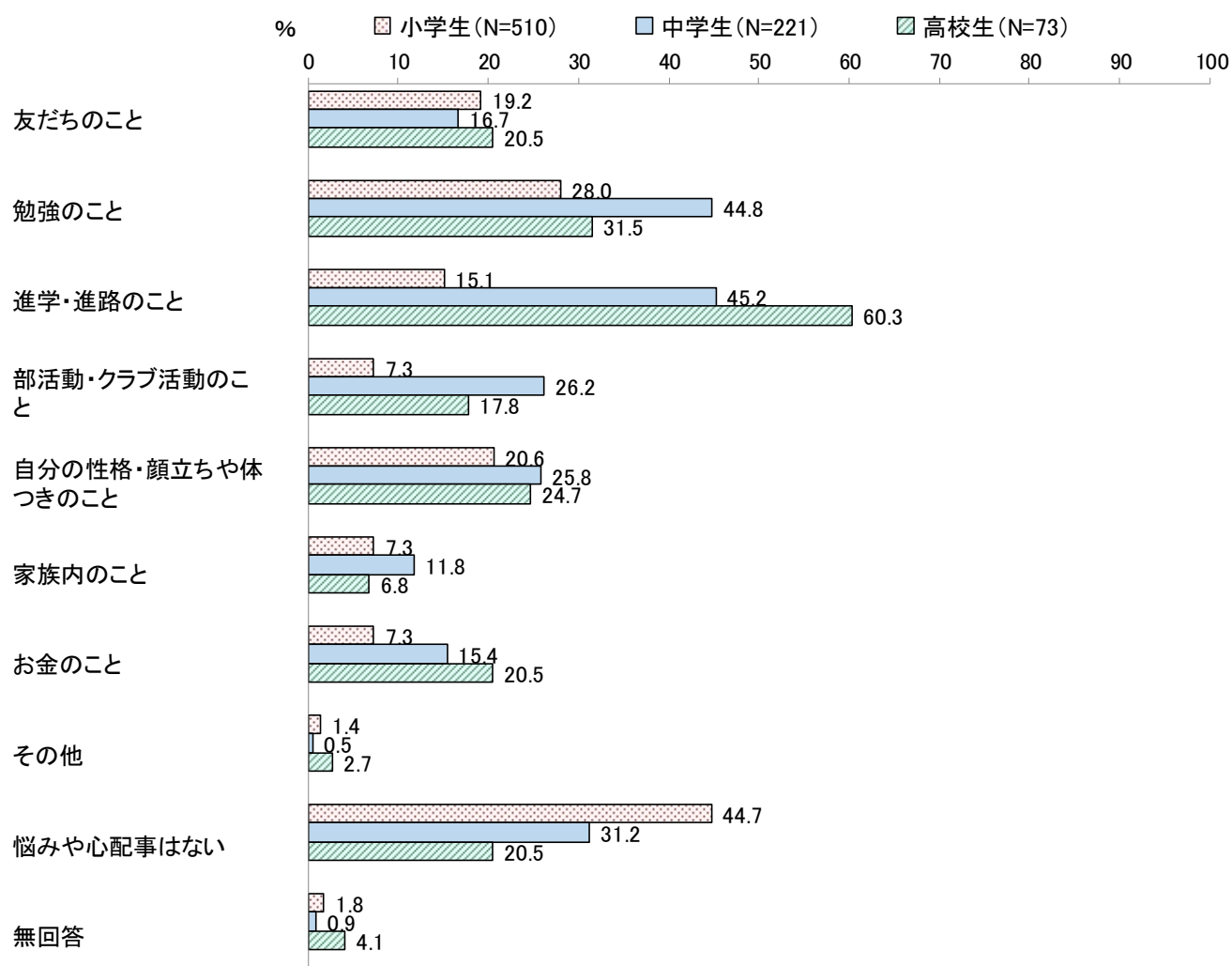


自己肯定感・悩みや心配事

こどもの自己肯定感については、「自分の将来が楽しみだ」については、各学年で『思う』（「とても思う」と「思う」の計）が 80%以下で、学年が上がると大きく低下しています。自己肯定感が安定的に保持できるようにこどもが安心して成長できる環境づくりやこどもの成長段階を捉えた体験活動などをさらに拡充していくことが重要となっています。

悩みや心配事はないという回答は、進学する毎に 10%程度ずつ低下し、進学や勉強のこと、自分の性格や顔つき等の悩みが増えています。悩みの相談相手がいないはどの学年でも 10～15%程度みられますが、家族や学校以外の相談先に悩みを相談する希望はさほど多くはみられません。相談していない状況も一部みられることから、相談できる場の拡充、相談しやすさなどを検討していく必要があります。

問36. 悩みや心配事の有無〔%・複数回答〕



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念・基本視点

(1) 基本理念(目指す姿)

基本理念

『こどもが育ち 親が育ち 地域が育ち こどもまんなか社会を実現する村 にしごう』

こどもが心身共に健やかに成長するためには、保護者や地域に支えられ、ありのままの自分を受け容れ、夢や希望に向かいのびのびとチャレンジすることが必要です。

地域に支えられて成長したこども・若者は、自分の命を大切にし、家族、さらには地域の人たちも大切にできる人材へと成長します。そして、その地域と共に育ったこども・若者の活力は、成長とともに地域を支える源となっていきます。

こどもが心身の状況、おかれている環境にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる村を目指していきます。

また、親も地域全体から支えられることで、孤立・孤独から解放され安心した状態で、こどもと向き合い、子育ての喜びを実感することができます。

地域はこども・若者に対し、成長を見守るとともに、安心して意見を述べることができる場を提供することで、地域づくりに参画できる機会をつくっていくことが重要です。

こども・親・地域の成長が、こども・若者の生涯にわたる人格形成の基礎となり、こども・若者が自立した個人として健やかに成長し、困難に立ち向かい、人にやさしく、社会を大切にすることにつながっていきます。

人と自然が輝き笑顔を未来へつなぐために、地域の輪の広がり活力ある地域を目指し、こども・若者、子育て家庭が共に成長し、地域と共に生きる社会を目指して各種施策を推進します。

(2)基本視点

こども基本法や計画の理念等を踏まえ、こども・若者を支援する施策を推進する際に、以下の視点を基本に取り組んでいきます。

基本視点1 こども・若者の権利・最善の利益を尊重する視点

こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者、子育て当事者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こども・若者の健やかな成長を地域全体で後押しするために、こども・若者の意見を聞き、こども・若者との対話を重視します。

基本視点2 こども・若者のライフステージ※に応じた切れ目ない対応

こどもや若者、子育て当事者のライフステージ※により抱える課題の変化に応じて切れ目なく支援し、良好な成育環境を確保することを重視して、各種施策を推進します。声を上げにくい状況にあるこども・若者に特に留意しつつ、「こどもと共に」「こどもに寄り添う」という姿勢で、こどもや若者の成長を後押しすることを基本とします。



2. 基本目標

基本目標1:こどもがまんなかのむらづくり

- こどもの命と権利を守り、地域での健やかな成長・生活を支え、後押しできるように、地域がこどもの権利や人権についての理解を深めます。
- こども・若者が自らの権利について学び、社会全体で人権尊重の理解を深められるように啓発します。
- こども・若者の様々な相談に対応できる相談支援体制を拡充し、必要な情報を入手できる体制の充実を図ります。
- 遊びや体験活動はこども・若者の健やかな成長の原点であることから、ライフステージ※に応じて、地域資源を活かした遊びや体験の機会を意図的・計画的に確保します。
- 次代を担うこどもが生きる力を培って成長できるように、家庭・学校、地域を通じた教育・学びの機会の充実と意見を表明できる場の確保を図ります。

基本目標2:子育て家庭への支援の推進及び充実

- 全ての子育て家庭が気持ちにゆとりをもって子育てができるように、必要とする支援を確実に受けられる体制の構築を図ります。
- 地域が子育てに関わり、子育てとこどもの育成を後押しします。
- こどもの誕生前から子育て期の各段階において、切れ目ない支援が続くように支援体制の拡充を図ります。

基本目標3:こどもと子育てにやさしいむらづくり

- 安心できる生活環境を目指して、公園や遊び場の確保、地域安全活動を推進します。
- 共働き家庭が増加しており、仕事と家庭、子育ての両立支援や、企業も地域の一員として、こどもや子育ての理解を深め、こども・若者、子育て家庭にやさしい地域づくりを推進します。

基本目標4:支援や関わりが必要なこどもへのきめ細かな取組の推進

- 子育てに困難を抱える家庭が顕在化している状況や、こどもと子育て家庭が抱える課題が複雑化している状況を踏まえ、子育てに困難を抱える家庭の相談支援、ひとり親家庭等の自立支援、児童虐待防止対策、こどもの貧困解消、障がい児福祉施策の充実等のための包括的な支援体制づくりを進めます。

3. 施策の体系

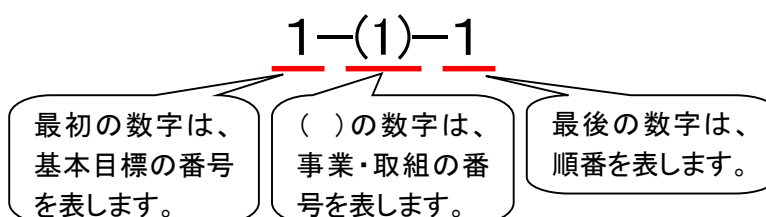
基本理念	基本目標	施策の展開
こどもが育ち 親が育ち 地域が育ち こどもまんなか社会を実現する村 にしづつ	第4章 総合的な施策の展開	(1) こどもの権利擁護の推進 (2) こどもの相談支援・情報提供の充実 (3) こども・若者の学びと体験の機会の充実 (4) こども・若者の意見を聞く機会の確保と参加の促進
		(1) 子育て支援体制の充実 (2) 母子保健の推進 (3) 家庭の子育てを切れ目なく支援する体制の強化 (4) 相談支援・情報提供の推進 (5) 子育ての経済的負担の軽減
		(1) 地域の見守り・地域安全活動の推進 (2) 安心して過ごせる環境づくりの促進 (3) 仕事と家庭の両立支援の促進
		(1) 困難を抱えるこどもと子育て家庭の支援 (2) 児童虐待防止対策の充実 (3) こどもの貧困解消対策の推進
	第5章 子ども・子育て支援事業計画	1 基本方針 2 教育・保育給付 3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制 4 教育・保育の一体的提供等の推進
	第6章 こどもの貧困解消対策計画	1 基本方針 2 こどもの貧困解消対策施策の推進
	第7章 こども・若者計画	1 基本方針 2 こども・若者の育成支援施策の推進

第4章 総合的な施策の展開

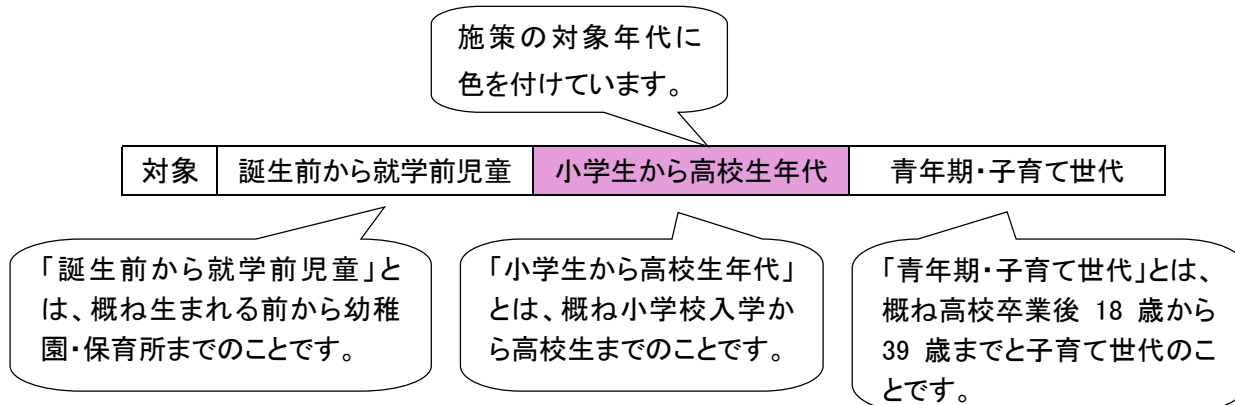
表の読み方について

事業名		事業の概要・取組内容等				
1―(1)―1	注1	事業概要	各学校において、以下の人権教育を推進します。 ・西郷村「子ども宣言」(2024 改訂)の発達段階に応じた実践 ・道徳教育の充実 ・家庭・地域との連携による人権教育の充実 西郷村「子ども宣言」(2024 改訂)・「子育て宣言」・「人権教育、心の教育を推進するための5つの提言」を実践します。			
学校教育における人権教育の推進			取組内容	発達段階に応じて各学校での取組を推進するとともに、村人権擁護委員による「人権教室」を開催します。 子ども人権会議では全小中学校の代表者が自校の取組を紹介して話し合いを行います。		
		注2	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
		注3	分野	(中) (次) (若)		
(学校教育)						

注1:施策の番号について



注2:対象区分について



注3:分野について

分野の区分は、以下のことを示しています。

- (中): こどもまんなか実行計画 2024
- (次): 次世代育成支援行動計画
- (育): 子ども・子育て支援事業計画
- (困): こどもの貧困解消対策推進計画
- (若): こども・若者計画

基本目標1:こどもがまんなかのむらづくり

現状・課題と施策の方向

アンケートではこどもの意見を表明する権利についての認知度がまだ低く、こどもの権利の尊重についてこどもに啓発するとともに、こどもの権利やこどもまんなか社会について地域に啓発し、理解を深め、地域ぐるみで継続して推進していきます。

困りごとを抱えているこどもは年齢が上がると増える傾向であり、家族等に相談している状況がアンケートでわかりました。しかし、悩みの相談相手がいないこどもが一定数いることから、こどもが家族以外に相談し、SOSを出せるようにすること、こどものSOSに気づき、支援につながるように、こどもの相談や情報提供の支援体制の確立が必要です。

こども・若者は発達途上であり、成長の段階にあわせ、多様な学びと体験を地域において創出し、地域が関わり合って共に学び、活動することが地域の重要な課題です。学校・地域において学びと体験の場を増やし、こども・若者の意見を取り入れながら取り組んでいきます。

事業・取組

(1)こどもの権利擁護の推進

事業名	事業の概要・取組内容等			
1-(1)-1 学校教育における人権教育の推進 (学校教育課)	事業概要	各学校において、以下の人権教育を推進します。 ・西郷村「子ども宣言」(2024 改訂)の発達段階に応じた実践 ・道徳教育の充実 ・家庭・地域との連携による人権教育の充実 西郷村「子ども宣言」(2024 改訂)・「子育て宣言」・「人権教育、心の教育を推進するための5つの提言」を実践します。		
	取組内容	発達段階に応じて各学校での取組を推進するとともに、村人権擁護委員による「人権教室」を開催します。 子ども人権会議では全小中学校の代表者が自校の取組を紹介して話し合いを行います。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	① ② ③		
1-(1)-2 人権啓発活動の実施 (住民生活課)	事業概要	人権啓発活動は以下を推進します。 ・人権擁護委員による村内各幼小中学校での「人権教室」の実施 ・小中学生を対象とした「人権作文コンテスト」の実施 ・全国一斉「こどもの人権相談」強化月間の広報等での周知		
	取組内容	人権教室や人権問題の作文を書くことにより、人権尊重の重要性や生命の尊さ等思いやりの心を体得させるなど、人権に対して理解を深めてもらうよう啓発します。 学校におけるいじめの認知件数等こどもに関する人権問題も増加していることから、全ての学校において、人権教育のより一層の推進を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	① ②		

(2)こどもの相談支援・情報提供の充実

事業名	事業の概要・取組内容等			
1-(2)-1 スクールソーシャルワーカー※派遣事業 (学校教育課)	事業概要	児童生徒の抱える多様な問題や置かれている環境への働きかけ等、家庭・学校・地域や関係機関と調整しながら問題解決を図ります。		
	取組内容	村内の各小中学校やこども未来課こども家庭センター※と連携しながら課題を抱えるこども達のケアに取り組めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	① ② ③		
1-(2)-2 相談体制の整備 (住民生活課)	事業概要	管内の人権擁護委員による常設相談所の開設のほか、年2回各市町村で特設人権相談所の開設を行います。また、年間を通して広報紙等で活動についての周知を図ります。		
	取組内容	困難を抱える人たちに自ら声を上げてもらうには、自身が様々な権利の享有主体であることを認識してもらうことが重要なため、人権教室等を通し啓発活動を実施します。また、児童人権相談窓口等の開設を随時広報し周知を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	① ② ③		
1-(2)-3 相談体制の整備 (こども未来課)	事業概要	こども本人からの相談窓口として、こども家庭センター※などを相談窓口として開設します。		
	取組内容	こども家庭センター※において、こどもに関する相談全般を受け、連携した対応に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	① ② ③		
1-(2)-4 相談体制の整備 (健康ほけん課)	事業概要	こころの健康に関する相談窓口を開設し、自殺予防週間街頭活動や各種健診、広報紙等において周知を図ります。		
	取組内容	相談窓口の周知及び相談しやすい体制をつくり、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基盤整備を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	① ② ③		

(3)こども・若者の学びと体験の機会の充実

事業名	事業の概要・取組内容等			
1-(3)-1 幼稚園絵本貸出事業 (学校教育課・ 村立西郷幼稚園)	事業概要	絵本を通じて、心豊かなこどもの育成を目指して絵本の貸出を実施します。		
	取組内容	週1回の絵本貸出事業を継続して実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		

事業名	事業の概要・取組内容等			
1-(3)-2 ブックスタート事業 (文化スポーツ課)	事業概要	4か月健診時にこどもと保護者に絵本、資料などをセットにした「ブックスタートパック」のプレゼントと図書室の紹介を実施します。乳児期から本に親しむ機会をもつことや読書のきっかけをつくること、赤ちゃんと保護者のふれあいの時間を増やすことを目的に実施します。		
	取組内容	絵本の読み聞かせや図書室の紹介は図書ボランティアが中心となって行います。親子の読書のきっかけづくりとして今後も継続して実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-3 はじめての絵本ひろば (文化スポーツ課)	事業概要	7か月児健康相談時に「絵本プレゼント」の案内を渡し、図書室で絵本を1冊プレゼントして絵本にふれる機会を提供します。		
	取組内容	母親から言葉の愛情を受け取れる大切な時期であることから、今後も親子が絵本にふれあうきっかけをつくり、図書室のイベントへの参加を促進します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-4 読書活動の推進 (文化スポーツ課)	事業概要	毎月定期的(第四火曜日)に、よみきかせ会を開催します。		
	取組内容	よみきかせ会を担う図書ボランティアの育成を図るとともに、こども未来課と連携して広報し、読書活動の推進を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-5 読書活動の推進 (学校教育課)	事業概要	学校図書司書や学校図書館支援員が図書掲示板を活用して各教科に関連した図書の整備や本の紹介など読書量を増やす取組が行われています。		
	取組内容	学校図書館を活用した学習活動の充実を図り、魅力ある学校図書館づくりを進め、本に親しむ環境を整えます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-6 読書活動の推進 (文化スポーツ課)	事業概要	利用者のニーズに応じた図書の選定及び貸出を行います。		
	取組内容	児童書・絵本等のこども向けの蔵書を増やし、利用者からのリクエストの活用、移動図書館あづま号(県立図書館)の活用により、幅広い図書の貸出を進めています。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-7 読書活動の推進 (文化スポーツ課)	事業概要	「西郷村読書活動計画」に基づき、誰でも、いつでも、どこでも日常的に本と出会い、良書に親しむ環境づくりを推進します。		
	取組内容	ブックフェスイベントを開催し、村民の読書活動を推進します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		

事業名	事業の概要・取組内容等			
1-(3)-8 スポーツ少年団 の活動支援 (文化スポーツ課)	事業概要	学校教育外の地域において、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成を図ります。		
	取組内容	新たな団体が加入しやすくなるよう、より効果的な援助を検討します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-9 放課後子ども教室推進事業 (文化スポーツ課)	事業概要	放課後、地域のこどもが安全で安心して活動できる居場所を提供します。その居場所の管理や運営を地域の人たちが担い、地域の教育力再生を目指します。		
	取組内容	地域ボランティアを確保し、地域ボランティアの協力の下、放課後の居場所を提供できるように推進します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-10 西の郷少年少女合唱クラブ (文化スポーツ課)	事業概要	合唱を通して豊かな感性を育むとともに、他の学校の児童生徒や異学年との交流を図ります。5～12月まで月2回程度の練習とその他発表会を行います。		
	取組内容	メンバー誰もが楽しく練習・発表会に参加しながら上達し合い、より深く交流が図れるよう、活動を進めています。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-11 幼児期までの「遊びと体験」の推進 (こども未来課)	事業概要	乳幼児健康診査時に、親子ふれあい遊びの教室を実施します。		
	取組内容	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)を踏まえた遊びの体験として、親子ふれあい遊びの教室を実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-12 西郷農業塾 (農政課)	事業概要	農業に親しみ、楽しさを教える取組として開催します。		
	取組内容	西郷農業塾を開催し、農業体験の機会として実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-13 青少年体験事業 (文化スポーツ課)	事業概要	小学4年生を対象に、村内外で体験活動を行う、青少年体験事業を実施します。		
	取組内容	「体験の機会の場」認定地での森林学習等の環境教育など継続して実施し、参加者が多様な体験及び交流ができるよう内容の充実を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		

事業名	事業の概要・取組内容等			
1-(3)-14 学校における体験活動の推進 (学校教育課)	事業概要	地域行事への参加や職場体験を通したキャリア教育※の推進や小学5年生を対象としたセカンドスクール(自然体験学習)を実施します。		
	取組内容	各学校の特色を生かした豊かな体験活動の充実を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-15 森林づくり、木育の推進 (農政課)	事業概要	福島県森林環境交付金事業を活用し、村内の小中学校を対象に森林環境学習の経費を交付します。 緑の募金事業交付金の一部を村内の小学校で結成されている緑の少年団2団体へ交付します。		
	取組内容	福島県森林環境交付金事業は森林環境譲与税との棲み分けが課題であるが、当該交付金を活用した小中学校における森林環境学習への支援を継続していきます。 緑の少年団育成会運営事業は児童の緑を守り育てる意識の醸成及び環境緑化の大切さを理解してもらうことを目的に今後も継続して実施していきます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-16 こども達への文化芸術体験機会の提供・充実 (文化スポーツ課)	事業概要	コンサート等イベントの開催、演者とのワークショップを実施しながら、芸術にふれあう機会を創出します。		
	取組内容	民間団体等の補助事業も活用しながら、継続して事業実施を進めていきます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-17 ふるさと西郷講座 (文化スポーツ課)	事業概要	小学生以上の村民を対象に、西郷村の歴史や文化財などを学ぶことができる講座を開催します。		
	取組内容	毎年メインテーマを設けて、地区及び歩くコースを変えながら講座を実施します。村内各地の歴史や文化財にふれあうことで、学びを得るとともに、村の様々な良さに気づききっかけづくりを行います。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-18 国際理解教育の振興 (文化スポーツ課)	事業概要	ALT※を活用した夏休みの英会話教室など、英語教育を通して国際理解を深めています。		
	取組内容	小学生を対象とした夏休み英会話教室でのアクティビティ等の実施により、英会話、海外文化を学び合い、国際理解へのきっかけづくりを図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		

事業名	事業の概要・取組内容等			
1-(3)-19 留学生交流・教育 の国際化の推進 (文化スポーツ課)	事業概要	人材育成の一環として、海外留学者に対して助成金を交付します。		
	取組内容	新型コロナウイルスの影響が収まりつつあり、助成金の交付により留学を促進します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-20 異文化体験事業 (文化スポーツ課)	事業概要	村内中学校1年生全員を対象に、英国文化を体験できる施設での異文化体験及び語学研修を実施します。		
	取組内容	人材育成及び国際交流のきっかけづくりとして、継続して実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-21 学校における外国語コミュニケーション能力を育成する教育の推進 (学校教育課)	事業概要	ALT※やオンライン英会話を活用し、外国語コミュニケーション能力の向上を図っています。また、英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に英語検定料の補助を行います。		
	取組内容	外国の言語や文化に対する理解を深めるよう、外国語教育の推進を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
1-(3)-22 質の高い幼児教育・保育の推進 (こども未来課)	事業概要	村内保育所等においては保育所保育指針に基づき保育サービスを提供します。		
	取組内容	質の高い幼児教育・保育を推進します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
1-(3)-23 学校における理数系教育の推進 (学校教育課)	事業概要	理科教育設備等補助金を活用して理系教育に必要な備品等を確保します。		
	取組内容	理科教育設備費等補助金を積極的に活用して備品等を整備します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
1-(3)-24 学校支援地域本部事業 (文化スポーツ課)	事業概要	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する事業であり、中学校区単位に地域本部を設置し、ボランティアの協力をいただきながら、地域コーディネーターを中心に学習支援・環境整備等、学校からの要望に対応します。		
	取組内容	地域で協力していただけるボランティアと地域コーディネーターの育成確保を図り、学習支援活動を実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

事業名	事業の概要・取組内容等			
1-(3)-25 子育て世帯への 学習支援 (文化スポーツ課)	事業概要	児童生徒の自主性を尊重しながら、学習意欲の向上や苦手教科の克服などに役立てることを目的とし学習指導者が支援を行います。毎年「ステップ・フリー学習教室」を実施します。		
	取組内容	学習指導者については、地域の人材を新たに発掘し増やすことはできおり、さらに個に応じた支援や学力向上のために、学校との連携強化を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
1-(3)-26 地域学校協働事業 (文化スポーツ課)	事業概要	学習支援事業の一環として、放課後、休日、夏休み期間中に学習教室を無料で開設します。		
	取組内容	誰もが学習機会を得られるよう、継続して実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③ ④		

(4)こども・若者の意見を聞く機会の確保と参加の促進

事業名	事業の概要・取組内容等			
1-(4)-1 こども・若者の意見 表明・参加の促進 (こども未来課)	事業概要	こども基本法では、こども施策の推進において、こどもの意見を反映することが求められています。本計画の推進にあたって、こどもの意見聴取と施策反映を進めていく必要があります。		
	取組内容	アンケートでは、こどもの意見を表明する権利の認知度は、小学生 38.2%、中学生 50.2%、高校生 58.9%と学年が上がると認知度は高まっております。全てのこどもに意見を表明する権利があることを伝えながら、意見を意欲的に出せる環境づくりに取り組んでいきます。さらに村民との話し合いや、共に活動する機会を確保することにより、地域の人との絆づくり、村や地域への理解を深めることで、地域に好循環を生み、共生社会の実現につなげていきます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	③		



基本目標2:子育て家庭への支援の推進及び充実

現状・課題と施策の方向

子育て家庭の状況は核家族化、共働き家庭などの増加が進み、親や知り合いが近くにいて子育てをしている家庭や、家庭の中で孤独な育児になっている状態など多様であり、子育ての不安が大きくなる場合もあります。

子育て支援施策や母子保健事業を推進する中で、子育て家庭の状況を踏まえ、切れ目なく支援できるように相談支援体制を拡充して、安心して子育てできるように推進します。

事業・取組

(1)子育て支援体制の充実

事業名	事業の概要・取組内容等			
2-(1)-1 西郷村ボランティアセンター	事業概要	子育てサポーター養成講座を開催して子育てサポーターを養成し、ボランティアセンターへの登録を促します。		
	取組内容	子育てサポーターと活動内容について周知を図り、養成講座を開催し、ボランティアとして活動できる環境づくりに取り組めます。		
(こども未来課・西郷村社会福祉協議会※)	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(1)-2 西郷村つどいの広場	事業概要	平日の午前・午後に4歳未満の児童とその保護者を対象として、交流機会の場を提供します。育児相談や読み聞かせ、季節に合った行事を開催します。		
	取組内容	子育て家庭の不安解消や孤立防止を図るための情報提供や相談支援を行う場、子育て家庭の交流の場となるように継続して実施し、行事等の内容充実を図ります。		
(こども未来課・西郷村社会福祉協議会※)	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(1)-3 保育所の園庭の開放	事業概要	親子の居場所づくりとして、日・祝日等、休園日に保育所の園庭を開放します。村内保育所3か所で実施します。		
	取組内容	引き続き実施し、休日のこどもの遊び場を確保します。		
(こども未来課)	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(1)-4 地区集会所の活用	事業概要	地区住民の協力を得ながら子育て支援やこどもの安全で安心な活動拠点(居場所)として地区集会所の活用を図ります。		
	取組内容	これまで実施したレクリエーションに加えて、こどもへの学習教室等の新たな取組を検討し、活用を促進します。		
(文化スポーツ課)	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

事業名	事業の概要・取組内容等			
2-(1)-5 家庭支援事業の 推進 (こども未来課)	事業 概要	保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭に対し、子育て短期支援事業や子育て世帯訪問支援事業を行い、子育て世帯を支援していきます。		
	取組 内容	子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業により、家庭での子育てを支援します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

(2)母子保健の推進

事業名	事業の概要・取組内容等			
2-(2)-1 母子健康手帳の 交付・保健指導 (こども未来課)	事業 概要	妊娠届出時に母子健康手帳の交付とあわせて、セルフプランまたは支援プランの作成などの保健指導を行います。また、若年、高齢妊婦などのハイリスク妊婦の把握と家庭訪問等の適切な支援を行います。		
	取組 内容	母子健康手帳交付時にセルフプランを作成して妊娠期の支援に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-2 妊産婦健康診査 等事業 (こども未来課)	事業 概要	妊娠期を健やかに過ごせるように妊婦健診を適切に受けられる機会を提供します。また、産後1か月健診では、母親の産後うつ傾向を把握し、支援に努めます。		
	取組 内容	医療機関と連携し、妊婦・胎児の異常の早期発見・早期治療に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-3 こにちは赤ちゃん 訪問事業 (こども未来課)	事業 概要	生後2か月までに全戸訪問し、育児相談や健診等の受け方を説明します。また、訪問時にエジンバラ産後うつ病問診票*を実施し、母親の産後うつ傾向を把握して母親の育児支援を行います。		
	取組 内容	今後も、乳児及び母親の育児支援及びエジンバラ産後うつ病質問票や赤ちゃんへの気持ちのアンケートを記載してもらい、産後うつの傾向や虐待予防の早期発見に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-4 妊産婦・乳幼児家 庭訪問 (こども未来課)	事業 概要	病院と連携し、ハイリスク妊産婦を早期把握し、相談や支援を行います。また、障がいなどで支援が必要な児童等の家庭訪問を行います。		
	取組 内容	ハイリスク妊婦を早期に把握し、医療機関と連携のもと支援します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

事業名	事業の概要・取組内容等			
2-(2)-5 新生児聴覚検査 (こども未来課)	事業概要	聴覚障がいを早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な治療を受けられるようにするため、新生児に対して聴覚検査を行います。		
	取組内容	継続して、新生児聴覚検査を実施し、早い段階で適切な治療が受けられるように支援します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-6 乳幼児健康診査 (4か月、1歳6か月、3歳児) (こども未来課)	事業概要	乳幼児健診時(4か月、1歳6か月、3歳)に、身体発達及び精神発達のつまずきの早期発見と適切な援助を行います。 栄養、歯科指導を実施し、こどもの健やかな発育を支援するとともに、こころの問診票を用いて保護者の育児不安等の解消に努めます。		
	取組内容	受診率 100%を目指して健診を実施し、疾病や身体発達等の早期発見と適切な支援に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-7 6～7か月児健康相談・12～13か月児健康相談 (こども未来課)	事業概要	6～7か月児を対象に、栄養・離乳食指導や発育状況の確認を行います。 12～13か月児を対象に、発育状況の確認、歯科指導を行います。		
	取組内容	離乳食指導や離乳食完了の節目に、事業を展開し、発育状況の確認や歯科指導を実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-8 乳幼児歯科クリニック・6歳児歯科クリニック (こども未来課)	事業概要	歯科健診とフッ素塗布を行うとともに、ブラッシングの指導や食生活についての歯の健康に関する知識の普及を図ります。		
	取組内容	幼児歯科クリニックでは、個別のブラッシング指導やフッ素塗布の実施とあわせ、食事内容を聞き取り、保健指導を行います。6歳児歯科クリニックでは、6歳臼歯の話を中心にブラッシング指導、イオン導入を行い、虫歯の予防に努めるとともに、虫歯予防の食生活等の知識の啓発に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-9 各種予防接種 (健康ほけん課)	事業概要	感染症予防のため、予防接種を実施します。また、未接種者に対し接種勧奨を実施します。		
	取組内容	予防接種は個人の発症予防だけではなく、感染症の流行防止という重要な役割があるため、未接種者等に対して、効果や意義について正しい情報提供・接種勧奨の実施に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-10 子育て相談 (西郷村社会福祉協議会※)	事業概要	つどいの広場において、2か月に1度助産師相談会を開催して、育児に関する相談等を行います。		
	取組内容	つどいの広場での相談会は何気ない困りごとや悩みを相談でき、利用者同士の交流の場になっており、今後も子育て相談を継続して実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

事業名	事業の概要・取組内容等			
2-(2)-11 酒、たばこに関する健康教育 (健康ほけん課)	事業概要	村内の小中学生を対象に、多量飲酒や喫煙が健康に与える影響を学ぶ機会を設けます。		
	取組内容	20歳未満の飲酒・喫煙の防止対策として小・中学校において、「西郷村禁酒禁煙対策実施要項」に基づき、喫煙、飲酒等の知識を習得できるよう事業を展開します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-12 歯科検診 (学校教育課)	事業概要	全ての小中学校児童生徒を対象に、歯科検診を毎年2回実施し、う歯の早期発見と早期治療を促進します。		
	取組内容	年2回の歯科検診を継続して実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-13 歯科指導 (健康ほけん課)	事業概要	保育所・幼稚園においては、集団で歯科指導を実施します。 小中学校においては、歯科検診の事後指導として歯科衛生士による歯科指導を実施するとともに、ハイリスク(歯周病)児に対するブラッシング指導を実施します。		
	取組内容	村内の保育所・幼稚園、小・中学校を対象に実施しており、歯の磨き方教室を行い、口腔機能の維持向上に努めることの重要性について、継続して普及啓発します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-14 フッ素洗口 (健康ほけん課)	事業概要	幼児(4～5歳)、小中学生を対象に、う歯予防対策としてフッ素洗口を実施します。		
	取組内容	村内の全保育所・幼稚園、小中学校で、う歯予防対策としてフッ素洗口事業を実施し、う歯のあるこどもが減るよう努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-15 学校と保健の連携事業 (健康ほけん課)	事業概要	村内の全小中学校で、思春期の児童生徒に対し、生命やお互いの性を尊重するため、性教育を実施します。		
	取組内容	学校と保健の連携事業において、小中学生を対象に専門職によるいのちの教育や性教育を実施します。思春期においていのちや性の重要性について啓発します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-16 食育の推進 (給食センター)	事業概要	第4次食育推進基本計画に基づき、西郷村食育全体計画を策定し児童生徒及び園児の食環境整備を行います。		
	取組内容	受配校と連携し、全ての学年で年1回以上、食に関する指導を実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

事業名	事業の概要・取組内容等			
2-(2)-17 食育の推進 (農政課)	事業概要	地元農産物について学校給食への利用を推進します。(旧学校給食協力を中心とした生産者から農産物を購入)		
	取組内容	今後も学校給食への食材提供による地産地消の推進を通して、地域の農産物、農家に対する理解醸成と食育の推進を図ります。学校給食への食材提供者の確保と近年は高温障害による品質、安定生産への栽培技術の向上が必要です。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-18 食育の推進に関する支援 (こども未来課・健康ほけん課・学校教育課)	事業概要	こどもの10年後を考え、乳幼児期からそれぞれの成長に応じた必要な栄養量が確保できるよう、食事の提供や栄養管理を行い、こどもの健やかな発育・発達を家庭・地域で支援します。また、学校保健と連携して食育に関する授業を行います。		
	取組内容	乳幼児期では野菜摂取不足や偏食、学童期では朝食の欠食、肥満などの課題があり、健診や食育の機会に食育に関する指導を行います。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-19 プレコンセプションケア※の推進 (健康ほけん課)	事業概要	思春期の児童・生徒及びその保護者に対し、生命やお互いの性を尊重するこころの教育を実施します。		
	取組内容	お互いの性を尊重する人間教育として事業展開し、将来適切な意思決定や行動選択ができ、豊かな人生が送れるように支援します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③ ④		
2-(2)-20 こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進 (こども未来課)	事業概要	発達や言葉などが気になるこどもを対象に、保育士による親子遊びを実施し、遊びを通しての療育※支援・指導を行います。教室内では年2回保護者同士の交流が図れる場を提供します。また、発達相談会では、個別に医師や臨床心理士に相談できる場の提供を行い、保護者の不安軽減に努めます。(近隣4町村で合同開催)		
	取組内容	発達支援教室を年10回、医師や臨床心理士等の専門職に相談できる発達相談会を年6回実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-21 こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進 (こども未来課)	事業概要	母子健康手帳交付時や、プレママ訪問時にパンフレット等で啓発を図っています。		
	取組内容	専門職が母子手帳交付時や、プレママ訪問時に、妊娠出産等に係るパンフレットを配付します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

事業名	事業の概要・取組内容等			
2-(2)-22 母子保健の推進 (こども未来課)	事業概要	村ホームページやパンフレット、子育てガイドブック、村広報紙、@Infocanalを用い、情報提供をします。		
	取組内容	プレママ訪問実施時に、子育てガイドブックを説明しながら配付し、各種情報入手先の活用を促進します。母子保健情報のデジタル化について検討します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-23 母子保健の推進 (こども未来課)	事業概要	妊産婦健康診査における受診券を配付し、受診勧奨を行います。		
	取組内容	母子手帳交付時に、妊産婦健康診査受診券を交付して、妊娠期の健康支援のため受診勧奨を行います。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-24 母子保健の推進 (こども未来課)	事業概要	母子健康手帳を妊娠届出時に配付します。		
	取組内容	母子健康手帳を交付しており、11 週までに受け取ることができるよう啓発します。安心して健やかに妊娠期を過ごせるよう、交付時に面談により保健指導を行います。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-25 母子保健の推進 (こども未来課)	事業概要	出産・子育てに向けての準備や手続きについて情報提供するとともに様々な相談に応じるプレママ訪問事業を実施します。		
	取組内容	出産・子育てに関する情報提供等で、妊娠 34 週頃の妊婦を対象に、プレママ訪問を実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-26 学校健康診断情報の電子化の推進 (学校教育課)	事業概要	こどもの健康の保持増進を図るため健康診断を実施します。また、校務支援システムにより児童生徒の健康診断情報を電子化します。		
	取組内容	政府全体のデジタル化の方針や教育データの利活用と整合性を図りながら、円滑な推進を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(2)-27 若年妊婦等への必要な支援の提供 (こども未来課)	事業概要	予期せぬ妊娠等で悩む若年妊婦の相談に対応する相談窓口を開設しており、必要に応じて家庭訪問を行い、支援に努めます。		
	取組内容	こども家庭センター※において、妊娠に関する相談全般を受付けており、支援が必要な場合は家庭訪問事業や連携会議を行い、支援します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ④		

事業名	事業の概要・取組内容等			
2-(2)-28 1か月児健康診 査費用助成 (こども未来課)	事業 概要	1か月児健康診査費用を助成します。		
	取組 内容	健診の結果等の情報を活用し、伴走型相談支援の効果的な実施につなげます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		

(3)家庭の子育てを切れ目なく支援する体制の強化

事業名	事業の概要・取組内容等			
2-(3)-1 こども家庭セン ター※機能整備 (こども未来課)	事業 概要	妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供します。妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。		
	取組 内容	母子手帳交付やプレママ訪問、乳幼児健康相談において、切れ目のない支援を提供します。学童期以降の相談については、今後周知する必要があります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(3)-2 パパママ育児体 験教室 (こども未来課)	事業 概要	初めて出産される方や久しぶりの育児で不安な方を対象に、おむつ交換や沐浴などの体験ができます。また、妊娠・出産・子育てに関する質問に助産師がお答えします。		
	取組 内容	おむつ交換や沐浴などが体験できる教室を2か月に1回開催します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(3)-3 プレママ訪問事 業 (こども未来課)	事業 概要	34週頃の全ての妊婦にプレママ訪問を実施します。保健師が妊婦の面談や家庭訪問等を行い、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行います。		
	取組 内容	切迫早産等のため、妊娠後期にプレママ訪問ができなかった妊婦に対し、産後に早期訪問し、体調面の聞き取り、サービス等の情報提供を行います。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		



事業名	事業の概要・取組内容等			
2-(3)-4 産後ケア事業 (こども未来課)	事業概要	育児不安がある母親や家族の協力が得にくい母親に対し、医療機関や助産院で精神的ケアや身体的ケアが受けられるよう支援します。		
	取組内容	現在、福島県助産師会と委託契約して実施しており、今後は医療機関や里帰り先でも利用できるよう償還払い等にも対応できるように努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

(4)相談支援・情報提供の推進

事業名	事業の概要・取組内容等			
2-(4)-1 こども家庭ソーシャルワーカー※ の取得促進 (こども未来課)	事業概要	こども家庭福祉分野に関わる相談援助職の資質向上を図るため、令和6年からこども家庭ソーシャルワーカー※の認定が始まり、こども家庭センター※に配置を予定します。		
	取組内容	令和7年以降で講習を受講し認定資格の取得を図り、こども家庭センター※業務において専門性の高い対応が図れるように促進します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(4)-2 一元的な相談支援体制の構築等 に向けた環境整備(ユースプレイス※自立支援事業) (社会福祉課)	事業概要	ひきこもり対策として、県南域9市町村にて業務委託によるユースプレイス※自立支援事業を実施します。同じような悩みを抱えている方や同じような経験をした方に対して居場所を提供し、社会参加につなげられるよう月に13回程度活動を実施します。		
	取組内容	ユースプレイス※自立支援事業を利用して就労へつながった人もいますが、参加に踏み出せない人を後押しできるように関係機関と連携した対応を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(4)-3 医療相談アプリ (こども未来課)	事業概要	子育ての不安の軽減等を目的として、24時間365日スマートフォンで簡単に医師に相談できるアプリを導入します。		
	取組内容	妊婦及び18歳までのこどもがいる世帯の方が利用できる医療相談アプリの普及啓発に努めてまいります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

(5)子育ての経済的負担の軽減

事業名		事業の概要・取組内容等		
2-(5)-1 こども医療費助成事業 (こども未来課)	事業概要	各医療保険で決められた診療内容に基づく一部負担金(本人負担分相当額)及び入院時食事療養費自己負担分を助成します。 現物給付に対応していない医療機関等で受診したのものについては、償還払いとします。		
	取組内容	こども医療費の自己負担額を軽減し、疾病の早期発見・治療を図るための経済的支援として継続して実施するとともに、ジェネリック医薬品の利用促進に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(5)-2 妊産婦医療費助成事業 (こども未来課)	事業概要	妊娠5か月となった日の属する月から出産の日の属する月の翌月までに、妊産婦が医療(保険対象)にかかった時に支払う自己負担3割を助成します。		
	取組内容	妊産婦家庭の経済的負担を軽減し、安心して婚姻・出産・子育てができるよう、婚姻から子育てにいたるまで切れ目のない支援を推進します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(5)-3 妊婦のための支援給付事業 (こども未来課)	事業概要	妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、効果的に妊婦等包括相談支援事業を組み合わせ、妊婦のための支援給付を行います。		
	取組内容	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、こども家庭センター※と連携して事業を行います。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(5)-4 出産祝い金給付事業 (こども未来課)	事業概要	赤ちゃんの出産を祝福するとともに、次代を担う子の出生を奨励し、人口増加と子育て支援を目的に支給します。		
	取組内容	子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(5)-5 出産交通費支援事業 (こども未来課)	事業概要	妊婦の経済的負担を軽減し、子育て世帯を支援することを目的として、出産時における当該分娩取扱施設までの移動に係る交通費の一部を支給します。		
	取組内容	子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(5)-6 不妊治療費助成 (こども未来課)	事業概要	こどもを望む世帯の経済的な負担を軽減するため、自己負担の一部を助成します。(一般不妊治療、特定不妊治療)		
	取組内容	一般・特定不妊治療にかかる自己負担の一部を助成します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

事業名	事業の概要・取組内容等			
2-(5)-7 養育医療費助成 事業 (こども未来課)	事業 概要	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、指定 養育医療機関での治療について、必要な医療費を公費により負担します。		
	取組 内容	対象世帯の医療費の負担軽減を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(5)-8 児童手当 (こども未来課)	事業 概要	子育て世帯における経済的支援と児童の健全育成を目的とし、高等学校修 了前(18歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している保護者等へ 手当を支給します。		
	取組 内容	子育て世帯に手当を支給することにより、生活の安定と児童の健全な育成 を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(5)-9 学校給食費の無 償化 (学校教育課)	事業 概要	児童生徒の保護者に対し学校給食費を補助します。		
	取組 内容	学校給食費の補助を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図りま す。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(5)-10 小中学校入学祝 金 (学校教育課)	事業 概要	入学を祝福し、子の健やかな成長を支援するため入学祝金を支給します。		
	取組 内容	入学時の経済的負担の軽減を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(5)-11 特別支援教育修 学奨励費補助金 (学校教育課)	事業 概要	就学のための必要な経費の一部を支給します。		
	取組 内容	特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減しま す。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(5)-12 中学生の修学旅 行費の補助 (学校教育課)	事業 概要	中学3年生の修学旅行費の一部を補助します。		
	取組 内容	修学旅行時の経済的負担の軽減を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

事業名	事業の概要・取組内容等			
2-(5)-13 中学生の英語検 定料の補助 (学校教育課)	事業 概要	英語検定の検定料を補助します。		
	取組 内容	生徒の学習意欲や資格取得率の向上を図り、保護者の経済的負担を軽減します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(5)-14 子育て応援米 (農政課)	事業 概要	村内の子育て世帯に西郷村産のお米を支給します。		
	取組 内容	子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(5)-15 認可外保育施設 利用者負担軽減 事業 (こども未来課)	事業 概要	村内の認可保育所へ入所申し込みし、待機となっている方が認可外保育施設を利用した際の認可外保育施設の利用料と保育所を利用するとした場合の保育料の差分を補助します。		
	取組 内容	認可外保育施設を利用している世帯に対して補助金を交付し、利用者の負担軽減を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
2-(5)-16 低所得の妊婦に 対する初回産科 受診費用助成 (こども未来課)	事業 概要	初回の産科受診料の費用の一部を助成します。		
	取組 内容	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し必要な支援につなげます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ④ ⑤		



基本目標3:こどもと子育てにやさしいむらづくり

現状・課題と施策の方向

こどもと子育て家庭にやさしく、安心できる生活環境をつくるには地域のつながりや支援力が不可欠です。村民が利用する公共施設や生活道路、通学路の安全確保のための整備を行うとともに地域の安全活動を推進する中で、地域住民からはこども達の使う道路や遊ぶ場所の安全を気にかける意見が地域福祉に関するアンケートの中で上がっております。このような地域の声に耳を傾けこどもと子育てにやさしいむらづくりを進めていきます。

また、こども本人へのアンケートで、携帯電話の所有率は学年が上がるとともに高くなっており、インターネットを利用してトラブルにあったという回答が若干数みられました。情報化社会を生きていくためにも情報リテラシー教育※や有害環境対策が求められており、こどもが被害にあうことを予防するための取組を地域全体に推進していきます。

事業・取組

(1)地域の見守り・地域安全活動の推進

事業名	事業の概要・取組内容等			
3-(1)-1 防犯灯設置 (住民生活課)	事業概要	村民の安全確保のために、危険度の高い場所、通学路を優先して防犯灯を設置します。村内各行政区から要望のあった箇所に必要に応じ防犯灯を設置します。		
	取組内容	今後も行政区から要望のあった箇所に必要に応じて防犯灯の設置を計画的に推進します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
3-(1)-2 自転車用ヘルメット配付事業 (住民生活課)	事業概要	村内中学校の新1年生に対し、自転車用ヘルメットを配付します。		
	取組内容	今後も引き続き、村内新中学1年生に対し、自転車用ヘルメットの配付を行い、自転車通学時のヘルメット着用の普及に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
3-(1)-3 街頭指導 (住民生活課)	事業概要	通学路で、登校日の朝及び交通安全運動期間中の立哨を実施しており、毎朝交通安全指導を行います。		
	取組内容	今後も引き続き、通学時間帯の立哨活動を通じ、児童の交通安全指導を実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		

事業名	事業の概要・取組内容等			
3-(1)-4 学校遊具等の安全点検 (学校教育課)	事業概要	幼・小・中学校の遊具等の安全点検を年1回、専門業者に委託して実施します。		
	取組内容	専門業者による年1回の点検を実施し発見された不具合は速やかに修繕していきます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	㊦		
3-(1)-5 保育所・児童館の遊具の安全点検 (こども未来課)	事業概要	保育所・児童館の遊具等の安全点検を年1回、専門業者に委託して実施します。		
	取組内容	年1回の点検を実施し、適宜修繕を行っている。今後も継続し、事故防止に努めていきます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	㊦		
3-(1)-6 集会所遊具の安全点検 (文化スポーツ課)	事業概要	集会所の遊具については、毎年度定期的に安全点検を行うとともに、必要に応じて専門業者による整備を実施します。		
	取組内容	継続して定期点検を実施するとともに、今後とも事故防止に取り組めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	㊦		
3-(1)-7 西郷村地域安全推進事業 (住民生活課)	事業概要	地域の犯罪、事故、災害等を防止するため、住民の総ぐるみの自主的な安全活動の推進と生活環境の整備を行い、安全で安心できる住みよい地域社会を実現します。 西郷村地域安全推進協議会の実働部隊として活動推進員を構成し、各ボランティア団体と連携し活動します。また、活動拠点の確保や近隣市町村との協力・交流を図ります。		
	取組内容	青パトによる広報活動を月10回以上実施します。 ボランティアによる巡回パトロールや街頭活動を通じ、犯罪の抑止、被害の未然防止について啓発しており、今後も引き続き、地域安全活動、防犯活動等により安全安心なむらづくりを実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	㊦		
3-(1)-8 子どもひなんの家 (住民生活課・学校教育課)	事業概要	避難所(子どもひなんの家)を設置することにより児童生徒が避難できるとともに、保護者と地域全体で不審者からの被害を防止し、安全確保を図ります。		
	取組内容	子どもひなんの家の設置を通じ、こども達が登下校時等で、知らない人からの声かけやつきまとい行為を受けそうになった時などにこどもを保護し、警察や学校等に連絡するなどして地域ぐるみでこども達の安全を守るボランティア活動であり、今後も引き続き実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	㊦		

事業名	事業の概要・取組内容等			
3-(1)-9 こども・子育て支援環境の充実 (こども未来課)	事業概要	村内2か所において地域子育て支援拠点事業を実施し、保護者の交流の場の提供を行います。		
	取組内容	地域の子育て支援機能の充実を図り、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とし、村内2か所で実施します。利用者は増加傾向にあり、今後についても事業の継続により保護者の交流の場を提供していきます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
3-(1)-10 こどもや子育て当事者の目線に立った公園づくり (建設課)	事業概要	都市公園事業で公園施設の状況把握と維持管理を行います。		
	取組内容	職員・専門業者による定期的な点検により、公園の現況把握及び維持管理を行うことで、常に安心安全な公園を提供するよう努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
3-(1)-11 通学路等の交通安全対策・登下校防犯対策の推進 (子どもの安全見守り隊) (学校教育課)	事業概要	「西郷村子どもの安全見守り隊」を組織し、児童生徒の登下校時に立哨指導等を通して通学路の交通安全活動や不審者からの声かけ防止等の防犯活動を行います。		
	取組内容	村の広報紙等を活用して今後も継続して隊員を募集していきます。また、西郷村通学路安全推進会議を開催し、道路管理者、警察等の関係機関と連携して通学路の安全対策の充実を推進します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
3-(1)-12 通学路等の交通安全対策・登下校防犯対策の推進 (住民生活課)	事業概要	注意喚起の看板を設置します。		
	取組内容	今後も要望箇所等に速やかに対応し、安全な生活環境のために設置します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
3-(1)-13 通学路等の交通安全対策・登下校防犯対策の推進 (建設課)	事業概要	通学路緊急対策推進計画(令和8年度まで)に基づき、通学路の維持管理を行います。		
	取組内容	こどもの安全な通学のため、引き続き関係各所と協力し通学路の維持に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
3-(1)-14 公共施設等のバリアフリー化等 (総務課)	事業概要	役場庁舎、公民館等のバリアフリー化のための整備を促進します。「西郷村公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の改修・更新等を行う際には、誰もが安全に利用できるようユニバーサルデザイン※化を推進します。		
	取組内容	役場新庁舎については、ユニバーサルデザイン※を基本にし、全ての村民が使いやすい庁舎の整備を進めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		

事業名	事業の概要・取組内容等			
3-(1)-15 犯罪被害からこどもを守るための取組の推進 (住民生活課)	事業概要	防犯ボランティアにより、青パトでのパトロールを実施します。		
	取組内容	今後も地域安全活動推進隊、交通安全協会各支部、防犯連絡協議会各支部と連携し、青パト巡回を実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
3-(1)-16 こども・若者の非行・被害防止に向けた全国強調月間 (文化スポーツ課)	事業概要	強化月間期間中において、青少年健全育成事業の一環として、青少年の非行・被害防止のため、関係機関と共同での街頭指導を実施します。		
	取組内容	村内の青少年による非行を防ぐため、今後も街頭指導での見回りは必要です。街頭指導の際に、村内の危険個所の確認や事故防止について、村民会議員の中での情報共有を行っており、関係機関と連携を図りながら実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
3-(1)-17 こどもの事故防止に関する取組の推進 (学校教育課)	事業概要	ポリスメールによる不審者や交通事故情報の共有や保護者へのメール配信など関係機関と連携して行います。 通学路安全推進会議を開催し、関係機関と情報共有し連携して通学路の安全対策を推進します。		
	取組内容	関係機関と連携して不審者情報や交通事故情報を迅速に共有・配信します。通学路の安全対策を地域と協力して推進します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
3-(1)-18 こどもの事故防止に関する取組の推進 (こども未来課)	事業概要	母子健康手帳交付時や、プレママ訪問時、乳幼児健康診査時、健康相談時にこどもの事故防止策について啓発します。		
	取組内容	乳幼児健康診査、健康相談時にこどもの事故防止について保護者に直接啓発します。6・7か月児健康相談では、誤飲のパンフレットを用いて事故防止の情報を提供します。引き続き、こどもの事故防止策について啓発に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
3-(1)-19 児童福祉施設の非常災害対策 (こども未来課)	事業概要	施設整備費の国県補助等については、県の案内等通知があった際には、その都度、各児童福祉施設へ周知を行います。		
	取組内容	日頃より災害に備えられるよう施設整備費の国県補助等の周知を行い、活用の推進に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
3-(1)-20 防犯・交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育の推進 (総務課・住民生活課)	事業概要	学校等の交通教室に交通安全母の会や交通教育専門員を派遣します。		
	取組内容	村内幼稚園や保育所等からの要請があれば、交通安全母の会、交通教育専門員を派遣します。 模擬信号機の貸出も含め村内の幼稚園、保育所、小中学校、特別支援学校等に対し、交通安全啓発活動を積極的に実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		

事業名	事業の概要・取組内容等			
3-(1)-21 防犯・交通安全・ 防災教育を含む 学校における体 系的な安全教育 の推進 (学校教育課)	事業 概要	放射線教育、防災教育、感染症対策など正しい理解や身を守る方法等につ いて教育課程に位置づけて学習します。		
	取組 内容	各学校の特色を活かし、発達段階に応じた安全教育活動を支援します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	㊦		
3-(1)-22 学校における安 全管理の取組の 充実 (学校教育課)	事業 概要	学校施設の防災機能の強化対策として、施設の改修を行います。不審者情 報の共有や不測の事態に対する体制整備します。		
	取組 内容	不審者侵入、災害発生時等の児童生徒の安全確保に向けた危機管理対策 の強化を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	㊦		

(2)安心して過ごせる環境づくりの推進

事業名	事業の概要・取組内容等			
3-(2)-1 屋内遊び場 (こども未来課)	事業 概要	こども達が安心して身体を動かせる場の提供により、体力向上や肥満傾向 の改善を図ります。また、様々な道具を使った遊びを通し、意欲的な心や認 知能力の育成を図ります。		
	取組 内容	利用者数は一部入場者数の制限を緩和したため増加します。こどもの健全 な育成と体力向上につなげることができるため、事業の維持・継続に向けて 検討します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	㊦		
3-(2)-2 こどもが安全に安 心してインター ネットを利用でき る環境整備 (学校教育課)	事業 概要	家庭との連携によるメディアコントロール力の育成と学校活動の中で情報教 育を推進します。		
	取組 内容	学校・家庭・地域が連携して啓発活動に取り組みます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	㊦ ㊧		
3-(2)-3 こどもの居場所支 援事業 (こども未来課)	事業 概要	食事・学習・交流等の提供又は支援を目的とした活動を、こどもの居場所と いいます。こども食堂はそのうち食事の提供を伴うものです。こども食堂に 限らず、こどもの居場所づくりの推進を図ります。		
	取組 内容	こどもの居場所づくりのための補助金について、チラシやホームページ等で 周知しており、既存団体や新規団体に対して、立ち上げや活動を継続できる よう相談支援等を行います。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	㊦ ㊧		

(3)仕事と家庭の両立支援の促進

事業名		事業の概要・取組内容等		
3-(3)-1 保育所の保育時間の延長 (こども未来課)	事業概要	平日は7時 15 分から 19 時 15 分まで開園しており、土曜保育は7時 15 分から 18 時 30 分までの保育体制となっています。		
	取組内容	核家族化が進み、フルタイム勤務の保護者も増加傾向にあることから、保護者支援のため、引き続き延長保育事業を継続していきます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
3-(3)-2 一時保育 (こども未来課)	事業概要	一時保育事業をまきば保育園、くまっこ保育園、川谷保育園で実施します。		
	取組内容	毎月同程度の利用があり、今後も一時的保育のニーズが増加する可能性があります。引き続き事業を継続し、受け皿確保に向けた保育士の確保及び環境整備に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
3-(3)-3 病児病後児保育 (こども未来課)	事業概要	満1歳から小学校6年生までの体調不良の児童を対象に、医療機関等で保育士・看護師等が保育する病児・病後児保育を実施します。白河厚生総合病院敷地内で白河市及び西白河郡内町村の広域事業としてしらかわ病児保育室を運営・実施します。		
	取組内容	利用者数は年間 20 人前後ですが、病時に預けられる場所は必要性が高いことから、保護者のニーズを踏まえながら、実施運営については検討しながら提供体制の確保を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
3-(3)-4 保育所の施設整備 (こども未来課)	事業概要	保育所は村内6か所で実施しており、待機児童の増加に伴い、ニーズに合わせた受入れ施設の整備や老朽化した施設の修繕・補修等を行います。		
	取組内容	待機児童数は増加しており、利用ニーズも継続して高いため、受入れ施設の整備を検討する必要がありますが、少子化等による人口減少も見込まれるため、慎重に進めていく必要があります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
3-(3)-5 認可外保育施設の施設整備 (こども未来課)	事業概要	認可外保育施設は村内2か所で実施しております。認可外施設のため、村からの直接的な補助はありませんが、内容により国・県補助を利用して、施設の修繕・補修等を行います。		
	取組内容	利用ニーズが増加しており、利用者の助成事業とあわせた支援を行い、待機児童解消を図っていきます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

事業名	事業の概要・取組内容等			
3-(3)-6 幼稚園の施設整備 (学校教育課)	事業概要	安心・安全な幼稚園に向けて施設の定期的な点検を実施し、維持補修等を行っています。		
	取組内容	老朽化した施設の長寿命化や防災・防犯機能の向上を図り、安心安全な施設整備を目指していきます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
3-(3)-7 児童クラブ等の施設整備 (こども未来課)	事業概要	保護者の就労等により、放課後保護者が不在となる家庭の児童に対し、遊びと生活の場を提供します。児童クラブは村内5か所で実施しており、利用児童数の増加に伴い、ニーズに合わせた受入れ施設の整備や老朽化した施設の修繕・補修等を行います。		
	取組内容	施設の維持管理について、令和6年度は5か所で修繕を行うなど、計画的に修繕・工事をを行います。 児童クラブの利用者は増加しており、利用ニーズも継続して高いことが見込まれることから、運営のあり方を検討し、放課後児童の遊びと生活の場の提供を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
3-(3)-8 放課後児童クラブの時間延長・土曜保育の実施 (こども未来課)	事業概要	保護者の勤務地域や勤務時間等の形態が多様化しているため、児童クラブを平日は午後7時まで、土曜日は午後6時まで保育時間を拡大して実施します。		
	取組内容	一定数の利用者があるため今後も継続します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

基本目標4: 支援や関わりが必要な子どもへのきめ細かな取組の推進

現状・課題と施策の方向

支援や関わりが必要な子ども・家庭が抱える困難は、気づきにくい上に、課題が複雑化しています。障がい等で支援が必要な状況、外国籍でコミュニケーションに課題がある場合、生活困窮や家族の世話、ひとり親家庭など家庭の抱える課題などについて、子どもと子育て家庭を支援する体制を拡充し、きめ細かな対応が図れるように取り組めます。

事業・取組

(1) 困難を抱える子どもと子育て家庭の支援

事業名	事業の概要・取組内容等			
4-(1)-1 乳幼児発達支援教室(すくすく教室) (こども未来課)	事業概要	健康診査や健康相談により発達に遅れがみられる乳幼児に個別または集団による指導を行い、発達促進のため、すくすく教室を実施して支援します。		
	取組内容	年間 10 回程度の開催を予定し、西白河郡の町村(西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町)と合同で開催します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-2 保育所の障がい児受入 (こども未来課)	事業概要	村内の全保育所(4園)において軽度障がいなどで支援が必要な児童の集団保育への受入れを行います。		
	取組内容	今後も在園児や入園希望児の障がい児数が増える可能性があるため、障がい児の保育環境の整備を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-3 特別支援教育の充実 (学校教育課)	事業概要	特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒について、特別支援学校及び関係機関との連携を図り、就学支援を行います。		
	取組内容	一人ひとりの障がいの状態や有無にかかわらず、教育的ニーズに対応した合理的配慮を行います。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-4 特別児童扶養手当 (こども未来課)	事業概要	20 歳未満の身体または精神に障がいのある児童を監護している保護者・養育者に特別児童扶養手当を支給します。		
	取組内容	障がいのある児童を監護している保護者の経済的負担の軽減につながっており、今後も継続して実施します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

事業名	事業の概要・取組内容等			
4-(1)-5 障がい児福祉手当 (社会福祉課)	事業概要	20歳未満で重度の障がいがあり、常時介護を必要とする在宅の方に手当を支給します。		
	取組内容	該当となる方には相談や手続きの際に申請案内を行い、適切な利用を促進します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-6 自立支援給付 (社会福祉課)	事業概要	契約に基づく身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の施設入所または通所、ショートステイ、ホームヘルプサービス等の経費に対して自己負担金以外の経費を助成します。		
	取組内容	令和6年度の給付対象者数は159人であり、給付対象者数が増加しているため、サービス提供可能事業所の確保に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-7 外国人のこどもへの教育の充実 (学校教育課)	事業概要	県国際交流協会から日本語指導者を派遣させて、日本語指導が必要な児童生徒に対して、取り出し授業を行います。		
	取組内容	日本語指導が必要な児童生徒への日本語授業を行います。 学校支援員を配置して児童生徒の学習支援やALT※を介した生徒指導を行います。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-8 生活困窮者自立支援制度 子どもの学習・生活支援事業 (社会福祉課)	事業概要	県社会福祉協議会生活自立サポートセンターにより、生活困窮世帯のこどもに、学習支援事業と相談支援事業を行います。		
	取組内容	生活困窮世帯のこどもへの学習支援事業と相談支援事業について、対象となるこどもを把握し、利用を促進します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-9 要保護・準要保護制度の実施 (学校教育課)	事業概要	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。		
	取組内容	関係機関と連携を図り、要保護・準要保護制度の対象者の把握に努め、円滑な支援を図っていきます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-10 教育相談体制の充実 (学校教育課)	事業概要	児童生徒からの相談に対応し、支援する体制として、スクールカウンセラー4人とスクールソーシャルワーカー※1人を配置して、全ての小中学校に派遣します。		
	取組内容	スクールカウンセラーの相談活動を支援し、必要に応じてスクールソーシャルワーカー※の緊急派遣を行い、早期から支援が届くように関係機関との連携を図り、対応する体制を強化します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

事業名	事業の概要・取組内容等			
4-(1)-11 経済的支援と質の高い支援の提供 (社会福祉課)	事業概要	身体障害者手帳を所持している補装具が必要な児童に補装具費を給付します。		
	取組内容	補装具が必要な身体障害者手帳を所持する児童に補装具費を給付します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-12 地域の障がい児支援体制の強化とインクルージョン※の推進 (社会福祉課)	事業概要	児童発達支援センターまきびとが、地域における障がい児支援の中核的役割を担う機関として障がい児通所支援事業所及び障がい児相談支援事業所への支援を行います。 発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等のこどもや保護者が集まる施設等への巡回等支援を実施し、施設等の職員や保護者に対し、助言等を行います。		
	取組内容	児童発達支援センターと巡回支援専門員整備体制を確保し、障がい児の地域生活支援に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-13 地域の障がい児支援体制の強化とインクルージョン※の推進 (こども未来課)	事業概要	巡回訪問支援事業として、発育において支援が必要な児童の通う保育所・幼稚園等に訪問支援員を派遣します。		
	取組内容	各園を巡回訪問し、発達において支援が必要な児童に対しての関わり方、環境整備等の助言、指導を行い、保護者の不安や困り感に寄り添い支援に努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-14 地域の障がい児支援体制の強化とインクルージョン※の推進 (社会福祉課)	事業概要	第3期障がい児福祉計画に基づき、しらかわ圏域における障がい児支援体制の整備を図ります。		
	取組内容	しらかわ圏域全体で相談支援や通所支援等の障がい児支援事業の相談支援専門員が不足しております。相談支援専門員の不足解消に向けて取り組みます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-15 地域の障がい児支援体制の強化とインクルージョン※の推進 (社会福祉課)	事業概要	障がい児相談支援事業を2事業所に委託して実施します。サービス利用につながっていない児童に対し総合的な相談を実施します。		
	取組内容	総合的な相談を通してサービス利用につながる児童も多く、引き続き計画相談として介入し、適切なサービス利用を促進します。相談支援事業の提供体制の確保に、しらかわ圏域の市町村と連携して努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

事業名	事業の概要・取組内容等			
4-(1)-16 家族支援の充実、障がいの早期発見・早期支援、関係機関の連携等 (社会福祉課)	事業概要	児童発達支援センターまきびとが、地域における障がい児支援の中核的役割を担う機関として障がい児通所支援事業所及び障がい児相談支援事業所(2事業所)への支援を行います。 障がい児相談支援事業は相談支援事業委託により実施します。		
	取組内容	2か所の障がい児相談支援事業所において、サービスにつながっていない児童に対して総合的な相談を実施しており、保護者からの相談に対応します。総合的な相談からサービス利用につながることも多く、引き続き計画相談として介入して支援します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-17 専門的支援が必要な障がい児への支援の強化 (社会福祉課)	事業概要	しらかわ圏域内5市町村共同で医療的ケア児※等コーディネーターを配置しており、医療的ケア児※の状況把握を行います。		
	取組内容	医療的ケア児※等コーディネーターが介入できる児童についてはコーディネーターを中心とした医療的ケア児※に対する支援ができるような体制確保を目指します。 医療的ケア児※状況把握シートを作成した児童については、避難行動要支援者の個別避難計画作成につなげます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-18 専門的支援が必要な障がい児への支援の強化 (こども未来課)	事業概要	障がい児の保育所受入れ体制の充実を図るため、重度障がい乳幼児1人当たり月額55,000円、中軽度障がい乳幼児1人当たり月額35,000円を受入れている保育所に補助します。		
	取組内容	障がい児で支援が必要な乳幼児の保育体制について、設備面・看護師の配置等の必要性を勘案した受入れ体制となるように努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-19 専門的支援が必要な障がい児への支援の強化 (学校教育課)	事業概要	教育支援体制整備事業費補助金を活用して、医療的ケア児※に看護職員の配置を促進します。		
	取組内容	医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校に医療的ケア看護職員の配置を促進します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-20 専門的支援が必要な障がい児への支援の強化 (こども未来課)	事業概要	耳の聞こえに問題がある児及びその保護者に対し、必要な情報を提供します。		
	取組内容	聴覚支援学校と連携し、耳の聞こえに問題がある児及びその保護者に対し、相談できる場の情報提供を行います。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

事業名	事業の概要・取組内容等			
4-(1)-21 軽度・中等度難聴 児補聴器購入費 等助成事業 (社会福祉課)	事業 概要	難聴児に補聴器購入費を助成する事業です。		
	取組 内容	身体障害者手帳を所持していない児童でも助成を受けることができることについて周知を図り、難聴児に対する幅広い支援ができるように努めます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-22 インクルーシブ教 育※システムの実 現に向けた取組 (学校教育課)	事業 概要	保護者や地域、県立西郷支援学校など関係機関と連携し、交流学級や共同学習の充実を図るとともに、各校の特別支援コーディネーター等、教職員の研修の機会を確保します。また、幼稚園や学校生活における合理的配慮による個別の支援を行います。		
	取組 内容	合理的配慮をするにあたって、通常の学級や特別支援学級等でそれぞれの環境の充実化のために、専門性のある教育支援員の配置や教職員の研修を実施し、すべてのこどもたちが共に学び、共に生きる、多様な学びの場を関係機関と連携し、整備します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-23 学校支援員配置 事業 (学校教育課)	事業 概要	特別な支援を要する児童生徒の対応と、一人ひとりの教育ニーズを把握し適切な支援を実施します。		
	取組 内容	支援員研修会などを通して課題を共有し、支援員の資質や能力の向上を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(1)-24 学校卒業後にお ける障がい者の 学びの支援 (社会福祉課)	事業 概要	障がいのある生徒の障がい者福祉サービス利用に関する支援(障がい児通所サービスから障がい者福祉サービスへの移行)を行います。		
	取組 内容	卒業後の障がい者サービス利用のために支援学校高等部生徒の就労移行支援サービス利用に向けた支援を行います。支援学校進路担当教諭との計画的な連携を図ります。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	②		
4-(1)-25 こころとからだの 相談事業 (こども未来課)	事業 概要	こころとからだの相談事業(支援が必要な児童や保護者に対し、精神科医師等による相談)を行います。		
	取組 内容	支援が必要な児童や保護者又は施設に対し、精神科医や臨床心理士より必要な助言等を行います。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③ ④		

事業名		事業の概要・取組内容等		
4-(1)-26 ヤングケアラー※ の実態把握、支援体制の構築	事業概要	令和5年度でヤングケアラー※実態調査を実施し、支援につながる仕組みづくりを検討しました。今後は関係機関や教育委員会と連携し、該当することもの家庭の実態把握等の情報共有と、必要とする福祉サービスの提供につなげていきます。		
	取組内容	関係機関や教育委員会と連携し、学校において既に実施しているアンケート調査にヤングケアラー※に関する設問を含めたかたちで実施するなど、実態調査の方法を検討し、家庭の実態把握等の情報共有とともに、必要とする福祉サービスの提供につなげていきます。 ヤングケアラー※であることも本人だけでなく、世帯全体を支援していきます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③ ④		
4-(1)-27 ヤングケアラー※ の社会的認知度向上のための広報啓発	事業概要	ヤングケアラー※について、村の広報紙やホームページを用いた啓発活動を行います。		
	取組内容	広報紙やホームページを活用し、SNS相談窓口の案内を行うとともに、ヤングケアラー※に対しての理解を深めるための啓発活動を行っていきます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③ ④		
4-(1)-28 こどもの自殺の要因分析等	事業概要	要保護児童対策地域協議会※の個別ケース検討会を開催し、自殺に至らないように支援体制を整えています。また、対象ケースがあった場合には、情報の集約、分析を行います。		
	取組内容	自殺予防対策を推進するとともに、必要に応じて個別ケース検討会により情報集約・調整を図り支援します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③ ④		
4-(1)-29 こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発	事業概要	自殺予防に関する知識の普及啓発を図るため、自殺予防週間街頭活動や、広報等を活用した普及啓発活動を行います。		
	取組内容	継続して啓発を図り、必要とする対象へ相談窓口等の情報が届くよう、広く周知を行います。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③ ④		
4-(1)-30 「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進	事業概要	思春期の児童生徒及びその保護者に対し、生命やお互いの性を尊重するこころの教育を実施します。		
	取組内容	継続してこころの教育を推進し、自己肯定感につながるよう、心の教育を展開していきます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③ ④		

(2) 児童虐待防止対策の充実

事業名	事業の概要・取組内容等			
4-(2)-1 要保護児童対策地域協議会※の 設置・開催 (こども未来課)	事業 概要	西郷村要保護児童対策地域協議会※を設置し、児童虐待※の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関と連携、協力し責任体制を明確化し、適切な支援を図ります。代表者委員会議、実務者委員会議、個別ケース検討会議を開催して、連携を図っています。		
	取組 内容	関係機関との円滑な連携・協力を確保し、情報の交換や支援内容の協議を行い、適切な支援につなげます。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③ ④		



(3)こどもの貧困解消対策の推進

事業名	事業の概要・取組内容等			
4-(3)-1 人材育成基金奨学資金 (文化スポーツ課)	事業概要	経済的理由により、高校及び大学等への進学が困難と認められる方に対して、入学時の奨学資金の貸与を行います。奨学資金に利息は付しません。		
	取組内容	今後とも募集を実施するとともに、物価高騰等の社会情勢を鑑みながら、貸与額など今後のあり方について検討します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③ ④		
4-(3)-2 低所得者への支援 (社会福祉課)	事業概要	村社会福祉協議会※によるフードバンクの提供を行います。 県社会福祉協議会生活自立サポートセンターによるフードバンクの提供を行います。		
	取組内容	フードバンクの情報提供を行い、必要な人に届くように活動を支援します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③ ④		
4-(3)-3 児童扶養手当 (こども未来課)	事業概要	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために手当を支給します。		
	取組内容	住民生活課と連携し、ひとり親家庭の把握に努め、制度について周知します。また、受給者の状況に応じて必要な届け出の提出を案内し、適切な給付を行います。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(3)-4 ひとり親家庭医療費助成 (こども未来課)	事業概要	ひとり親家庭の保険適用による医療費の自己負担額について、一部を償還払いにより助成します。		
	取組内容	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、疾病の早期発見・治療を図るため継続して実施します。また、頻回受診防止のため一部自己負担を継続します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		
4-(3)-5 母子・父子・寡婦福祉資金貸付 (こども未来課)	事業概要	母子・父子・寡婦家庭を対象とし、就業・就学・育成環境の改善を目的とした貸付制度です。		
	取組内容	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業の受付を行い、利用に向けた相談などに対応します。		
	対象	誕生前から就学前児童	小学生から高校生年代	青年期・子育て世代
	分野	② ③		

第5章 子ども・子育て支援事業計画（第3期）

1. 基本方針

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本村では前回計画において、「一過性の需要への対応」や「新規事業者の参入の容易さ」を考慮して、村内全域を1区域として設定しました。

本計画期間においても前回計画期間から人口や地域の生活環境に大きな変化がないこと、また村内全域を1提供区域とすることによって柔軟な対応が可能となることを踏まえて、引き続き全域を1区域として設定します。

また、サービス見込み量の算定にあたっては、計画期間の推計こども数（6ページ）の0～11歳のこども数を基礎データとしています。

(2) 教育・保育認定

教育・保育給付は、保護者の申請を受けた村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなっており、認定は、こどもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。（同法第19条及び第20条）

教育・保育給付の認定区分

認定区分		年齢	保育の必要性
1号認定 (同法第 19 条第1項第1号に該当)	教育標準時間認定 (幼児期の学校教育)	3～5歳	なし
2号認定 (同法第 19 条第1項第2号に該当)	保育認定		あり
3号認定 (同法第 19 条第1項第3号に該当)		0～2歳	あり

年齢と保育の必要性の関係

年齢	保育の必要性	
	ある	ない
0～2歳児	【3号認定】 ・保育所 ・延長保育 ・小規模保育	【全ての乳幼児】 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・地域子育て支援拠点事業・一時預かり(保育所) ・ファミリー・サポート・センター ・利用者支援
3～5歳児	【2号保】 ・保育所 ・延長保育 【2号幼】 ・一時預かり(幼稚園)	【1号認定】 ・幼稚園

(3)子ども・子育て支援事業概要

子ども・子育て支援法におけるサービスは、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の3つに区分されます。

以下は国の推奨事業です。なお、村の実施事業は後述となります。

事業一覧

根拠法	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付費	公立保育所・幼稚園
			新制度幼稚園
			認可保育所
			幼保連携型認定こども園
			幼稚園型認定こども園
			保育所型認定こども園
			地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付費（村が認可）	小規模保育事業
			家庭的保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
	子育てのための施設等利用給付	施設型給付を受けない施設等利用費	新制度未移行の幼稚園
			特別支援学校
			預かり保育事業
			認可外保育施設等
	地域子ども・子育て支援事業		利用者支援事業
			延長保育事業（時間外保育事業）
			実費徴収に係る補足給付を行う事業
			多様な事業者の参入促進・能力活用事業
			放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
			子育て短期支援事業（こどものショートステイ事業）
			乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
			養育支援訪問事業
			地域子育て支援拠点事業
			一時預かり事業
			病児保育事業
			子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
			妊婦に対して健康診査を実施する事業
			子育て世帯訪問支援事業
			児童育成支援拠点事業
			親子関係形成支援事業
			妊婦等包括相談支援事業
			産後ケア事業
	乳児等のための支援給付		乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

上記の事業について、国の指針に基づき、令和7年度から5年間の量の見込み※と確保方策※を示します。

2. 教育・保育給付

(1) 幼稚園・認可保育所

事業の概要・実施状況

特定教育・保育施設*等の利用者は年度によって増減はありますが、令和6年度は762人となっています。1号認定者は緩やかに減少しており、2号認定者は微減していますが、3号認定者は微増しています。

実施状況(各年度4月1日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号	264	247	236	225	202
2号	314	313	304	294	285
3号	220	251	249	266	275
0歳	47	56	52	52	48
1・2歳	173	195	197	214	227
合 計	798	808	789	785	762

施設数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園	2	2	2	2	2
保育所	4	4	4	4	4
地域型保育施設	2	2	3	3	3

量の見込みと確保方策

アンケートでの家庭の就労状況と施設利用意向を勘案し、利用実績から計画期間の利用者数を見込み、村内では幼稚園2園、保育所は4園、地域型保育施設3園（1園は休園中）で、利用定員の調整を図り、提供体制を確保します。

量の見込み

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	1号		270	265	260	255	250
	2号		310	315	320	325	330
		教育ニーズ	0	0	0	0	0
		その他	310	315	320	325	330
	1号認定及び2号認定		580	580	580	580	580
	3号(1・2歳児)		236	224	224	224	227
	(0歳)		45	46	46	47	47

	施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	幼稚園	2	2	2	2	2
	保育所	4	4	4	4	4
	地域型保育施設	3	3	4	4	4

提供体制

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	1号	270	270	270	270	270
	幼稚園等	60	60	60	60	60
	確認を受けない幼稚園	210	210	210	210	210
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	0	0	0	0
	2号	310	315	320	325	330
	保育所等	310	315	320	325	330
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	1号認定及び2号認定	580	585	590	595	600
	3号(1・2歳児)	236	224	224	224	227
	特定教育・保育施設	199	187	187	187	190
	特定地域型保育事業所	34	34	46	46	46
	認可外保育施設	3	3	3	3	3
	3号(0歳)	45	46	46	47	47
	特定教育・保育施設	32	33	33	34	34
	特定地域型保育事業所	3	3	6	6	6
	認可外保育施設	10	10	10	10	10

(2)認可外保育施設

事業の概要・実施状況

村内には認可外保育施設が2か所あり、主に0～2歳の保育を行っています。令和6年度は利用者が11人となっています。

量の見込みと確保方策

村内の認可外保育施設を中心に、0・1歳の利用を見込みました。

量の見込みと提供体制(再掲)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
認可外等の利用者(3号)	10	3	10	3	10	3	10	3	10	3

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

事業の概要・実施状況

こども及びその保護者等、または、妊娠している方に教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

実施状況

単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(か所)	1	1	1	1	1

量の見込みと確保方策

本庁内に設置したこども家庭センター※において、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応します。

量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(か所)	1	1	1	1	1
確保方策	(か所)	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業(時間外保育事業)

事業の概要・実施状況

通常の利用時間以外に認定こども園、保育所等で保育するもので、村内では4施設で実施しており、令和5年度の利用者は187人となっています。

実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数	(か所)	4	4	4	4	4
実利用人数	(人)	259	289	274	187	250(見込)

量の見込みと確保方策

直近の利用状況から利用者数を見込み、村内4施設での利用を見込みました。

量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人)	277	275	278	276	274
確保方策	実施施設数 (か所)	4	4	4	4	4
	実利用人数 (人)	277	275	278	276	274

(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要・実施状況

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設※等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。国の基準に基づき、対象者へ助成を実施します。

(4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要・実施状況

特定教育・保育施設※等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設※等の設置又は運営を促進するための事業です。国・県等の動向を注視しながら調査研究します。

(5)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業の概要・実施状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に児童館・児童クラブや小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

実施状況

単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	(人)	93	86	97	106	88
2年生		104	95	85	102	103
3年生		68	103	95	72	98
4年生		76	62	95	77	64
5年生		38	71	44	74	62
6年生		18	32	54	12	58
合計		397	449	470	443	473
施設数	(か所)	5	5	5	5	5

量の見込みと確保方策

利用人数の多い学年があったり、年度によって利用者数が増減したりしますが、利用者数は増加しており、利用実績から計画期間の利用者数を見込みました。今後の利用状況をみながら、既存の放課後児童クラブの定員枠の拡充を図り、必要に応じて施設確保を図ります。

量の見込み

	単位		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	1年生	(人)	95	92	81	93	95
	2年生		108	112	107	95	109
	3年生		103	91	94	90	80
	4年生		69	72	64	66	63
	5年生		62	59	62	55	56
	6年生		52	52	50	51	46
	合計		489	478	458	450	449
確保 方策	登録 児童数	(人)	489	478	458	450	449
	施設数	(か所)	5	5	5	5	5
	ファミリー・ サポート・ センター 事業	(人)	0	0	0	0	0

(6)子育て短期支援事業(こどものショートステイ事業)

事業の概要・実施状況

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において一定期間養護等を行う事業です。1か所に委託して利用できるように確保しています。

実施状況

単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数 (か所)	1	1	1	1	1
延利用人数 (人日)	10	14	40	71	70(見込)

量の見込みと確保方策

利用者は年々増加しており、緊急時対応等を加味して利用者数を見込み、提供体制を確保します。

量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	延人数 (人日)	70	75	80	80	80
確保 方策	延人数 (人日)	70	75	80	80	80
	施設数 (か所)	1	1	1	1	1

(7)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

事業の概要・実施状況

生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

実施状況

単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人数(年間) (人・回)	132	158	164	152	150(見込)

量の見込みと確保方策

計画期間は出生数を見込み、全ての家庭への訪問を行います。

量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	延人数 (年間) (人・回)	150	152	151	154	154
確保 方策	延人数 (年間) (人・回)	150	152	151	154	154
	実施 体制 (人)	2	2	2	2	2

(8)養育支援訪問事業

事業の概要・実施状況

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業です。これまで当該事業での訪問の実績はありません。

実施状況

単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数 (件)	0	0	0	0	0

量の見込みと確保方策

計画期間の利用は見込んでいません。

量の見込み

単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み (件)	0	0	0	0	0
確保 方策 (件)	0	0	0	0	0

(9)地域子育て支援拠点事業

事業の概要・実施状況

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。2か所で実施しており、年間延利用者は令和5年度3,304人となっています。

実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象人数 (0～3歳児)	(人)	492	459	469	474	489
1人あたりの 利用回数	(回)	35	31	30	41	38(見込)
延人数(年間)	(人日)	2,663	3,124	2,542	3,304	2,996(見込)
施設数	(か所)	2	2	2	2	2

量の見込みと確保方策

アンケート調査の未就園の低年齢児の利用希望を踏まえ、利用者数を見込みました。令和7年度から2か所での実施を計画して提供体制を確保しています。

量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延人数 (年間)	2,768	2,698	2,692	2,716	2,733
確保方策	延人数 (年間)	2,768	2,698	2,692	2,716	2,733
	施設数 (か所)	2	2	2	2	2

(10)一時預かり事業

事業の概要・実施状況

家庭で子育てをすることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、保育所、認定こども園、幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所の一時預かり事業						
延人数(年間)	(人日)	1,012	659	725	804	800(見込)
施設数	(か所)	2	2	2	2	2

量の見込みと確保方策

未就園児の一時保育事業の利用実績から量を見込みました。量の見込みに対して確保の内容は充足しており、今後の利用状況を踏まえ、必要に応じて事業の充実を図ります。

量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所の一時預かり事業						
量の 見込み	延人数 (年間) (人日)	768	763	772	767	759
確保 方策	延人数 (年間) (人日)	768	763	772	767	759
	施設数 (か所)	2	2	2	2	2

(11)病児保育事業

事業の概要・実施状況

病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。圏域内の1施設を利用できるようになっており、令和5年度は利用者が延27人となっています。

実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人数(年間)	(人日)	49	18	17	27	27(見込)
施設数	(か所)	1	1	1	1	1

量の見込みと確保方策

利用実績から見込み、現状の提供体制を確保します。

量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	延人数 (年間) (人日)	30	30	30	30	30
確保 方策	延人数 (年間) (人日)	30	30	30	30	30
	施設数 (か所)	1	1	1	1	1

(12)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業の概要・実施状況

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業で、ファミリー・サポート・センターは1か所で、延利用者数は令和5年度31人となっています。

実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	(か所)	1	1	1	1	1
延利用人数	(人日)	370	317	143	31	5(見込)

量の見込みと確保方策

利用実績から見込み、ファミリー・サポート・センターでの提供体制を確保します。事業について周知を図り、利用を促進します。

量の見込み

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	未就学児	(人日)	4	4	4	4	4
	就学児		1	1	1	1	1
	合計		5	5	5	5	5
確保 方策	未就学児	(人日)	4	4	4	4	4
	就学児		1	1	1	1	1
	合計		5	5	5	5	5

(13)妊婦に対して健康診査を実施する事業

事業の概要・実施状況

母体や胎児の健康確保、保健管理の向上を図るため、定期的に健診を受けることで母体、胎児の異常の早期発見、早期治療につなげる事業です。

実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象人数(0歳児人口)	(人)	142	149	177	133	135(見込)
1人あたりの健診回数	(回)	12.9	14.4	13.4	14.6	13.0(見込)
延回数(年間)	(回)	1,825	2,146	2,372	1,929	1,820(見込)

量の見込みと確保方策

計画期間は出生数を見込み、1人あたりの健診回数の実績で見込みました。提供体制は確保されており、適切な時期での受診を促進します。

量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	延人数 (年間) (人日)	1,950	1,976	1,963	2,002	2,002
確保 方策	延人数 (年間) (人日)	1,950	1,976	1,963	2,002	2,002
	実施場所 (か所)	55	55	55	55	55
	実施体制 (人)	55	55	55	55	55

(14)子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー*等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みに傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

量の見込みと確保方策

計画期間は5人日を見込み、必要な場合に利用できるように体制を確保します。

量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	(人日)	5	5	5	5	5
確保 方策	(人日)	5	5	5	5	5

(15)児童育成支援拠点事業

事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況を客観的に評価し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

量の見込みと確保方策

計画期間の実施は現状では見込んでいませんが、今後の動向を捉えながら実施の必要性を検討します。

量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人)	0	0	0	0	0
確保方策	(人)	0	0	0	0	0

(16)親子関係形成支援事業

事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

量の見込みと確保方策

計画期間の実施は現状では見込んでいませんが、今後の動向を捉えながら実施の必要性を検討します。

量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人)	0	0	0	0	0
確保方策	(人)	0	0	0	0	0

(17)妊婦等包括相談支援事業

事業の概要

主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

量の見込みと確保方策

計画期間は推計された0歳児数で利用者数を見込み、全ての家庭への訪問を行います。

量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(回)	750	760	755	770	770
確保方策(こども家庭センター※又は代替拠点)	(回)	1	1	1	1	1

(18)産後ケア事業

事業の概要

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うもので、誰もが安心・安全に子育てできる環境を整えるための事業です。

量の見込みと確保方策

相談状況などから利用が必要な人数を見込み、1人が複数回利用することを想定し、見込みました。提供体制は確保されており、必要に応じて迅速に対応できるように努めます。

量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人日)	20	25	25	25	25
確保方策	(人日)	20	25	25	25	25

4. 乳児等のための支援給付

(1) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業の概要

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みと確保方策

令和8年度から実施を予定しており、未就園児の人口推計を基に必要な定員数を見込み、提供体制を確保します。

量の見込み

		年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	就学前児童数 ①	0歳児	135人	152人	151人	154人	154人
		1歳児	152人	155人	157人	156人	160人
		2歳児	177人	159人	157人	159人	158人
	保育所等 利用者数 ②	0歳児	17人	46人	46人	47人	47人
		1歳児	106人	89人	90人	89人	92人
		2歳児	123人	135人	134人	135人	135人
	対象児童数 ③ (①-②)	0歳児	59人	53人	53人	54人	54人
		1歳児	46人	66人	67人	67人	68人
		2歳児	54人	24人	23人	24人	23人
	利用率④			10%			
	利用者数⑤ (③×④)	0歳児	-	6人	6人	6人	6人
		1歳児	-	7人	7人	7人	7人
		2歳児	-	3人	3人	3人	3人
	必要受入時間 数⑥ (⑤×10)	0歳児	-	60時間	60時間	60時間	60時間
		1歳児	-	70時間	70時間	70時間	70時間
		2歳児	-	30時間	30時間	30時間	30時間
確保方策	必要利用定員 総数⑦ (⑥÷110)	0歳児	-	1人	1人	1人	1人
		1歳児	-	1人	1人	1人	1人
		2歳児	-	1人	1人	1人	1人
		合計	0人	3人	3人	3人	3人
	必要利用定員 総数	0歳児	-	1人	1人	1人	1人
		1歳児	-	1人	1人	1人	1人
		2歳児	-	1人	1人	1人	1人
		合計	0人	3人	3人	3人	3人

- ・ ①～② 推計値より見込んでいます。
- ・ ③ 就学前児童数①から保育所等利用者数②を減算します。0歳児は生後6か月から利用可能なため、更に2分の1で算定しています。
- ・ ④ 利用率の推計は困難なため、10%と仮定し、実績に合わせて見直します。
- ・ ⑤ 対象児童数③に利用率④を乗算しています。
- ・ ⑥ 算定は、利用者⑤に毎月の一利用者当たりの利用時間(10時間)を乗算しています。
- ・ ⑦ 算定は、必要受入時間数⑥に毎月の定員一人当たりの受入可能時間数(5時間×22日)を除算しています。

5. 教育・保育の一体的提供等の推進

(1) 質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含む全ての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。

(2) 乳児等のための支援給付と幼児期の教育・保育との円滑な連携の取り組みの推進

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用していた児童が、満3歳に到達し、同制度の対象ではなくなったとき、継続して教育・保育施設の利用ができるよう関係機関と連携して円滑な移行を支援します。

(3) 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な幼保小連携の取組の推進

保育所や幼稚園と小・中学校との連携を深め、こどもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前児童等に係る施策との緊密な連携を図ります。

第6章 こどもの貧困解消対策計画

1. 基本方針

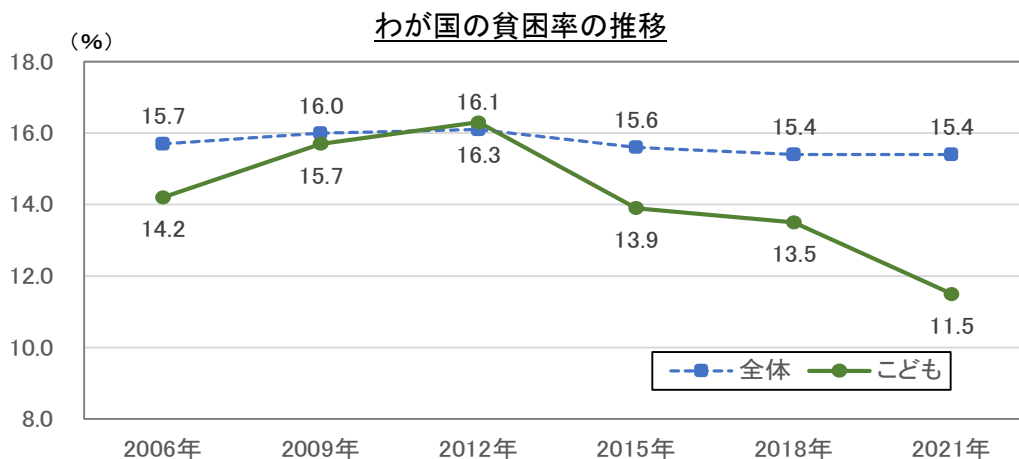
(1) 計画策定の背景と目的

厚生労働省の国民生活基礎調査結果により発表された 2021（令和3）年のわが国のこどもの相対的貧困率は11.5%で、2018（平成30）年の13.5%より改善し、OECD（経済協力開発機構）加盟国の平均値12.4%を下回りました。

一方で、少子化が進む中、こどもの貧困問題の潜在化・深刻化が懸念され、こどもの将来が生まれ育った環境に左右されやすいこと、コロナ禍の変化はこどもや女性への影響が大きかったことが指摘されています。これらの課題解決には、こどもの成育環境を整備するとともに、生まれ育った環境によってこどもの将来が決定されることなく、教育を受ける機会の均等化を継続的に図っていく必要があります。さらに、生活の支援、保護者への就労支援などをあわせて、こどもの貧困状態を解消するために総合的な施策の推進が求められています。

平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づいて平成26年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。さらに令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正が行われ、市町村における子どもの貧困対策計画の策定が努力義務となり、本村では「子ども・子育て支援事業計画」において実施されてきた事業について国の大綱をもとに整理を行い、推進してきました。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は令和6年に一部改正され、「こどもの貧困解消対策の推進に関する法律」が施行され、現在の貧困の解消と将来の貧困を防ぐことを推進するとともに、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもが大人になるまでの各段階における支援が切れ目なく行われるように推進することが新たに明記されました。

このようなことから、西郷村で暮らすこども一人ひとりの「現在」と「将来」に対して、切れ目や隙間のない支援を提供するために、本章に西郷村こどもの貧困解消計画の内容を整理し、こども施策とともに推進します。



（国民生活基礎調査結果より作成）

(2)生活困窮リスクの把握

①生活困窮リスクの把握方法

計画策定に向けて実施した保護者・こども本人の生活実態調査の中の設問では、世帯の可処分所得と世帯人数による分布により、低所得の状況を把握するとともに、家計の逼迫リスクやこどもの体験や所有物を把握し、生活困窮のリスクを集計しました。

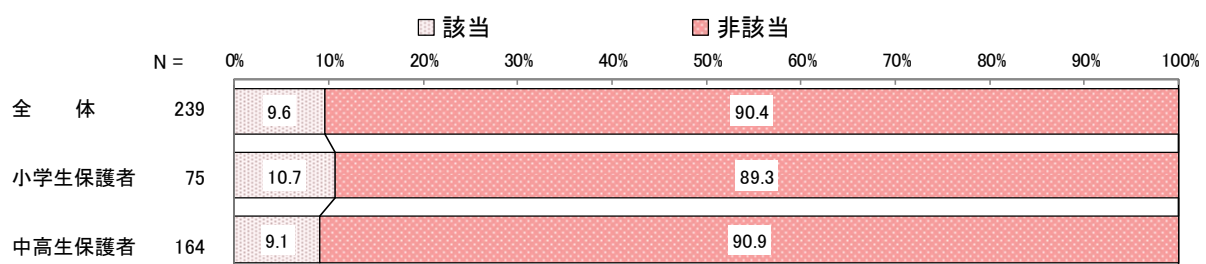
A 低所得	世帯の可処分所得(収入による可処分所得+児童手当等の支給額等)と世帯人数から、低所得のリスクを把握した。国民生活基礎調査の困窮の区分を参考にしているが、厚生労働省発表のこどもの相対的貧困率の算出方法と可処分所得の把握方法が異なる箇所がある。(参考:2人世帯 175 万円未満、3人世帯 210 万円未満、4人世帯 245 万円未満、5人世帯 275 万円未満等)
B 家計の逼迫	5項目(食料、家賃、電気・ガス・水道の公共料金、食料・衣類の購入)について、経済的な理由で払えなかった、または買えなかったことが1つ以上ある場合
C こどもの体験や所有物の欠如	こどもの体験や所有物など 14 項目(家族旅行に行く、スポーツ観戦・映画等に行く、キャンプ・海水浴・スキー等に行く、遊園地等に行く、デパート・ショッピングモール等に行く、習い事に通わせる、塾に通わせる、誕生日のお祝いをする、クリスマスにプレゼントをあげる、お正月にお年玉をあげる、定期的にお小遣いをあげる、こどもの年齢に合った本、こども用のスポーツ用品・おもちゃ、自宅で宿題ができる場所)のうち、経済的な理由でしていない、ないなどで欠如する項目が3つ以上ある場合

そして、A B Cの要素で2つ以上に該当した場合を困窮家庭、3つのうちいずれか1つに該当した場合を準困窮家庭とし、生活困窮リスクがあるものとし、該当しない家庭と分類しています。(その他の家庭には無回答等により分類できない世帯を含む。)

②低所得者の状況

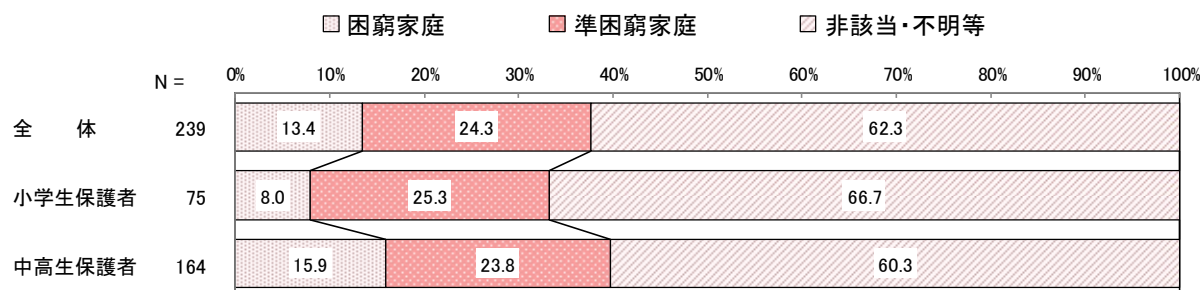
低所得者とは、国民生活基礎調査においては、一定基準を下回る等可処分所得を得ている者のことをいいます。相対的貧困率とは低所得者の割合のことです。

本調査は、国民生活基礎調査の困窮区分を参考に、アンケート調査から世帯の可処分所得と世帯人数を基に、近似値を算出しております。わが国のこどもの相対的貧困率(2021年)11.5%と比べると本村は9.6%とやや低くなっています。



③生活困窮状況

Aの低所得の割合は9.6%と少ないものの、B家計の逼迫やCこどもの体験・所有物の要素を加えて集計すると、困窮家庭は13.4%となり準困窮家庭は24.3%となっています。



(3)計画の対象

一般の人が「当たり前」「普通」と思っているような生活が送れず、様々な面で生きづらい状況を抱える「相対的貧困」が全国的な課題として挙げられています。これは、「食べるものがなくて飢える」というような、「生存」に必要な資源の不足・欠如である「絶対的貧困」に比べ、「みえにくい」問題といえます

本計画においては、現在困難を抱える家庭のこどもと将来困難を抱える可能性があるこども及びその保護者を対象として、こどもの「現在」の生活を支援するとともに、貧困の連鎖を防ぐことを目的として策定します。

2. こどもの貧困解消対策施策の推進

(1)教育の支援

①学校をプラットフォームとした総合的なこどもの貧困解消対策の展開

学校はこども達への教育の中心的な役割を担うとともに、地域に開かれたプラットフォームでもあります。この中で、地域において支援に携わる人材が、放課後児童クラブや放課後子ども教室、学習支援の場といった様々な連携を生み出すことで、苦しい状況にあるこども達を早期に発見し、支援につながる体制の整備を図ります。

事業名	概要・取組内容等
スクールソーシャルワーカー※派遣事業 (学校教育課)	1-(2)-1 参照
放課後子ども教室推進事業(文化スポーツ課)	1-(3)-9 参照

②就学支援の充実

本村においては、義務教育段階の教育費負担の軽減のための取組として、「要保護及び準要保護児童生徒※就学援助費」の支給を行っており、また基本目標4に挙げた事業も含めた、その他の経済的支援に関わる事業を実施することで、教育の機会均等の保障を図ります。

家庭環境に左右されることなく、こども達が将来の実現に向けた学力を培うための環境が保障されるように、「子育て世帯への学習支援」事業において、学習支援を行います。

加えて、こどもが学校において安心して過ごし、悩みを相談できる環境の整備を進めるため、教職員や支援に携わる方を対象とした研修等の実施についても、国の動向及びニーズを踏まえながら検討します。

事業名	概要・取組内容等
子育て世帯への学習支援(文化スポーツ課)	1-(3)-25 参照
地域学校協働事業(文化スポーツ課)	1-(3)-26 参照
要保護・準要保護制度の実施(学校教育課)	4-(1)-9 参照
人材育成基金奨学資金(文化スポーツ課)	4-(3)-1 参照

(2)生活の支援

①保護者の生活支援

子育て家庭を妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援するために、家庭訪問や面談を通じて、乳幼児の健康・栄養・発達などについて悩みを抱える子育て家庭の相談支援を行うとともに、乳幼児とその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、必要な支援につなげます。

あわせて子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図ります。

事業名	概要・取組内容等
家庭支援事業の推進(こども未来課)	2-(1)-5参照
こんにちは赤ちゃん訪問事業(こども未来課)	2-(2)-3参照
保育所の保育時間の延長(こども未来課)	3-(3)-1参照
一時保育(こども未来課)	3-(3)-2参照
病児病後児保育(こども未来課)	3-(3)-3参照
放課後児童クラブの時間延長・土曜保育の実施(こども未来課)	3-(3)-8参照

②こどもの生活支援

貧困家庭においては、ひとり親家庭である、養育者に子育てと介護の負担があるなど、複合的な課題を抱え、これによりこどもに対するしつけや教育などが十分行き届きにくいなどの状況が、全国的に指摘されています。これを踏まえ、こどもの基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後に生活習慣の取得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所である子ども食堂事業の推進を図るとともに、保護者及び支援に携わる方のニーズを捉えながら、こどもの基本的な生活習慣の獲得に必要な支援体制の整備を図ります。

事業名	概要・取組内容等
子ども食堂支援事業(こども未来課)	3-(2)-3参照
ヤングケアラー※の実態把握、支援体制の構築(こども未来課)	4-(1)-26 参照
生活困窮者自立支援制度 子どもの学習・生活支援事業(社会福祉課)	4-(1)-8参照
一元的な相談支援体制の構築等に向けた環境整備(ユースプレイス※自立支援事業) (社会福祉課)	2-(4)-2参照
食育の推進に関する支援 (こども未来課・健康ほけん課・学校教育課)	2-(2)-18 参照

③関係機関が連携した包括的支援体制の整備

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行います。

本村においては、「西郷村こども家庭センター」を中心として、相談・情報提供を行っています。貧困家庭の中には情報が届きにくい家庭が多いことも踏まえて、保護者のニーズを捉えながら、リーフレットやインターネット・SNSの活用など、より効果的な情報提供について検討を行います。

事業名	概要・取組内容等
こども家庭センター※機能整備(こども未来課)	2-(3)-1 参照
家族支援の充実、障がいの早期発見・早期支援、関係機関の連携等(社会福祉課)	4-(1)-16 参照

(3)保護者の就労の支援

①保護者の就労支援

ハローワークと連携しながら、貧困家庭の保護者に対してワンストップの相談窓口を提供することで、自立の支援を行うとともに、国の動向を踏まえながら、必要な事業を検討してまいります。

(4)経済的支援

①医療費の助成

家庭環境に左右されることなく、必要な医療を受けることができるよう、助成を着実に実施します。

事業名	概要・取組内容等
ひとり親家庭医療費助成(こども未来課)	4-(3)-4 参照
こども医療費助成事業(こども未来課)	2-(5)-1 参照
妊産婦医療費助成事業(こども未来課)	2-(5)-2 参照
養育医療費助成事業(こども未来課)	2-(5)-7 参照

②各種手当等

児童手当法や、その他関連法を踏まえた手当の支給を、着実に実施します。

事業名	概要・取組内容等
児童扶養手当(こども未来課)	4-(3)-3参照
児童手当(こども未来課)	2-(5)-8参照
要保護・準要保護制度の実施(学校教育課)	4-(1)-9参照
特別児童扶養手当(こども未来課)	4-(1)-4参照

第7章 こども・若者計画

1. 基本方針

こどもや若者を取り巻く状況や、子ども・若者育成支援推進法の目的や理念を踏まえながら、全てのこども・若者の健やかな育成と困りごとを抱えるこども・若者と家庭の支援を推進します。

2. こども・若者の育成支援施策の推進

(1)社会全体の課題に向けた取組

令和3年4月に示された「子ども・若者育成支援推進大綱」では、社会的な課題として、こどもや若者の自殺などの生命・安全の危機や、孤独・孤立の顕在化、ウェルビーイング*の低さ、格差社会への懸念などが挙げられており、こども・若者の生きにくさが社会情勢等の変化に大きく影響されていることがわかりました。

このため、こども・若者が誰ひとり取り残されることなく、社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍できるよう支援に取り組みます。

①いじめ、こどもの自殺など、生命・安全の危機を防ぐ取組の推進

こども・若者の生命や安全を脅かす深刻な状況が生じており、こども・若者支援の重要課題と捉えて、こども・若者の生命・安全確保に向けて施策を推進します。

事業名	概要・取組内容等
教育相談体制の充実(学校教育課)	4-(1)-10 参照
スクールソーシャルワーカー*派遣事業(学校教育課)	1-(2)-1 参照
こころとからだの相談事業(こども未来課)	4-(1)-25 参照
犯罪被害からこどもを守るための取組の推進(住民生活課)	3-(1)-15 参照
こども・若者の非行・被害防止に向けた全国強調月間(文化スポーツ課)	3-(1)-16 参照
こどもの事故防止に関する取組の推進(学校教育課)	3-(1)-17 参照
児童福祉施設の非常災害対策(こども未来課)	3-(1)-19 参照
防犯・交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育の推進(総務課・住民生活課)	3-(1)-20 参照
防犯・交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育の推進(学校教育課)	3-(1)-21 参照
学校における安全管理の取組の充実(学校教育課)	3-(1)-22 参照

事業名	概要・取組内容等
こどもの自殺の要因分析等(こども未来課)	4-(1)-28 参照
こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発(健康ほけん課)	4-(1)-29 参照
「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進(健康ほけん課)	4-(1)-30 参照
要保護児童対策地域協議会※の設置・開催(こども未来課)	4-(2)-1 参照

②生きる力を養うための教育・体験・就業等の機会の確保

周囲とのつながりの希薄化から顕在する孤独・孤立の問題や、コミュニケーション能力を育成する機会の不足などが生きにくさに影響していることが伺えます。成長過程にあるこども・若者が生きる力を養うための教育・体験・就業・社会活動の機会を持ち、心身ともに健やかに成長できる環境づくりを推進し、ウェルビーイング※の向上を支援します。

事業名	概要・取組内容等
読書活動の推進(文化スポーツ課)	1-(3)-4 参照
スポーツ少年団の活動支援(文化スポーツ課)	1-(3)-8 参照
放課後子ども教室推進事業(文化スポーツ課)	1-(3)-9 参照
西の郷少年少女合唱クラブ(文化スポーツ課)	1-(3)-10 参照
幼児期までの「遊びと体験」の推進(こども未来課)	1-(3)-11 参照
西郷農業塾(農政課)	1-(3)-12 参照
青少年体験事業(文化スポーツ課)	1-(3)-13 参照
学校における体験活動の推進(学校教育課)	1-(3)-14 参照
森林づくり、木育の推進(農政課)	1-(3)-15 参照
こども達への文化芸術体験機会の提供・充実(文化スポーツ課)	1-(3)-16 参照
ふるさと西郷講座(文化スポーツ課)	1-(3)-17 参照
国際理解教育の振興(文化スポーツ課)	1-(3)-18 参照
留学生交流・教育の国際化の推進(文化スポーツ課)	1-(3)-19 参照
異文化体験事業(文化スポーツ課)	1-(3)-20 参照
学校における外国語コミュニケーション能力を育成する教育の推進(学校教育課)	1-(3)-21 参照

③情報化や社会変化への対応力の育成支援

情報化や国際化等により、こども・若者をはじめ、人々の価値観や人生観は多様化しています。また、社会経済状況はめまぐるしく変化しており、社会変化に対応できる力を育てることも重要となっています。

こども・若者が社会と関わり、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに将来社会を担う存在となれるよう、健やかな成長を支援する施策を推進します。

事業名	概要・取組内容等
学校教育における人権教育の推進 (学校教育課)	1-(1)-1 参照
人権啓発活動の実施(住民生活課)	1-(1)-2 参照
スクールソーシャルワーカー※派遣事業 (学校教育課)	1-(2)-1 参照
相談体制の整備(住民生活課)	1-(2)-2 参照

(2)生活課題の解決に向けた取組

困りごとを抱えるこども・若者とその家庭が困難な状況の改善を図れるように、こども・若者とその家族を含めて誰ひとり取り残さず、また途切れることなく支援に取り組めます。

①家庭内における困りごと、情報通信環境への対応

生活困難や家族のケア、虐待問題など家庭の中での課題を含め、子育てや教育に対する困難を抱えている家庭を社会や地域全体で支える施策を推進します。

事業名	概要・取組内容等
こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備(学校教育課)	3-(2)-2 参照
こころとからだの相談事業(こども未来課)	4-(1)-25 参照
ヤングケアラー※の実態把握、支援体制の構築(こども未来課)	4-(1)-26 参照
ヤングケアラー※の社会的認知度向上のための広報啓発(こども未来課)	4-(1)-27 参照
要保護児童対策地域協議会※の設置・開催(こども未来課)	4-(2)-1 参照
子育て世帯への学習支援(文化スポーツ課)	1-(3)-25 参照
地域学校協働事業(文化スポーツ課)	1-(3)-26 参照

②学校生活・社会生活における課題の対応

いじめや不登校など学校生活に課題を抱えるこどもを支援する体制を確保し、立ち直りを支援します。

事業名	概要・取組内容等
スクールソーシャルワーカー※派遣事業 (学校教育課)	1-(2)-1 参照
相談体制の整備(住民生活課)	1-(2)-2 参照
相談体制の整備(こども未来課)	1-(2)-3 参照
相談体制の整備(健康ほけん課)	1-(2)-4 参照
一元的な相談支援体制の構築等に向けた環境整備(ユースプレイス※自立支援事業) (社会福祉課)	2-(4)-2 参照

③就学・就業の支援

若者が安心して働き、意欲や能力を十分に発揮できるよう、困難な状況にある若者の自立や社会参加に向けた施策を推進します。

事業名	概要・取組内容等
人材育成基金奨学資金(文化スポーツ課)	4-(3)-1 参照
一元的な相談支援体制の構築等に向けた環境整備(ユースプレイス※自立支援事業) (社会福祉課)	2-(4)-2 参照

第8章 計画の推進方策

1. 計画の推進状況の点検・公表

(1)進捗管理

本計画の推進にあたっては、施策の進捗状況について定期的に「西郷村子ども・子育て会議」に報告し、内容を公表するとともに、必要に応じて、こども・若者から意見を聴く機会を設けるなど、実効性のある取組に努めます。

また、事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画→実施→点検・評価→改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理、評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の見直しを図ってまいります。

PDCAサイクル図



(2)村民への意識啓発の推進

こども・若者支援は、地域全体で取り組むべき大きな課題であるため、様々な広報活動や生涯学習などの学習機会を通じて、村民への意識啓発を推進します。

こども・若者支援に関する事業・取組に関して、効果的・効率的に推進するため、組織横断的に取り組みます。

第9章 資料編

1. 西郷村子ども・子育て会議条例

平成 26 年 6 月 25 日
条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第 1 項及びこども基本法（令和 4 年法律第77号）第13条第 3 項の規定に基づき、村長の附属機関として西郷村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子ども・子育て会議は、村長の諮問に応じ、法第72条第 1 項各号に掲げる事項、こども計画（こども基本法第10条第 2 項に規定する市町村こども計画をいう。）に関する事項及びその他こども施策に関する事項について調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、必要に応じて、村の子ども・子育て支援の施策に関し村長に意見を述べることができる。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が未定である場合にあっては、村長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、子ども・子育て会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月18日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月14日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日の前日において現に在職するこの条例による改正前の西郷村子ども・子育て会議条例第5条に規定する委員の任期は、同日をもって満了する。

附 則（令和7年9月11日条例第20号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2. 子ども・子育て会議 委員名簿

令和7年3月現在

職名	氏名	所属機関等	条例等による規定
会長	田 邊 敏 捷	西郷村社会福祉協議会 会長	その他、村長が必要と認める者
副会長	君 島 男	西郷村PTA連絡協議会 会長	子どもの保護者
委員	緑 川 和 哉	まきば保育園父母の会 会長	
	松 本 和 浩	みずほ保育園父母の会 会長	
	和 知 章 人	くまっこ保育園父母の会 会長	
	後 藤 寛 子	川谷保育園保護者会 会長	
	菊 池 幸 大	西郷幼稚園PTA 会長	
	内 山 亮 介	小田倉児童クラブ保護者会 会長	
	森 大 志	熊倉児童クラブ保護者会 会長	
	福 井 奈 々	川谷児童クラブ保護者会 会長	
	渡辺 美音利	みずほ保育園 園長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
	森 明 美	くまっこ保育園 園長	
	江 戸 清	川谷保育園 園長	
	藤 田 窓 佳	つどいの広場 ボランティアコーディネーター	
	秋 山 充 司	西郷村教育長	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
	山 川 晃 司	熊倉小学校 校長	
	石 川 格 子	西郷村商工会理事	その他、村長が必要と認める者
	岩 鍋 國 雄	民生児童委員協議会 会長	
	勝 又 千 賀 子	主任児童委員	
	金 田 清 子	主任児童委員	

令和7年6月現在

職名	氏名	所属機関等	条例等による規定
会長	秋 山 充 司	西郷村教育長	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
副会長	勝 又 千 賀 子	主任児童委員	その他、村長が必要と認める者
委員	磯 倉 浩 佑	まきば保育園父母の会長	子どもの保護者
	菊 池 幸 大	西郷幼稚園 PTA 代表	
	内 山 亮 介	小田倉児童クラブ保護者会長	
	森 淳 一	西郷村 PTA 連絡協議会 小学校会員	
	河 合 肇	西郷村 PTA 連絡協議会 中学校会員	
	横 山 夏 子	西郷村手をつなぐ親の会 理事	
	渡 辺 美 音 利	みずほ保育園長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
	佐 藤 聡 美	はのん保育園長	
	池 下 和 子	あったかはあーと代表	
	小 針 秀 樹	甲子の里福祉会 事務局長	
	加 藤 恵	こども子育て応援センター長	
	小野崎 栄行	ほっこりキッチン宝っ子 会長	
	山 本 光 子	アネシス学院長	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
	山 川 晃 司	熊倉小学校長	
	鈴 木 仁	牧人会	その他、村長が必要と認める者
	石 川 格 子	西郷村商工会 理事	
	小 菅 秀 雄	人権擁護委員	
	横 川 勲 和	若者委員	
	大 澤 祐 美	若者委員	
	片 野 真 子	こども委員	
	大 竹 彩 音	こども委員	

令和8年6月現在

職名	氏名	所属機関等	条例等による規定
会長	秋 山 充 司	西郷村教育長	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
副会長	勝 又 千 賀 子	主任児童委員	その他、村長が必要と認める者
委員	磯 倉 浩 佑	まきば保育園父母の会長	子どもの保護者
	君 島 裕 貴	西郷幼稚園 PTA 代表	
	内 山 亮 介	小田倉児童クラブ保護者会長	
	森 淳 一	西郷村 PTA 連絡協議会 小学校会員	
	津 田 正 和	西郷村 PTA 連絡協議会 中学校会員	
	横 山 夏 子	西郷村手をつなぐ親の会 理事	
	二 瓶 由 美 子	みずほ保育園長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
	佐 藤 聡 美	はのん保育園長	
	池 下 和 子	あったかはあーと代表	
	小 針 秀 樹	甲子の里福祉会 事務局長	
	加 藤 恵	こども子育て応援センター長	
	小野崎 栄 行	ほっこりキッチン宝っ子 会長	
	山 本 光 子	アネシス学院長	
	高 木 徹	熊倉小学校長	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
	鈴 木 仁	牧人会	
	石 川 格 子	西郷村商工会 理事	その他、村長が必要と認める者
	小 菅 秀 雄	人権擁護委員	
	横 川 勲 和	若者委員	
	大 澤 祐 美	若者委員	
	片 野 真 子	こども委員	
	大 竹 彩 音	こども委員	

3. 策定経過

年月日	内 容
令和6年2月28日 ～3月15日	子ども・子育て支援施策に関するアンケート調査の実施
令和6年6月18日	第1回 西郷村子ども・子育て会議 ○西郷村子ども・子育て会議条例について ○施設利用状況について(幼稚園等・保育園・児童クラブ) ○こども家庭センターについて ○西郷村要保護児童対策地域協議会について ○第1期西郷村こども計画策定に係る概要説明について ○アンケート調査内容の結果報告について ○第1期西郷村こども計画策定に伴う今後のスケジュールについて
令和6年7月31日 ～8月16日	西郷村 若者の生活に関するアンケート調査の実施
令和6年9月19日	第2回 西郷村子ども・子育て会議 ○西郷村第1期こども計画策定について ・骨子案について ・若者アンケート結果について
令和6年12月19日	第3回 西郷村子ども・子育て会議 ○西郷村第1期こども計画策定について ・素案の検討について
令和7年1月29日 ～2月11日	パブリック・コメントの実施
令和7年3月3日	第4回 西郷村子ども・子育て会議 ○西郷村こども計画について ・素案説明、質疑・応答に対する対応 ・素案の承認 ○答申

4. 用語集

用語	説明	該当ページ
あ行		
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む)のこと。	72
インクルーシブ教育	障がいや病気の有無、国籍、性別といった様々な違いや課題を越えて、全てのこどもが同じ環境で一緒に学ぶ教育のこと。	73
インクルージョン	障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容のこと。	71
ALT	外国語を母国語とする外国語指導助手のことで、児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に配置し、授業を補助する。	48、49、70
ウェルビーイング	well(よい)と being(状態)からなる言葉で、身体的・精神的・社会的に幸せな状態のこと。	100、101
エジンバラ産後うつ病問診票	産後うつ病のスクリーニングを行うための調査票のことで、10種類の質問項目に対して回答した結果を点数化してスケーリングを行う。	52
か行		
確保方策	「量の見込み」を満たすために、計画期間内において、村等が提供する各子育て支援サービスの供給量のこと。	78～90
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育のこと。	48
合計特殊出生率	合計特殊出生率は1人の女性が一生の間に生むとした時の平均こども数に相当するもの。	7
コーホート変化率法	「コーホート変化率法」とは、同じ年に生まれた人々の集団(コーホート)について、過去の実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。	5、6
こども家庭センター	保健師等の専門の職員を配置し、子育て家庭の育児不安等に対する助言、子育てに関する情報提供を行い、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的とした組織。	19、45、56、57、58、59、81、90、98
こども家庭ソーシャルワーカー	虐待を受けたこどもの保護並びに要保護児童、要支援児童等の在宅支援等に関し、こどもやその保護者に対して相談支援等など、家庭福祉に係る支援を行う役職のことで、令和6年度より認定資格が創設された。	58
さ行		
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした法律。	2

用語	説明	該当ページ
児童虐待	身体的虐待、心理的虐待(言葉のおどしや無視)、ネグレクト(養育・保護の怠慢、拒否)、性的虐待など、こどもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見したりした場合の通告は、法律で義務付けられている。	1、75
社会福祉協議会	地域社会の中で、住民の自主的な活動の中核となって福祉活動を推進し、保健や福祉上の様々な問題を一緒に解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体のこと。住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域での福祉活動の推進を図るための活動を行っている。社会福祉協議会は全国すべての市町村、都道府県・指定都市に設置され、それぞれが独立しながら、同時にそのネットワークにより活動を進めている。	51、53、76
情報リテラシー教育	自分が必要な時に、必要な情報を効果的に探し出し、見つけた情報を適切に評価・活用できる能力を育成するための教育のこと。	62
スクールソーシャルワーカー	子ども達の毎日の生活における様々な悩みやいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などに対し、事態を解決すべく支援する専門職。	45、70、95、100、102、103
た行		
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給にかかる施設として確認する教育・保育施設。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。	80、82
な行		
は行		
パブリック・コメント	国の行政機関が政令や省令等を定めようとする際や、自治体が各種計画を作成する際に、事前に、広く一般から意見を募集する手続きのこと。	3
プレコンセプションケア	若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康に向き合うこと。	55
ま行		
や行		
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。	19、74、88、97、102
ユースプレイス	若者の居場所を大事にし、同じ時間を共有し、同じような悩みなどを経験した人が、対等な立場で支え合う場のこと。	58、97、103
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、文化や言語、年齢、障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。	64
要保護及び準要保護児童生徒	就学援助費支給事業において要保護児童生徒は、生活保護法に規定する要保護児童生徒、準要保護児童は要保護児童生徒に準じるものとして教育委員会が基準に基づき認定した者。	19、95
要保護児童対策地域協議会	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童等の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等の支援に関する協議を行うもの。	19、74、75、101、102

用語	説明	該当 ページ
ら行		
ライフステージ	人生の加齢に伴う変化を、いくつかの段階(ステージ)で区切った、それぞれの段階のこと。	40、41
療育	障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や障がい特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすること。	55
量の見込み	教育・保育等に、どのくらいの需要があるのかのことで、こども計画においては、「ニーズ調査」の結果を、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引」(令和6年3月改定)に基づいて算出することが原則とされている。	78～90

西郷村こども計画

【令和7年度～令和 11 年度】

発行日 令和7年3月(令和8年6月改訂)
編集 西郷村 厚生部 こども未来課
発行 西郷村
住所 〒961-8501
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40 番地
連絡先 0248-25-1509
F A X 0248-25-4517
U R L <https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/>
